

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）

加須市障害児福祉計画（第3期）

令和6～8年度

～ お互いに尊重し合い 自分らしく輝けるまち ～

令和6年3月

加 須 市



## はじめに

近年、少子化による人口減少と高齢化の進展により、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化している中、障がいのある人や支える家族の高齢化、障がいの重度化・重複化などによる障がい福祉施策へのニーズも多様化しております。

加須市では、令和3年3月に「加須市障害者計画及び障害福祉計画（第6期）、加須市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、関係各所や多くの市民の皆様の御協力をいただきながら、障がい者支援の各種施策に積極的に取り組んでまいりました。



この間、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行や障害者雇用促進法の改正など、障がい者施策に関する法令整備を一段と進め、障がい者に対する支援を充実させてきました。

市といたしましては、引き続き、障がい者施策の継続性を重視するとともに、障がいのある人を取り巻く法・制度の改正や社会情勢の変化に適切に 대응していくため、また、第2次加須市総合振興計画の前期基本計画に「障がい者福祉の充実」として位置付けた障がい者施策の推進を図るため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）、加須市障害児福祉計画（第3期）」を策定しました。

「障害者計画」は、障がいのある人の自立及び社会参加等の方向性を示し、「障害福祉計画」は、障害者総合支援法の規定による障がい福祉サービス等の各年度の見込量やその確保策を定めており、「障害児福祉計画」は、障がい児支援に係る提供体制の推進を定めたものです。

今後、関係機関や関係団体、市民の皆様と連携を図りながら、本計画の基本理念である「お互いに尊重し合い 自分らしく輝けるまち」を目指し、各施策に全力で取り組んでまいります。

結びに、計画の策定に当たり、御尽力をいただきました加須市障がい者施策推進懇話会委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

加須市長 **角田守良**



目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨	3
2 計画の性格と位置づけ	6
3 計画の構成と期間	7
4 障がい者福祉施策の対象者	8

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 加須市の概況	11
2 アンケート調査結果概要	20
3 現計画の評価からみた加須市の課題	37
4 アンケート結果からみた加須市の課題	44

第3章 障害者計画

1 計画の基本理念	49
2 計画の基本方針	49
3 計画の基本政策	50
4 計画の体系	52
5 本計画におけるSDGsの取組	53
基本政策1 相互理解と権利擁護の推進	56
1-1 障がいへの理解の促進	56
1-2 差別解消と合理的配慮の推進	58
1-3 権利擁護の推進	59
基本政策2 日常生活への支援	61
2-1 地域支援体制の整備	61
2-2 障がい福祉サービス等の充実	63
2-3 相談支援等の充実	68
2-4 経済的支援の充実	71
2-5 保健・医療の充実	73
基本政策3 障がい児に対する支援	76
3-1 障がい児支援の充実	76
3-2 教育・保育の充実	80
基本政策4 就労への支援	82
4-1 就労機会の拡充	82
4-2 障がい者の活躍の場の確保	84

基本政策5 社会参加の促進 .....	87
5-1 文化芸術・スポーツ活動の支援 .....	87
5-2 交流・コミュニケーション支援の充実.....	90
5-3 情報アクセシビリティの推進 .....	93
基本政策6 安心安全の取組 .....	95
6-1 福祉のまちづくりの推進 .....	95
6-2 生活環境の整備 .....	98
6-3 水害・震災等への防災体制の充実.....	100

#### 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画の性格と概要 .....	105
2 令和8年度の数値目標の設定 .....	106
3 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策 .....	121

#### 第5章 計画の推進

1 協働のまちづくりの推進 .....	139
2 計画の推進 .....	140
3 計画の点検と評価 .....	142

#### 付属資料

1 用語説明 .....	145
2 加須市障がい者施策推進懇話会設置要綱 .....	150
3 加須市障がい者施策推進懇話会委員名簿 .....	152

#### ※障がいの表記について

本計画書では、人を表わす場合は「障がい」と表記（「障がい者」や「障がい児」、「障がいのある人」、「障がいのある児童」など）します。

また、「障害」は「障がい」と表記します。ただし、市等の事業名、法令等で使用されている場合は、「障害」を使用します。

# 第1章 計画の策定にあたって





## 1 計画策定の背景及び趣旨

### <背景>

#### ■国際条約への批准に向けて

平成19年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約」は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、権利を実現するための措置等を規定した、障がいのある人に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

このため、わが国でも条約の締結に先立ち、国内の法、制度改革を集中的に進めました。

#### ■様々な法、制度改正の具体的内容

##### ○障害者基本法の改正（平成23年8月）

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。」ことを目的に、障がいのある人の「自立と社会参加」の支援等のための施策が総合的・計画的に推進されることになるとともに、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことから、「必要かつ合理的な配慮」の概念が導入されました。

##### ○障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に「難病」等が加えられました。

##### ○障害者差別解消法の成立（平成25年6月）

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（「合理的配慮の不提供」）の防止が定められました。

#### ■更なる充実を図るために

こうして、様々な法制度整備が行われ、諸制度の充実が図られた結果、平成26年1月に我が国は国際条約である障害者権利条約を批准しました。

その後、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（平成28年6月）に伴い、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」・「就労」・「相談」の一層の充実を図ることが示されるとともに、専門機関が有機的に連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応することが示され、障がい児支援に関する提供体制の計画的な構築を推進するために「障害児福祉計画」を策定することが地方自治体の義務となりました。

## ■本市の動向

平成19年3月に「障害者基本法」に基づく「障害者計画」と「障害者自立支援法」（当時）に基づく「障害福祉計画」を一つにまとめた「加須市障害者計画及び障害福祉計画」（第1期）を策定し、3年毎に見直しを行うとともに、途中、合併により1市3町の既成の計画を踏まえて策定した「第3期計画（平成24～26年度）」や「障害者総合支援法」の施行に基づく対応を経て、平成27年3月には「第4期計画（平成27～29年度）」、平成30年3月には「第5期計画（平成30年度～令和2年度）」（「障害児福祉計画」としては第1期計画）、令和3年3月には「第6期計画（令和3年度～令和5年度）」（「障害児福祉計画」としては第2期計画）の策定を行い、施策の推進に努めてきました。

## <趣旨>

本市として、引き続き施策の継続性を重視するとともに、障がいのある人を取り巻く法・制度の改正や社会情勢の変化に適切に伝えていくため、また、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策計画として、令和6年度を初年度とする『加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期）』を策定しました。

【参考：近年の主な関係法の改正動向】

法律名等	内容
障害者虐待防止法 〔平成24年10月1日施行〕	○障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 〔平成25年4月1日施行〕	○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供（難病） ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 〔平成26年1月20日批准承認〕	○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法） 〔平成28年4月1日施行〕	○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法） 〔平成28年5月13日施行〕	○成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン 〔平成28年6月2日閣議決定〕	○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 〔平成28年8月1日施行〕	○発達障害者支援地域協議会の設置 ○発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 〔平成30年4月1日施行〕	○自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス） ○就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス） ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定義務付け） ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援〔平成28年6月3日施行〕
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 〔令和3年4月1日施行〕	○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○社会福祉連携推進法人制度の創設
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 〔令和4年5月25日施行〕	○障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項を設定
障害者雇用促進法の改正 〔令和5年4月1日施行〕	○雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ○有限責任事業組合（LLP）算定特例の全国展開 ○在宅就業支援団体の登録要件の緩和 ○精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長（省令改正）
障害者雇用促進法の改正 〔令和6年4月1日施行予定〕	○週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例 ○障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し ○納付金助成金の新設・拡充等

## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

### ○障害者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」として策定するものです。障害者計画は、市の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

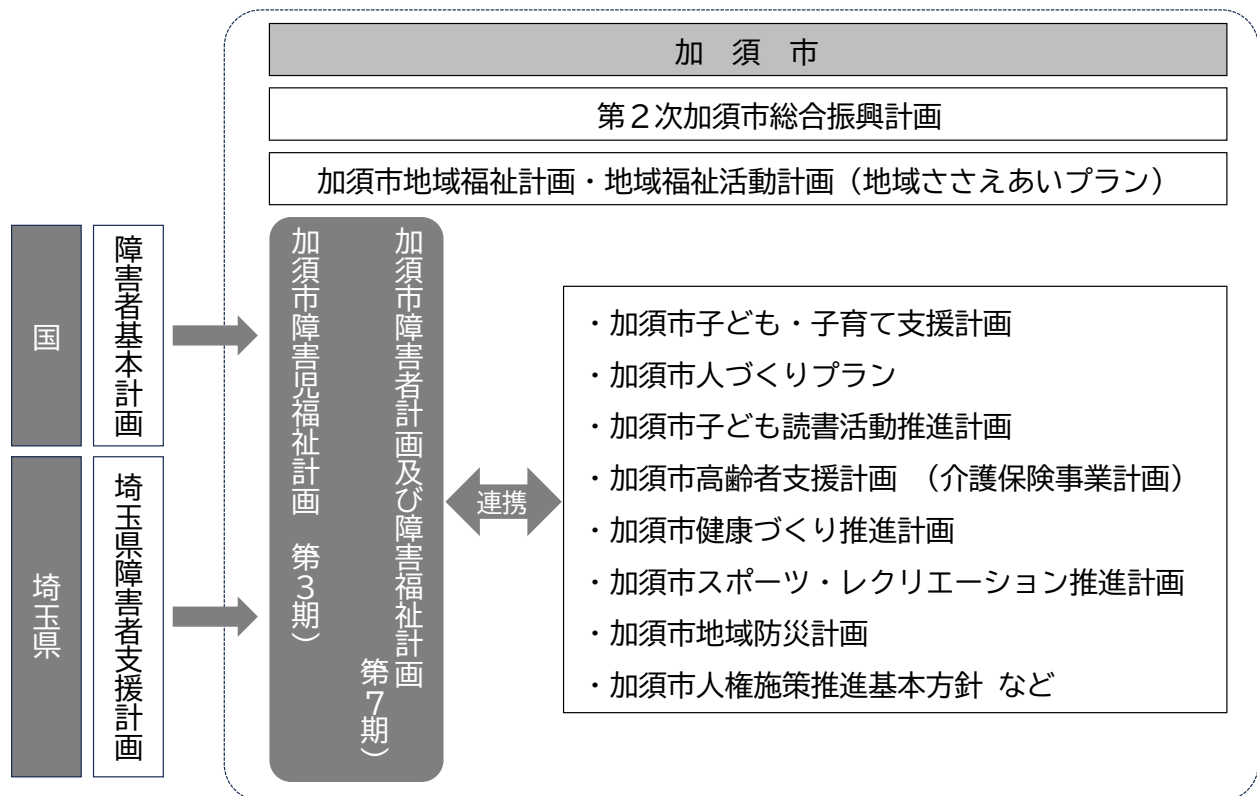
### ○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」として策定するものです。指定障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた、実施計画として位置づけられます。

### ○障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。障がい児支援に関する提供体制の計画的な構築を推進するために必要な事項を定めるもので、専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することが求められています。

## ■計画の位置づけ



### 3 計画の構成と期間

本計画は、「障害者計画」及び「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」で構成し、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国の障がい者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

#### ■計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
加須市	第2次加須市総合振興計画（令和3年度～令和12年度）									
	前期基本計画（令和3年度～令和7年度）									
	障害者計画及び障害福祉計画（第6期） 障害児福祉計画（第2期） （令和3～5年度）			障害者計画及び障害福祉計画（第7期） 障害児福祉計画（第3期） （令和6～8年度）			次期計画			
	次期計画									
国	第4次 障害者基本計画		第5次障害者基本計画						次期計画	
	次期計画									
埼玉県	第6期 埼玉県障害者支援計画			第7期 埼玉県障害者支援計画			次期計画			
	次期計画									

#### 4 障がい者福祉施策の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法等の以下の関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、また、高次脳機能障がいのある人や難病患者を対象とします。

##### ○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

##### ○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて18歳以上であるものをいう。

- 2 「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

##### ○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

##### ○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題





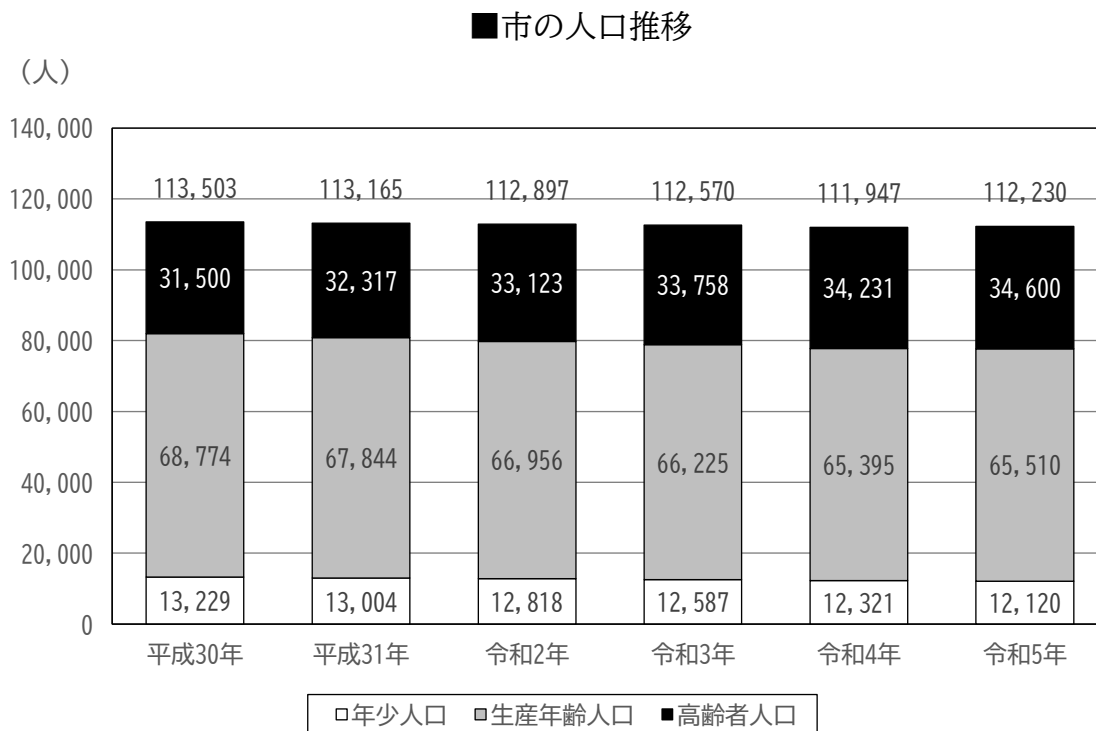
# 1 加須市の概況

## (1) 人口の推移

本市の人口（外国人を含む総人口）は、令和5年4月1日現在で112,230人となっています。

平成30年と比較すると、この5年間で1,273人の減となっています。

その中で、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、0歳～14歳の年少人口と15歳～64歳の生産年齢人口は、年々減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 障がいのある人の概況

### ①国・県・市の状況

国の『障害者白書』（令和5年度版・内閣府）によると、平成28年における身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分で障がいのある人は、全国で964万7千人となっており、その内訳は、身体障がい者が436万人、知的障がい者が109万4千人、精神障がい者（精神疾患等の患者数）が419万3千人となっています。

また、埼玉県では、令和3年度末現在で身体障がい者が203,883人、知的障がい者が54,520人、精神障がい者が70,310人となっており、県の総人口7,385,848人（令和4年1月1日）から換算すると、約4.5%の人が何らかの障がいを有していることになります。

一方、加須市では、令和3年度末時点で、身体障がい者が3,425人、知的障がい者が1,049人、精神障がい者が1,055人となっており、市の総人口（令和3年度末時点）111,947人から換算すると、約4.9%の人が何らかの障がいを有していることになります。

#### ■国の障がい者数

区分	総数（万人）	総人口比
身体障がい者	436.0	3.4%
知的障がい者	109.4	0.9%
精神障がい者	419.3	3.3%
合計	964.7	7.6%

出典：令和5年度版障害者白書（障がい者数は平成28年の数値）

#### ■埼玉県の障がい者数

区分	総数（人）	総人口比
身体障がい者	203,883	2.8%
知的障がい者	54,520	0.7%
精神障がい者	70,310	1.0%
合計	328,713	4.5%

出典：埼玉県資料（障がい者数は令和3年度末の数値）

#### ■加須市の障がい者数

区分	総数（人）	総人口比
身体障がい者	3,425	3.1%
知的障がい者	1,049	0.9%
精神障がい者	1,055	0.9%
合計	5,529	4.9%

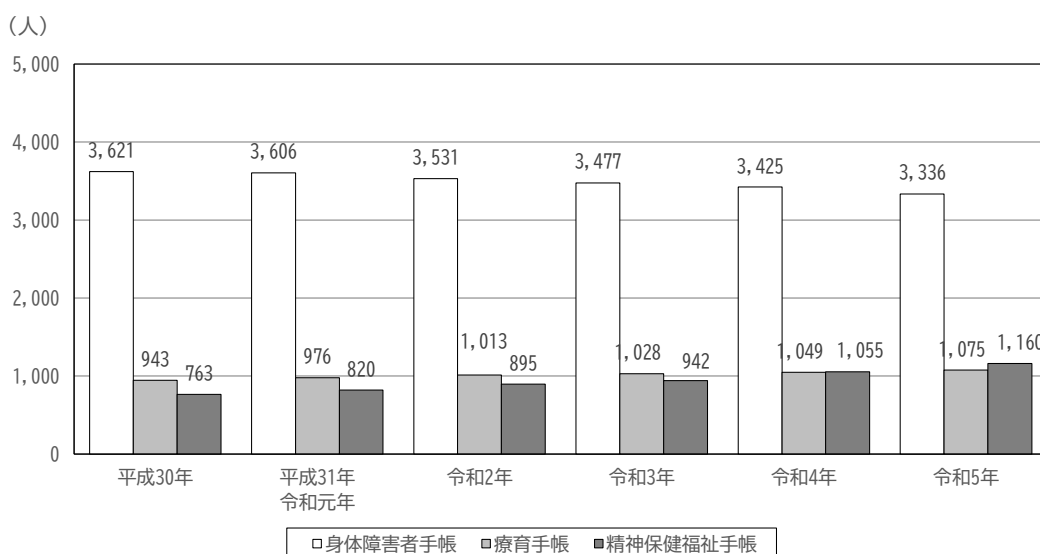
出典：埼玉県資料（障がい者数は令和3年度末の数値）

## ②障害者手帳所持者数の推移

本市の障がい者数（手帳所持者数 令和5年3月31日現在）は、全体で5,571人となっており、総人口に占める割合は約5.0%で、平成30年から244人（4.5%）増加しています。

内訳は、身体障がい者が3,336人、知的障がい者が1,075人、精神障がい者が1,160人となっており、それぞれが占める割合は、身体障がい者は59.9%、知的障がい者は19.3%、精神障がい者は20.8%となっています。

### ■障害者手帳所持者数の推移



出典：加須市資料（各年3月31日時点）

### ■各障害者手帳所持者数

	総人口	身体障害者手帳		療育手帳		精神保健福祉手帳		合計	
	(人)	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	総人口比
平成30年	113,503	3,621	68.0%	943	17.7%	763	14.3%	5,327	4.7%
平成31年 令和元年	113,165	3,606	66.8%	976	18.1%	820	15.2%	5,402	4.8%
令和2年	112,897	3,531	64.9%	1,013	18.6%	895	16.5%	5,439	4.8%
令和3年	112,570	3,477	63.8%	1,028	18.9%	942	17.3%	5,447	4.8%
令和4年	111,947	3,425	61.9%	1,049	19.0%	1,055	19.1%	5,529	4.9%
令和5年	112,230	3,336	59.9%	1,075	19.3%	1,160	20.8%	5,571	5.0%

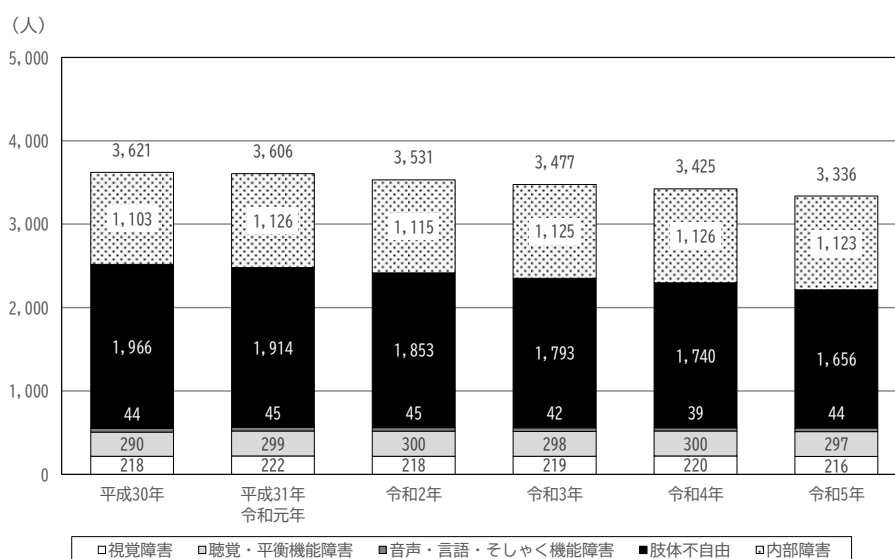
出典：加須市資料 各年3月31日時点（人口は各年1月1日時点）

### ③身体障がい者の状況

本市における身体障がい者（身体障害者手帳の所持者）数は、令和5年で3,336人となっており、平成30年と比べて285人（8.5%）減少しています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が1,656人と最も多く、身体障害者手帳所持者数の49.6%を占め、次いで「内部障害」が1,123人で33.7%、「聴覚・平衡機能障害」が297人で8.9%、「視覚障害」が216人で6.5%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が44人で1.3%となっています。

■身体障害者手帳の種類別所持者数の推移



出典：加須市資料 各年3月31日時点

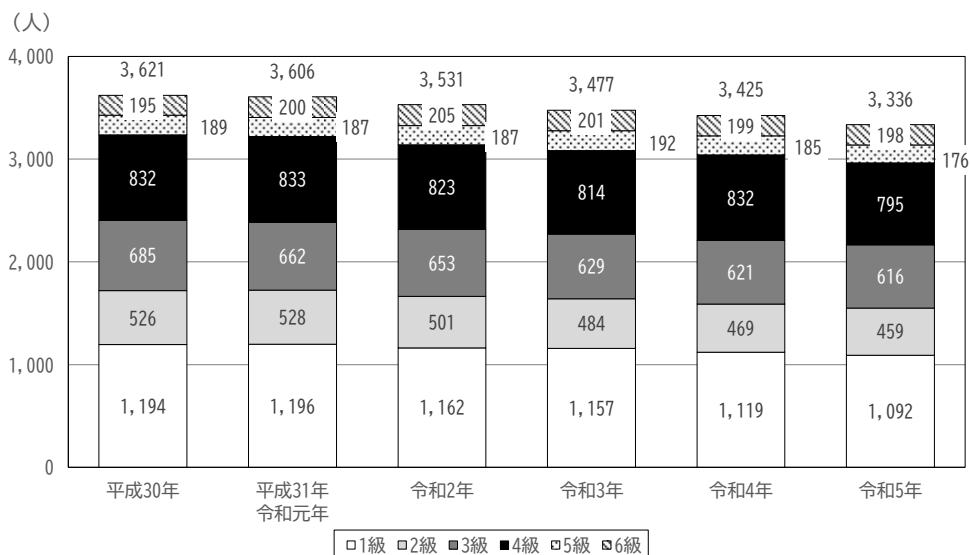
## ■身体障害者手帳所持者数

		視覚障害	聴覚障害・ 平衡機能 障害	音声・言 語・そしゃ く機能障害	肢体 不自由	内部障害	総人数
平成30年	人数(人)	218	290	44	1,966	1,103	3,621
	構成比	6.0%	8.0%	1.2%	54.3%	30.5%	100.0%
平成31年 令和元年	人数(人)	222	299	45	1,914	1,126	3,606
	構成比	6.2%	8.3%	1.2%	53.1%	31.2%	100.0%
令和2年	人数(人)	218	300	45	1,853	1,115	3,531
	構成比	6.2%	8.5%	1.3%	52.5%	31.6%	100.0%
令和3年	人数(人)	219	298	42	1,793	1,125	3,477
	構成比	6.3%	8.6%	1.2%	51.6%	32.4%	100.0%
令和4年	人数(人)	220	300	39	1,740	1,126	3,425
	構成比	6.4%	8.8%	1.1%	50.8%	32.9%	100.0%
令和5年	人数(人)	216	297	44	1,656	1,123	3,336
	構成比	6.5%	8.9%	1.3%	49.6%	33.7%	100.0%

出典：加須市資料 各年3月31日時点

障がいの等級別では、「1級」と「2級」を合わせた“重度”の人が1,551人と、身体障害者手帳所持者数の46.5%を占めています。

## ■身体障害者手帳の等級別所持者数



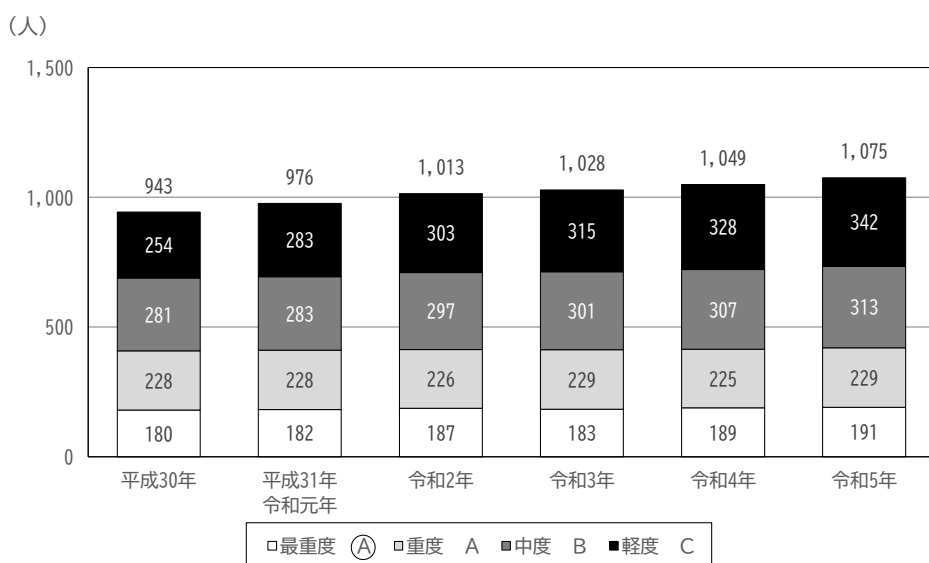
出典：加須市資料 各年3月31日時点

#### ④知的障がい者の状況

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、令和5年で1,075人となっており、平成30年と比べて、132人（14.0%）増加しています。

障がいの程度別にみると、「最重度(A)」と「重度A」で39.1%と約4割を占めていますが、最も多いのは「軽度C」となっています。

■療育手帳の所持者数（程度別）

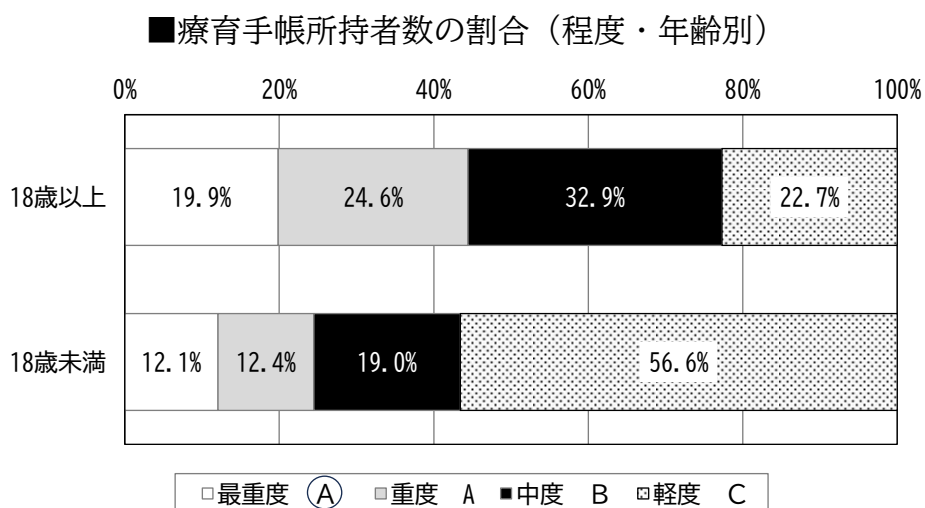


出典：加須市資料 各3月31日時点

年齢別にみると、18歳未満は290人、18歳以上は785人となっており、18歳未満が27.0%、18歳以上は73.0%となっています。

障がいの程度別では、18歳未満は「軽度C」が164人（56.6%）と最も多く、次いで「B（中度）」が55人（19.0%）となっています。

18歳以上では「中度B」が258人（32.9%）で最も多く、次いで「重度A」が193人（24.6%）となっています。



出典：加須市資料 令和5年3月31日時点

**■療育手帳所持者数（程度・年齢別）**

	18歳以上	18歳未満	合計
最重度(A)	156	35	191
重度 A	193	36	229
中度 B	258	55	313
軽度 C	178	164	342
合計	785	290	1,075

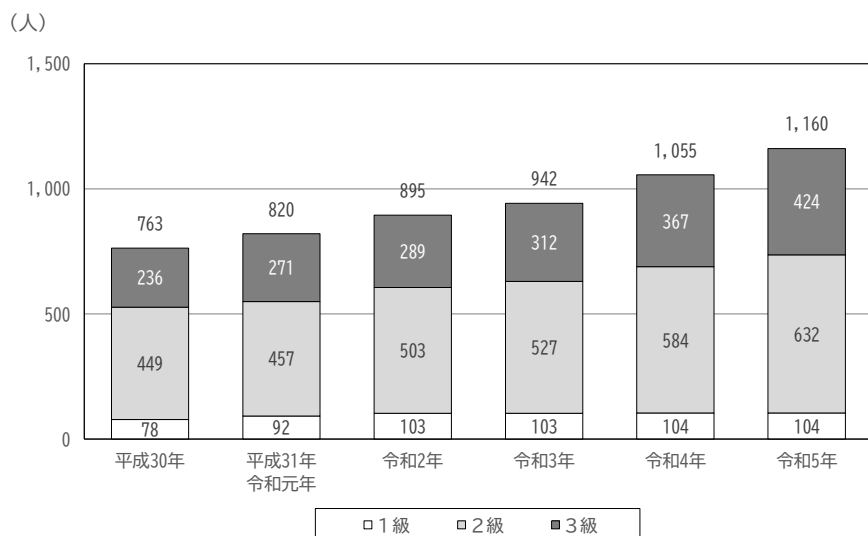
### ⑤精神障がい者等の状況

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和5年で1,160人となっており、平成30年と比べて397人（52.0%）増加しています。

また、手帳の等級では「2級」が最も多く、54.5%を占めています。

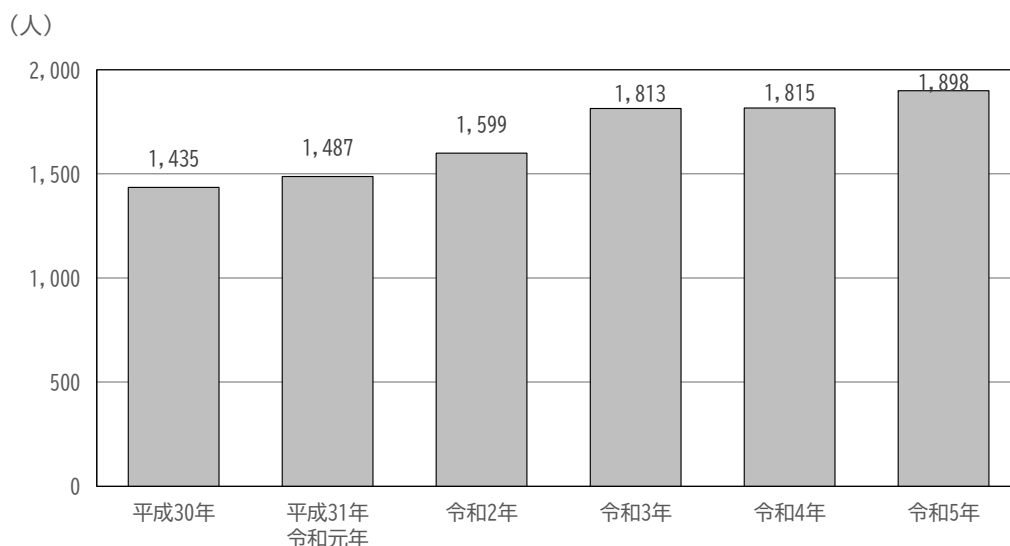
「自立支援医療制度（精神通院）」の利用者数は近年、増加が続き、令和5年では1,898人が利用しています。

■精神保健福祉手帳の所持者数（等級別）



出典：加須市資料 各年3月31日時点

■自立支援医療制度（精神通院）の利用者数



出典：加須市資料 各年3月31日時点

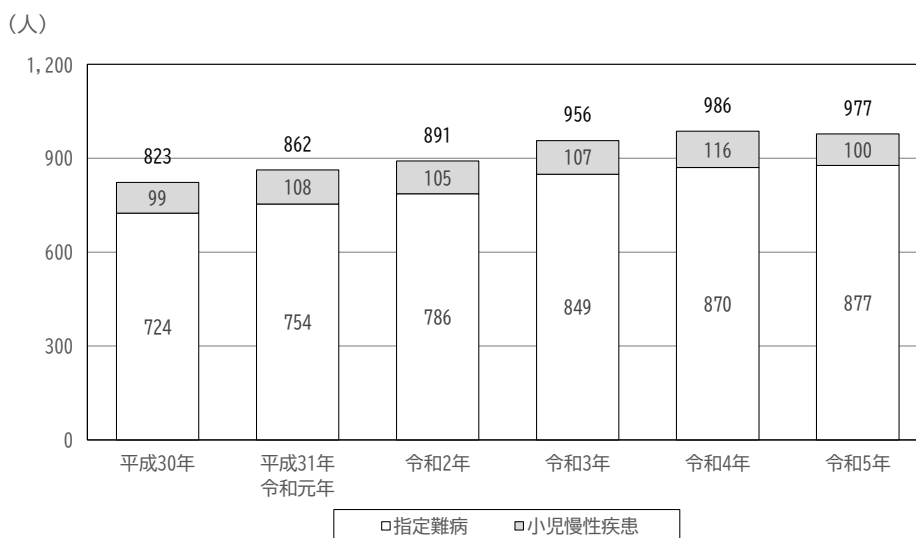


### ⑥指定難病、小児慢性特定疾病の医療給付受給者の状況

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療給付受給者は、令和5年で977人となっており、平成30年度に比べて154人（18.7%）増加しています。

そのうち、小児慢性特定疾病の患者は100人で、10.2%となっています。

#### ■指定難病患者等の推移



出典：加須保健所 各年3月31日時点

## 2 アンケート調査結果概要

### (1) 目的

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児福祉計画（第3期）の策定にあたり、障がいのある方が地域で自立し、かつ、安心して生活できる環境づくりを進めるため、市民の皆様よりご意見等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査期間

令和5年2月8日（水）～ 令和5年2月24日（金）

### (3) 調査対象者

加須市内に在住で、障害者手帳をお持ちの方の中から1,800人、一般市民の方の中から600人を無作為に抽出し、調査票を郵送いたしました。

### (4) 配布数及び回収数

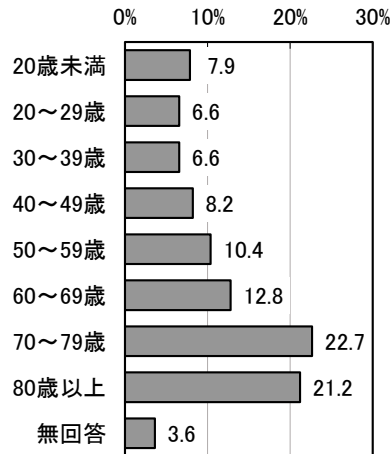
	配布数	回収数	回収率
障がい者調査	1,800件	1,155件	64.1%
身体障がい者	1,200件		
知的障がい者	300件		
精神障がい者	300件		
一般調査	600件	335件	55.8%

### (5) 障がい者アンケート結果（抜粋）

#### 問1 あなたの年齢についておたずねします。

年齢については、「70～79歳」が22.7%と最も多く、次いで「80歳以上」が21.2%、「60～69歳」が12.8%となっています。

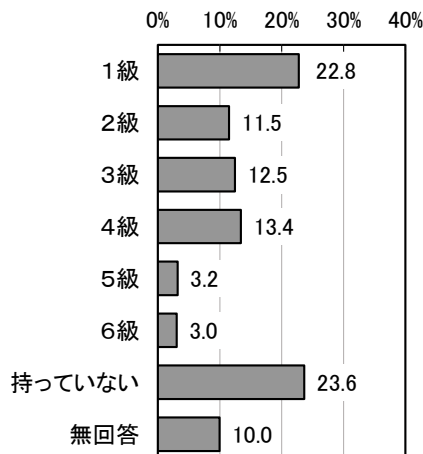
全体 n=1,155



#### 問3 身体障害者手帳をお持ちですか。（○は1つだけ）

身体障害者手帳については、「1級」が22.8%と最も多く、次いで「4級」が13.4%となっています。また、「持っていない」が23.6%となっています。

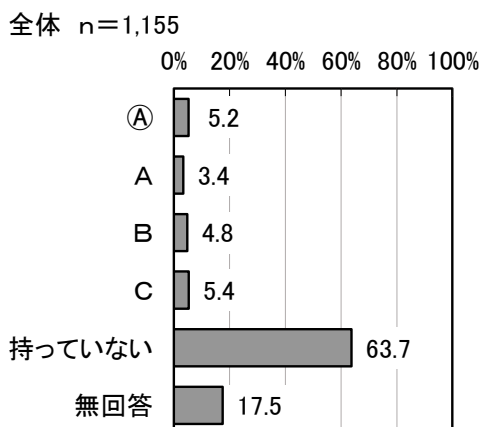
全体 n=1,155



※問番号はアンケートの問番号です。（抜粋のため、問番号が飛んでいます）

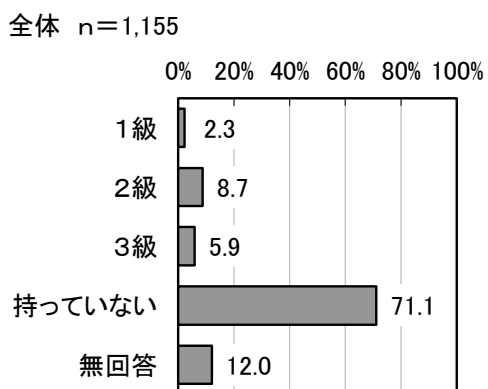
問4 療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

療育手帳の所持については、「C」が5.4%と最も多く、次いで「A」が5.2%となっています。また「持っていない」が63.7%となっています。



問5 精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

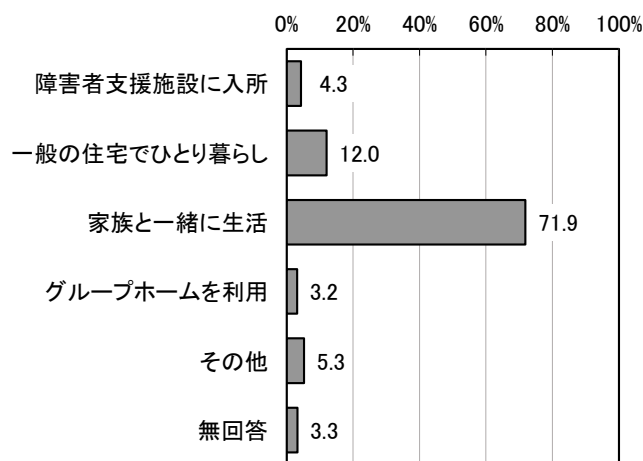
精神障害者保健福祉手帳の所持については、「2級」が8.7%と最も多く、次いで「3級」が5.9%となっています。また「持っていない」が71.1%となっています。



問13 あなたは現在、どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

現在の暮らしについては、「家族と一緒に生活」が71.9%と最も多く、次いで「一般の住宅でひとり暮らし」が12.0%、「その他」が5.3%となっています。

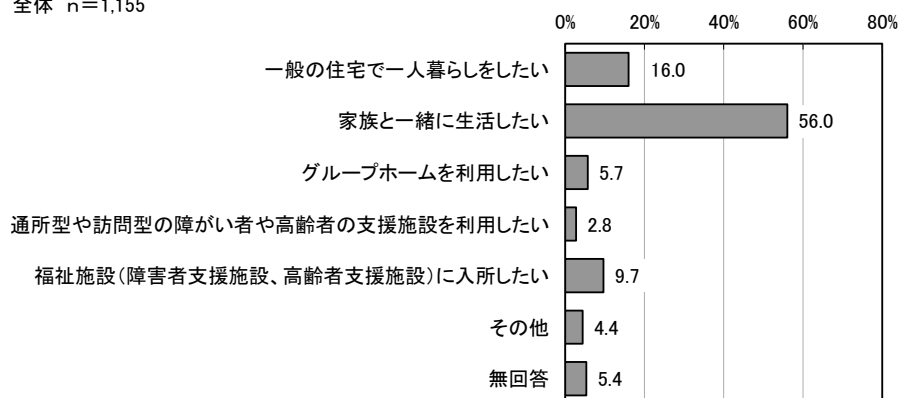
全体 n=1,155



問18 あなたは、将来、どのように暮らしたいですか。(○は1つだけ)

将来、どのように暮らしたいかについては、「家族と一緒に生活したい」が56.0%と最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が16.0%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）に入所したい」が9.7%となっています。

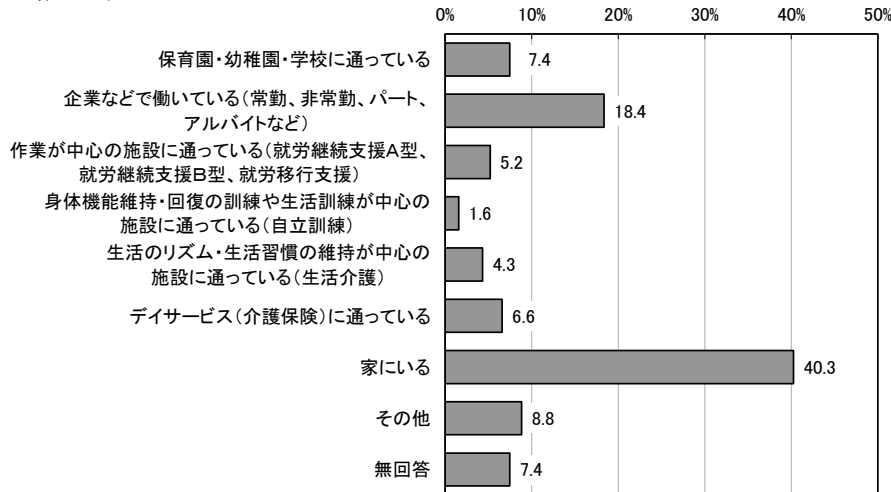
全体 n=1,155



問 19 あなたは普段、主にどのような活動をしていますか。(週に1日、2日程度活動する場合も含みます。)(○は1つだけ)

普段、主にどのような活動をしているのかについては、「家にいる」が40.3%と最も多く、次いで「企業などで働いている(常勤、非常勤、パート、アルバイトなど)」が18.4%、「その他」が8.8%となっています。

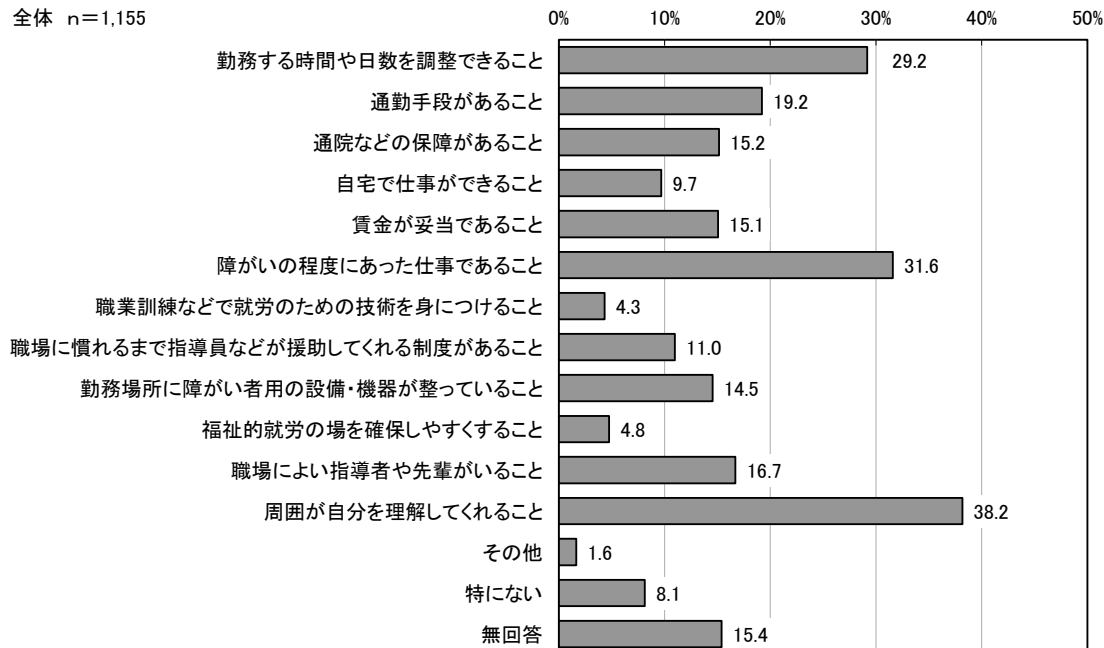
全体 n=1,155



問 25 障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(○は3つまで)

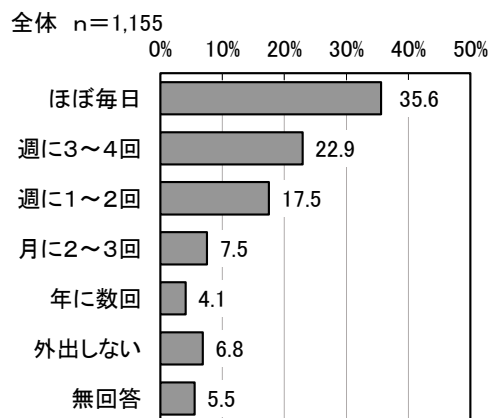
障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思うかについては、「周囲が自分を理解してくれること」が38.2%と最も多く、次いで「障がいの程度にあった仕事であること」が31.6%、「勤務する時間や日数を調整できること」が29.2%となっています。

全体 n=1,155



問 26 あなたは、日常どのくらい外出していますか（通勤・通学を含む）。（○は1つだけ）

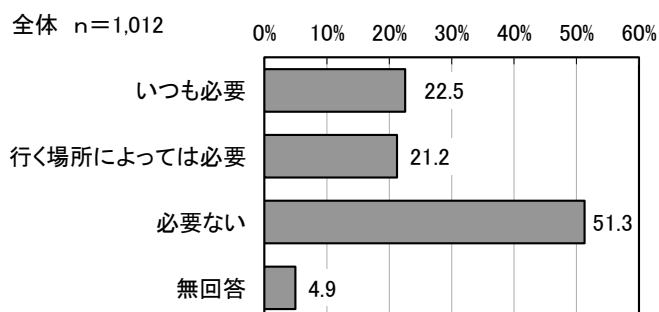
日常の外出頻度については、「ほぼ毎日」が35.6%と最も多く、次いで「週に3～4回」が22.9%、「週に1～2回」が17.5%となっています。



問 26 で「ほぼ毎日」～「年に数回」を選択した方のみ回答

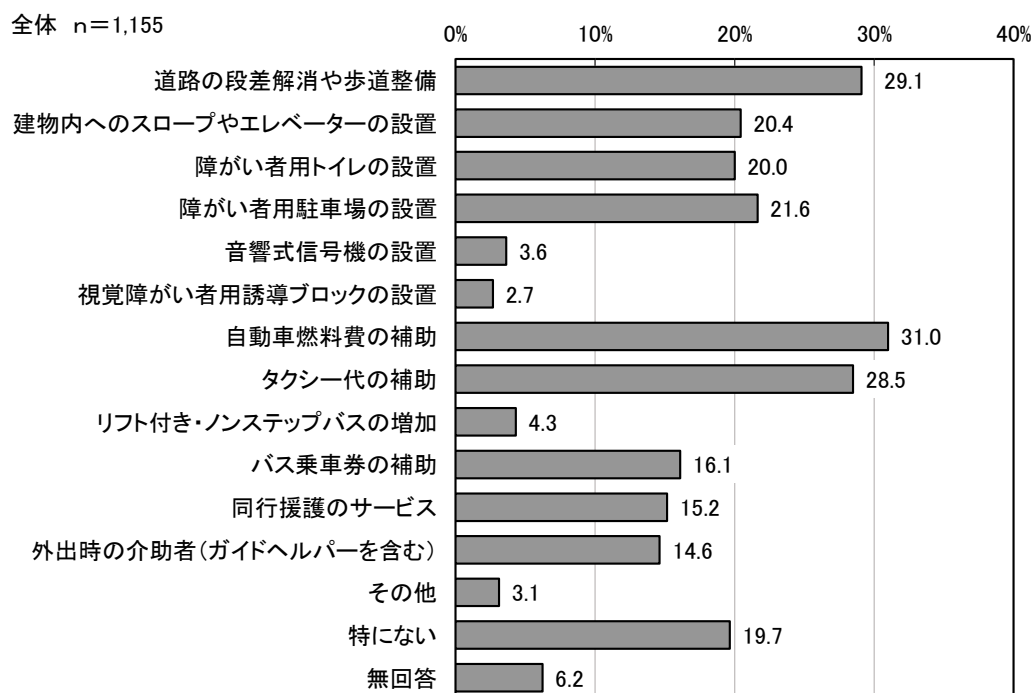
問 26-1 外出される場合、介助者は必要ですか。（○は1つだけ）

外出の際の介助者の要否については、「必要ない」が51.3%と最も多く、次いで「いつも必要」が22.5%、「行く場所によっては必要」が21.2%となっています。



問 27 外出する上で、整備または援助してほしいと思うものは何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

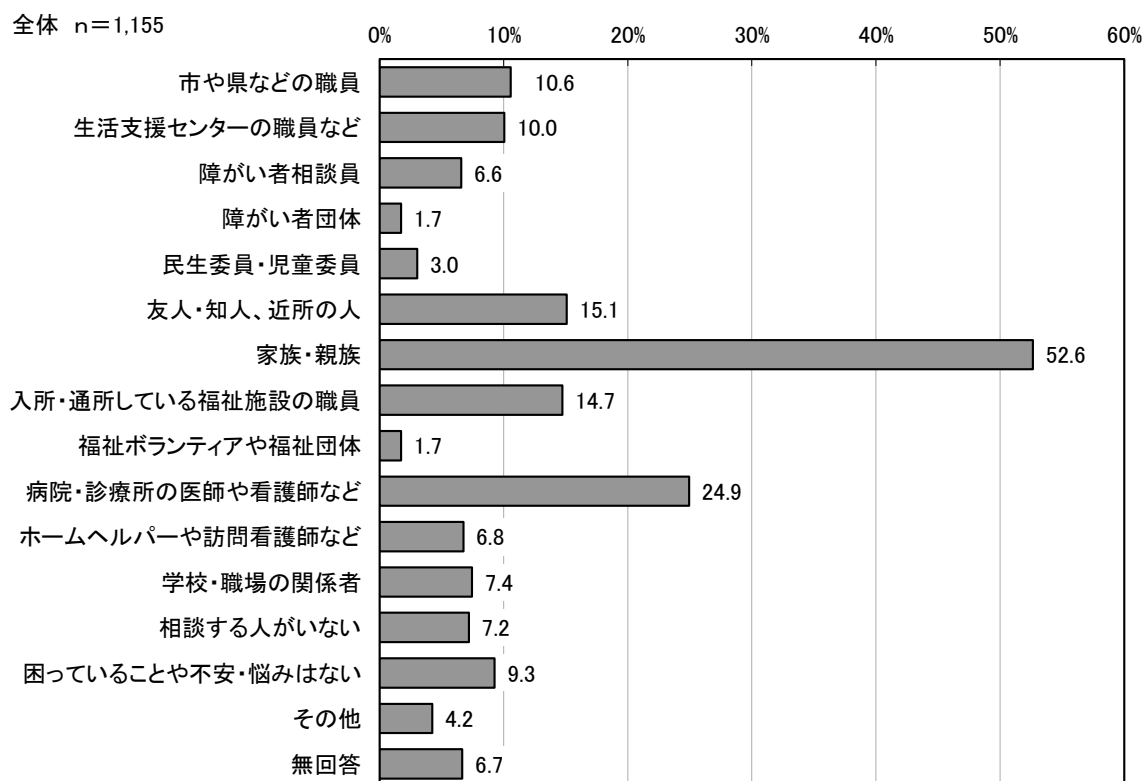
外出する上で、整備または援助してほしいと思うものについては、「自動車燃料費の補助」が31.0%と最も多く、次いで「道路の段差解消や歩道整備」が29.1%、「タクシー代の補助」が28.5%となっています。





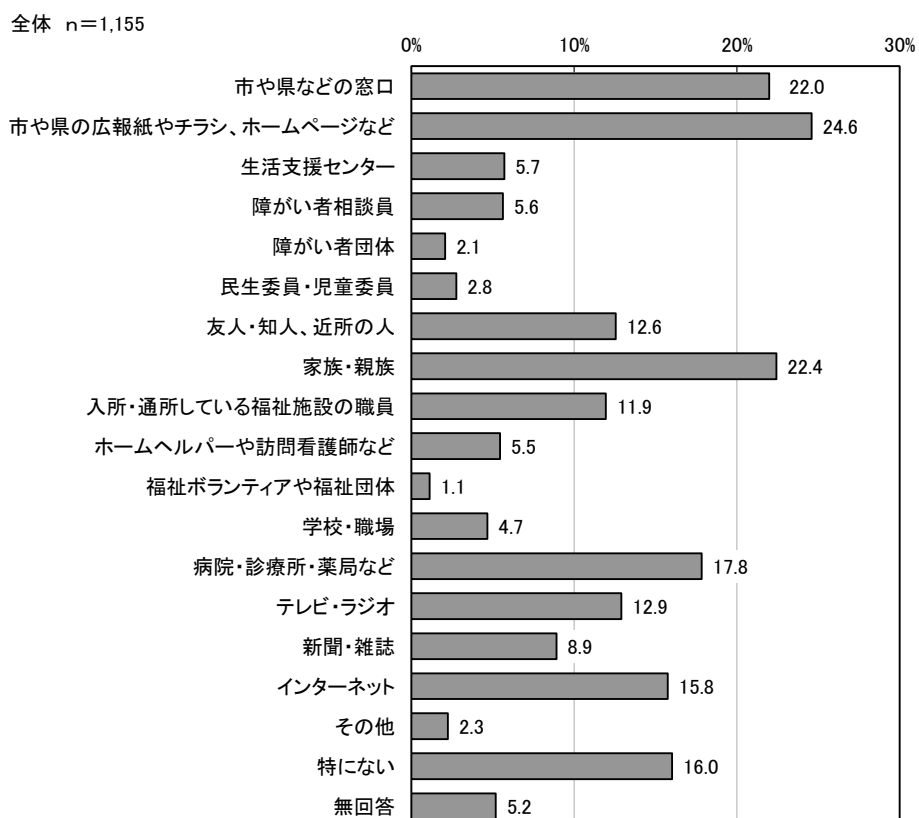
問 28 生活の中で困っていることや不安・悩みを誰（どこ）に相談していますか（しましたか）。（〇はあてはまるものすべて）

生活の中で困っていることや不安・悩みの相談先については、「家族・親族」が52.6%と最も多く、次いで「病院・診療所の医師や看護師など」が24.9%、「友人・知人、近所の人」が15.1%となっています。



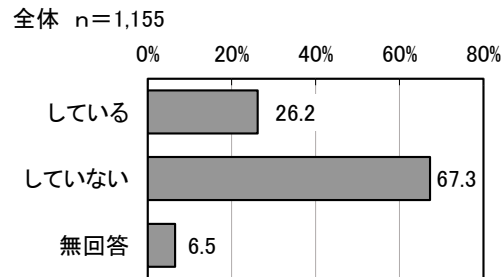
問 29 福祉サービスや福祉制度の情報をどこから得ていますか。(〇はあてはまるものすべて)

福祉サービスや福祉制度の情報の入手先については、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページなど」が24.6%と最も多く、次いで「家族・親族」が22.4%、「市や県などの窓口」が22.0%となっています。



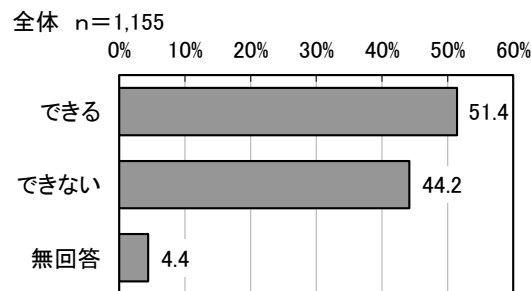
問 31 あなたは現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションなどをしてますか。

現在、何か趣味やスポーツ、レクリエーションなどについては、「している」が26.2%に対し、「していない」が67.3%となっています。



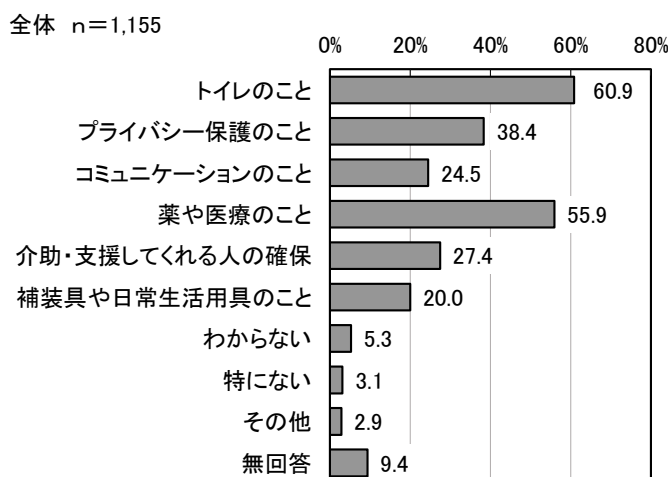
問 34 地震や水害などの災害時に、あなたは自力で避難できますか。(○は1つだけ)

地震や水害などの災害時に、自力で避難できるかについては、「できる」が51.4%に対し、「できない」が44.2%となっています。



問 40 災害時に、避難所などで具体的に困ると思われることは何ですか。(○はいくつでも)

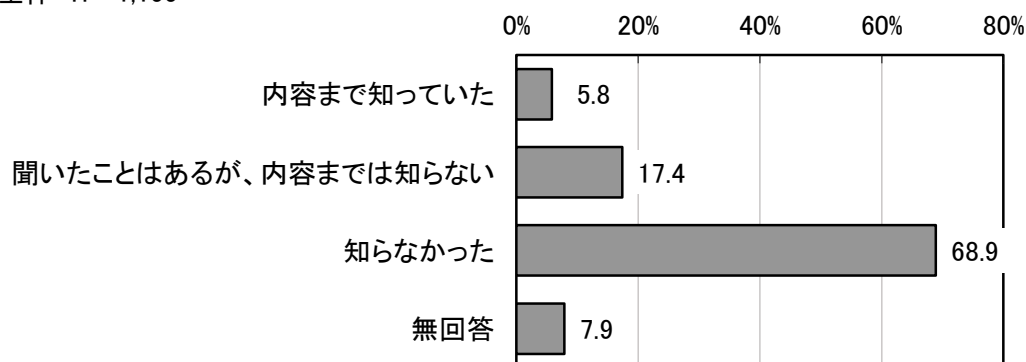
避難所などで具体的に困ると思われることについては、「トイレのこと」が60.9%と最も多く、次いで「薬や医療のこと」が55.9%、「プライバシー保護のこと」が38.4%となっています。



問 43 あなたは、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉を知っていましたか。(○は1つだけ)

「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉の認知については、「知らなかった」が68.9%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が17.4%、「内容まで知っていた」が5.8%となっています。

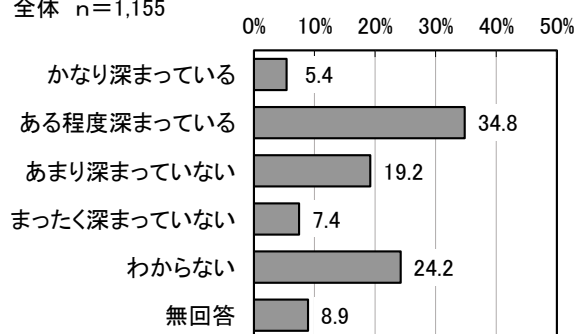
全体 n=1,155



問 47 あなたは、ここ数年、社会の中で障がいのある人に対する理解は深まってきていると思いますか。(○は1つだけ)

ここ数年、社会の中で障がいのある人に対する理解は深まってきていると思うかについては、「かなり深まっている (5.4%)」、「ある程度深まっている (34.8%)」を合わせた『深まっている (計)』が40.2%に対し、「あまり深まっていない (19.2%)」、「まったく深まっていない (7.4%)」を合わせた『深まっていない (計)』が26.6%となっています。

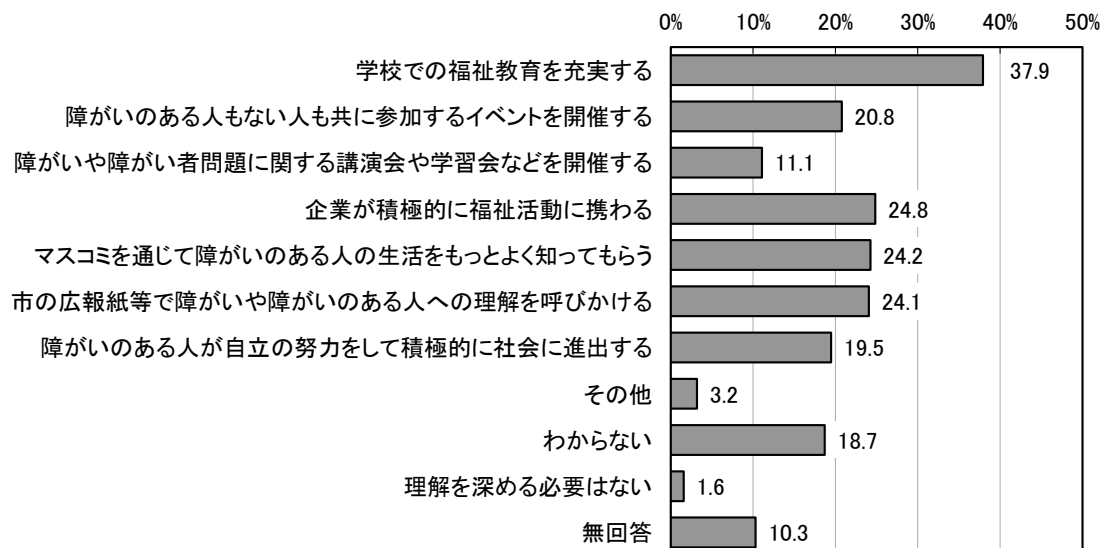
全体 n=1,155



問 48 障がいのある人への市民の理解を深めるために何が必要だと考えますか。(〇は3つまで)

障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なことについては、「学校での福祉教育を充実する」が37.9%と最も多く、次いで「企業が積極的に福祉活動に携わる」が24.8%、「マスコミを通じて障がいのある人の生活をもっとよく知ってもらう」が24.2%となっています。

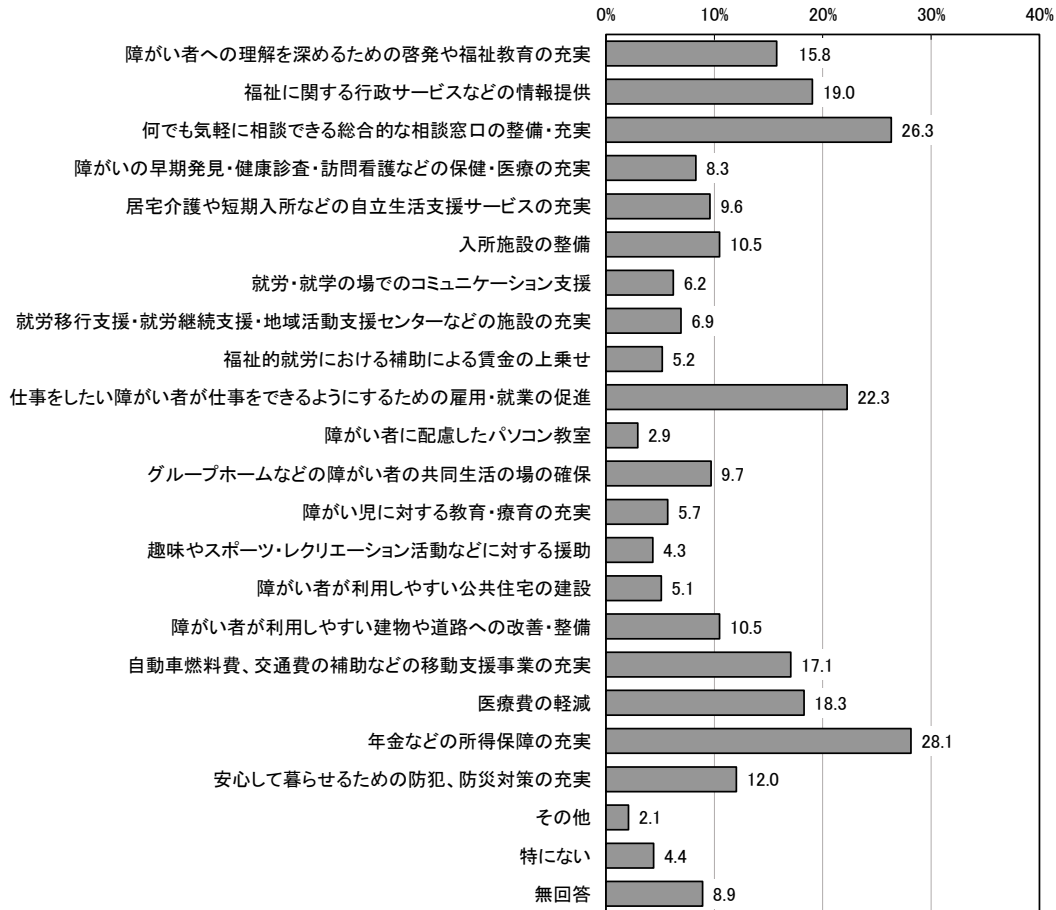
全体 n=1,155



問 49 今後、特に充実を望む障がい者施策は何ですか。(〇は3つまで)

充実を望む障がい者施策については、「年金などの所得保障の充実」が28.1%と最も多く、次いで「何でも気軽に相談できる総合的な相談窓口の整備・充実」が26.3%、「仕事をしたい障がい者が仕事をできるようにするための雇用・就業の促進」が22.3%となっています。

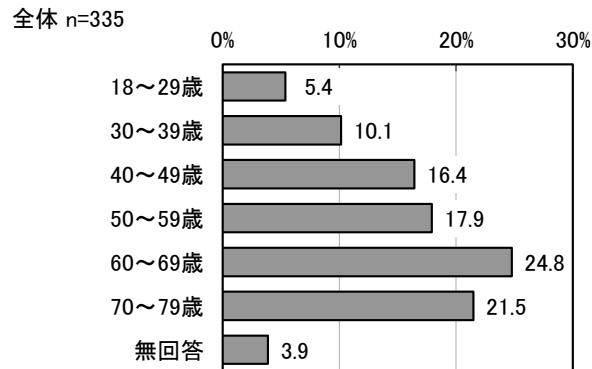
全体 n=1,155



(6) 一般アンケート結果 (抜粋)

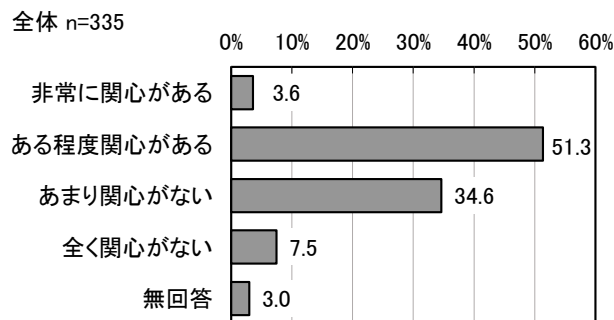
問1 あなたの年齢をお答えください。(令和5年1月1日現在)

年齢については、「60～69歳」が24.8%と最も多く、次いで「70～79歳」が21.5%、「50～59歳」が17.9%となっています。



問15 あなたは、「ボランティア活動」に関心をお持ちですか。(○は1つだけ)

ボランティア活動に関心があるかについては、「非常に関心がある (3.6%)」、「ある程度関心がある (51.3%)」を合わせた『関心がある (計)』が54.9%に対し、「あまり関心がない (34.6%)」、「全く関心がない (7.5%)」を合わせた『関心がない (計)』が42.1%となっています。

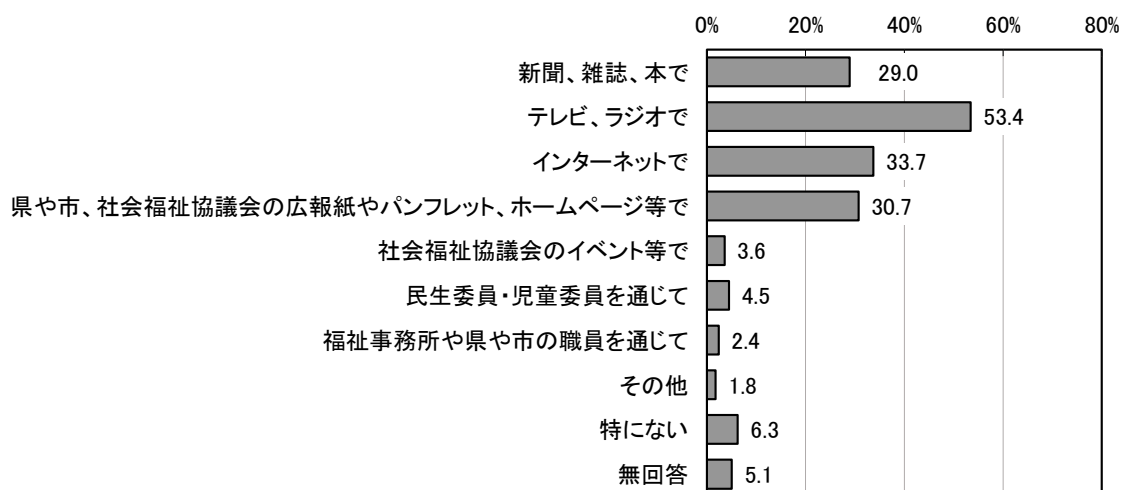


※問番号はアンケートの問番号です。(抜粋のため、問番号が飛んでいます)

問 20 あなたは、福祉に関する制度や動きについての情報をどのような手段で得ることが多いですか。(○は2つまで)

福祉に関する制度や動きについての情報をどのような手段で得るかについては、「テレビ、ラジオで」が53.4%と最も多く、次いで「インターネットで」が33.7%、「県や市、社会福祉協議会の広報紙やパンフレット、ホームページ等で」が30.7%となっています。

全体 n=335

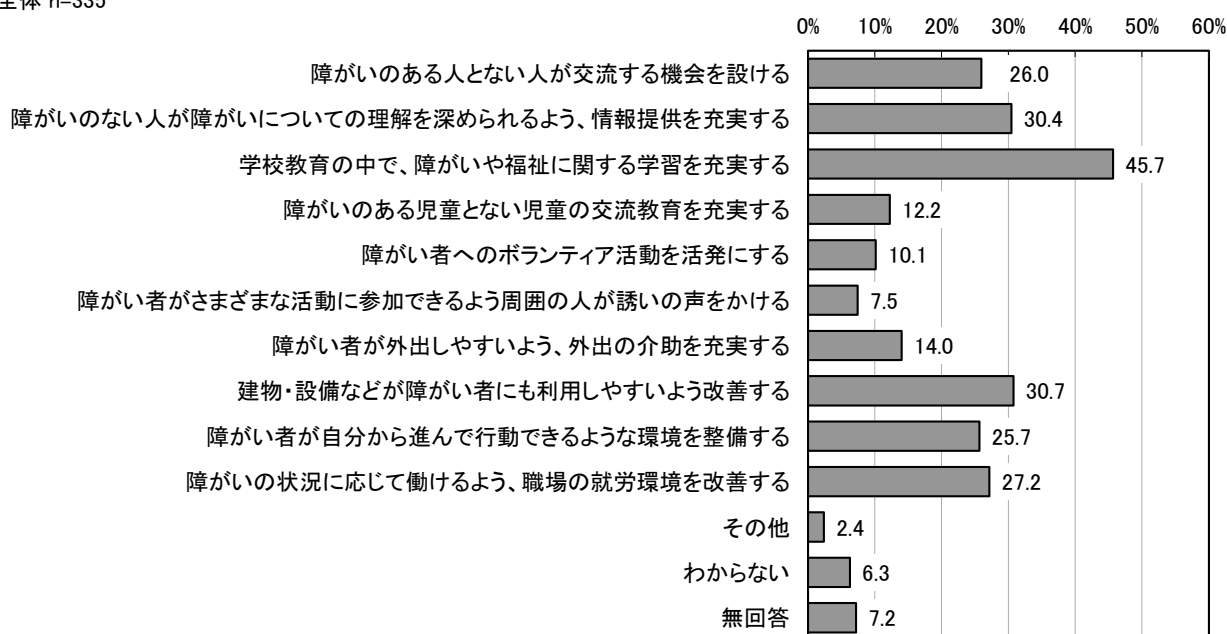




問 23 障がいの有無等にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、共に生きる社会（地域共生社会）をつくっていくためには、どのようなことが必要だと思えますか。（〇は3つまで）

障がいの有無等にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、共に生きる社会をつくるために必要なことについては、「学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」が45.7%と最も多く、次いで「建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する」が30.7%、「障がいのない人が障がいについての理解を深められるよう、情報提供を充実する」が30.4%となっています。

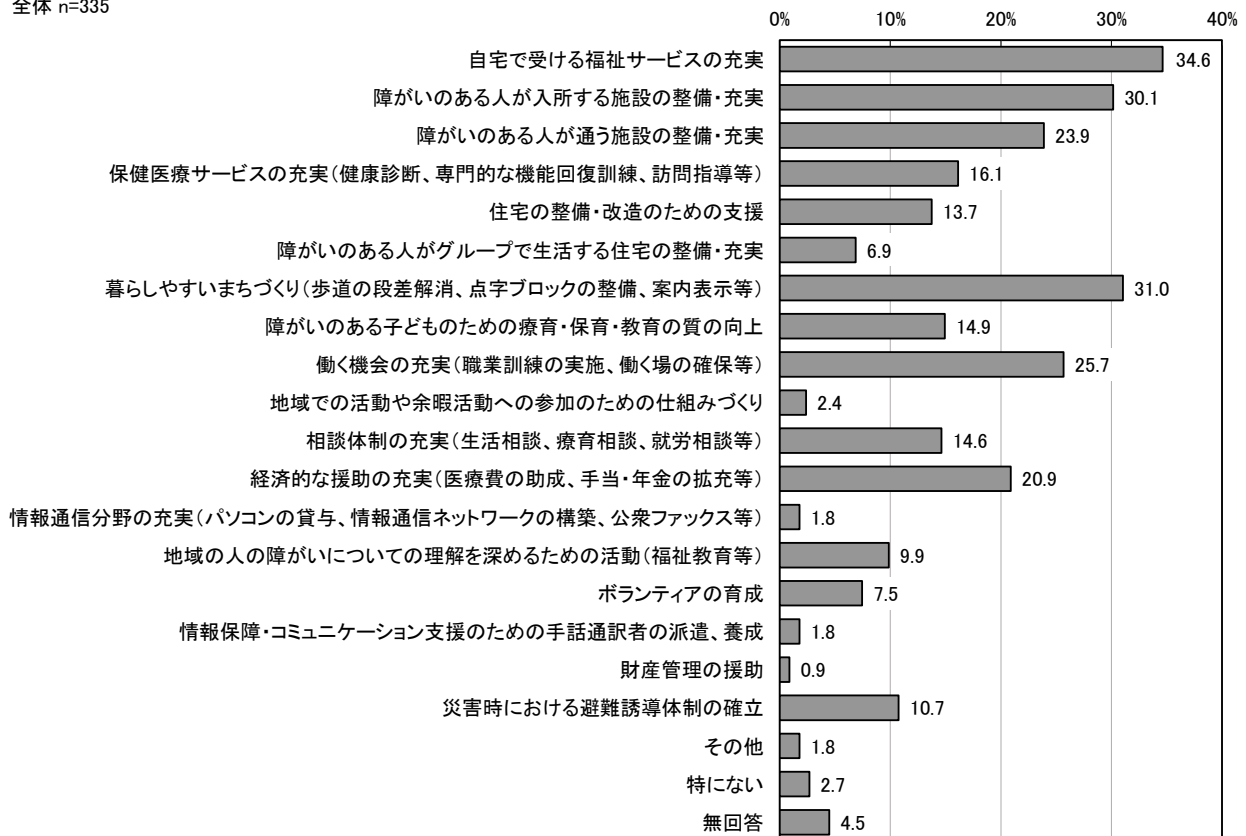
全体 n=335



問 24 今後、加須市が障がいのある人の保健・福祉施策を進めていく上で、どのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。(〇は3つまで)

加須市が障がいのある人の保健・福祉施策を進めていく上で特に力を入れていく必要があることについては、「自宅で受ける福祉サービスの充実」が34.6%と最も多く、次いで「暮らしやすいまちづくり(歩道の段差解消、点字ブロックの整備、案内表示等)」が31.0%、「障がいのある人が入所する施設の整備・充実」が30.1%となっています。

全体 n=335



### 3 現計画の評価からみた加須市の課題

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第6期）・加須市障害児福祉計画（第2期）では、全77の項目について数値目標を掲げ、毎年度評価を行っています。ここでは、令和4年度における計画値に対する実績値の評価を行います。

基本政策	目標レベル評価	対象数に占める「目標を達成」及び「概ね達成」の割合	対象数	目標を達成	概ね達成	やや遅れている	大幅に遅れている
1 相互理解と権利擁護の推進	③やや達成できなかった	77.8%	9	7		1	1
2 日常生活への支援	③やや達成できなかった	76.7%	30	9	14	7	
3 障がい児に対する支援	②概ね達成できた	90.0%	10	8	1	1	
4 就労への支援	④達成できなかった	25.0%	8	1	1	6	
5 社会参加の促進	③やや達成できなかった	75.0%	12	6	3	2	1
6 安心・安全の取組	①計画どおり達成できた	100.0%	8	5	3		
合計			77	36	22	17	2
割合			—	46.8%	28.6%	22.1%	2.6%

令和4年度の評価を見ると、「基本政策3 障がい児に対する支援」、「基本政策6 安心・安全の取組」については、「概ね達成できた」、「計画どおり達成」となっており、事業が順調に進んでいます。しかし、それ以外の基本政策では、「やや達成できなかった」、「達成できなかった」となっています。特に、「基本政策4 就労への支援」については、「達成」、「概ね達成」の事業割合が25%となっており、障がい者の就労支援の強化が課題となっています。

事業単位の達成状況を見ると、全77事業のうち、「目標を達成」の事業は36(46.8%)、「概ね達成」は22(28.6%)と全体の75.4%の事業が順調に実施されています。また、「やや遅れている」事業は17(22.1%)、「大幅に遅れている」事業は2(2.6%)となっています。大幅に遅れている事業は、選挙時の「代理投票者数」、「交流大会参加者数」となっています。なお、「交流大会参加者数」については、新型コロナウイルスの影響により交流大会を中止にしたことによる評価となっています。

各事業の令和4年度における目標値と実績値は以下のとおりです。

### (1) 基本政策1 相互理解と権利擁護の推進

#### 1-1 障がいへの理解の促進

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
あいサポーター研修開催数(回)	6	6	100.0	1・目標を達成
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及(人)	150	295	196.7	1・目標を達成
人権啓発研修会等の開催数(回)	12	8	66.7	3・やや遅れている
福祉教育を計画に位置付けて実践している学校数(校)	30	30	100.0	1・目標を達成

#### 1-2 差別解消の推進

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
法制度の周知・広報(回)	3	3	100.0	1・目標を達成
対応した課の数(課)	15	20	133.3	1・目標を達成

#### 1-3 権利擁護の推進

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
代理投票者数(人)	207	75	36.2%	4・大幅に遅れている
虐待防止に関わる周知(件)	3	3	100.0%	1・目標を達成
制度の周知・広報(件)	2	2	100.0%	1・目標を達成

## (2) 基本政策2 日常生活への支援

### 2-1 地域支援体制の整備

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
協議会開催数	2	1	50%	3・やや遅れている
障がい福祉サービス等提供事業所数(箇所)	61	81	132.8%	1・目標を達成
相談支援事業所ネットワーク会議開催数(回)	6	5	83.3%	2・概ね達成

### 2-2 障がい福祉サービス等の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
障がい者訪問サービス事業利用者数(月)(人)	215	192	89.3%	2・概ね達成
訪問入浴サービス事業利用者数(月)(人)	9	6	66.7%	3・やや遅れている
障がい者日中活動サービス事業利用者数(月)(人)	629	578	91.9%	2・概ね達成
移動支援事業実施箇所(箇所)	40	43	107.5%	1・目標を達成
利用者数(人)	118	74	62.7%	3・やや遅れている
延べ利用時間(年間)(時間)	13,570	8,055	59.4%	3・やや遅れている
障害(児)者生活サポート事業利用者数(年間)	500	398	79.6%	3・やや遅れている
①共同生活援助利用者数(月)(人)	131	184	140.5%	1・目標を達成
②施設入所支援利用者数(月)(人)	121	111	91.7%	2・概ね達成
心身障害者生活ホーム事業入居者数(月)(人)	1	1	100.0%	1・目標を達成
補装具費支給事業支給件数(年間)(件)	180	159	88.3%	2・概ね達成
障害(児)者日常生活用具給付等事業給付件数(年間)(件)	2,250	2,073	92.1%	2・概ね達成
心身障害者扶養共済制度の加入促進新規申請数(年間)(件)	1	0	0.0%	2・概ね達成

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
障害者施設整備促進事業市内への施設整備の周知回数(回)	3	3	100.0%	1・目標を達成
あんしんサポートネットの延べ利用者数(人)	200	133	66.5%	3・やや遅れている

### 2-3 相談支援等の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
北埼玉障害者生活支援センター相談件数(年間)(件)	1,440	1,365	94.8%	2・概ね達成
障がい者に関する相談件数(年間)(件)	160	55	34.4%	2・概ね達成
高齢者総合相談支援事業相談件数(件)	4,000	4,902	122.6%	1・目標を達成
障がい者相談管理事業計画作成者数(累積)(人)	690	835	121.0%	1・目標を達成
北埼玉地区障害支援区分審査会共同設置事業審査件数(年間)(件)	210	256	121.9%	1・目標を達成

### 2-4 経済的支援の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
①自動車運転免許取得費助成件数(年間)(件)	3	7	233.3%	1・目標を達成
②電話ファクシミリ使用料金助成件数(年間)	65	60	92.3%	2・概ね達成
重度心身障害者医療費支給事業受給者数(年間)(人)	2,500	2,245	89.8%	2・概ね達成
特別障害者手当等支給事業支給対象数(人)	208	199	95.7%	2・概ね達成

## 2-5 保健・医療の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
3歳児健診受診率(%)	100	94.3	94.3%	2・概ね達成
乳幼児健診等で紹介した児の教室への参加割合(%)	85	81	95.3%	2・概ね達成
市内の「とねっと」参加(医科)医療機関数(機関)	52	33	63.5%	3・やや遅れている

## (3) 基本政策3 障がい児に対する支援

### 3-1 障がい児支援の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
未熟児養育医療給付事業支給率(%)	100	100	100.0%	1・目標を達成
あすなる園通園者数(人)	20	16	80.0%	2・概ね達成
障がい児介助員配置人数(人)	60	60	100.0%	1・目標を達成
障がい児発達支援事業①利用者数(月)(人)	239	427	178.7%	1・目標を達成
障がい児発達支援事業②計画作成者数(累積)(人)	205	320	156.1%	1・目標を達成
助成金交付者数(延べ人数)(人)	240	124	51.7%	3・やや遅れている
特別児童扶養手当支給(県事業)対象者への支給率(%)	100	100	100.0%	1・目標を達成

### 3-2 教育・保育の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
障害児保育実施保育所数(公立・民間)(箇所)	22	22	100.0%	1・目標を達成
補助員配置幼稚園数(園)	13	12	92.3%	1・目標を達成
実施箇所数(公立・民間)(箇所)	34	34	100.0%	1・目標を達成

#### (4) 基本政策4 就労への支援

##### 4-1 就労機会の拡充

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
新規就労者数(年間)(人)	30	22	73.3%	3・やや遅れている
就労支援センター実習等企業数(社)	10	9	90.0%	2・概ね達成
県北障害者就職面接会の参加者数(人)	115	73	63.5%	3・やや遅れている

##### 4-2 就労環境の整備

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
障がい者雇用率(%)	260	272	104.6%	1・目標を達成
就労支援センター利用者就職率(%)	38	26	68.4%	3・やや遅れている
身体障がい者等はり・きゅう・マッサージ券給付事業給付者に対する利用者の割合(%)	40	25	62.5%	3・やや遅れている
障害者優先調達推進発注額(千円)	2,100	1,573	74.9%	3・やや遅れている
新規就労者数(年間)(人)【再掲】	30	22	73.3%	3・やや遅れている

#### (5) 基本政策5 社会参加の促進

##### 5-1 文化芸術・スポーツ活動の支援

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
市民学習カレッジの受講率(%)	80	83	103.8%	1・目標を達成
障がい者向け資料の整備(点)	185	258	139.5%	1・目標を達成
スポーツ教室等開催事業開催教室数(教室)	18	12	66.7%	3・やや遅れている
交流大会参加者数(人)	300	中止	—	4・大幅に遅れている



## 5-2 交流・コミュニケーション支援の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
団体助成数(団体)	5	4	80.0%	2・概ね達成
かぞホッとメール配 信件数(件)	950	895	94.2%	2・概ね達成
給付等件数(情報・ 意思疎通支援用具) (件)	10	14	140.0%	1・目標を達成
手話通訳者派遣件数 (件)	450	457	101.6%	1・目標を達成
手話奉仕員等養成講 座開催数(回)	102	100	98.0%	2・概ね達成
同行援護利用者数 (人)	12	26	216.7%	1・目標を達成
車椅子対応軽自動車 の貸出貸出件数(年 間)(件)	280	283	101.1%	1・目標を達成
車椅子の貸与貸出件 数(年間)(件)	120	88	73.3%	3・やや遅れている

## (6) 基本政策6 安心安全の取組

### 6-1 福祉のまちづくりの推進

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
バリアフリー化した 改修工事等の箇所数 (累計)(箇所)	34	34	100.0%	1・目標を達成
舗装整備率(%)	74.8	70.1	93.7%	2・概ね達成
障がい者支援を行っ ている地域市民活動 団体数(団体)	9	8	88.9%	2・概ね達成

### 6-2 生活環境の整備

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
あんしん見守りサポ ート事業協力事業者 数(件)	59	56	94.9%	2・概ね達成
住宅改修等需要促進 事業申請受付件数 (件)	330	445	134.8%	1・目標を達成

### 6-3 水害・震災等への防災体制の充実

指標名	R4 計画値	R4 実績値	達成率	評価
要援護者名簿登録者 数(障がい者のみ) (人)	340	430	126.5%	1・目標を達成
福祉避難所協定締結 施設数(件)	29	29	100.0%	1・目標を達成
消毒液備蓄数(個)	30	30	100.0%	1・目標を達成

#### 4 アンケート結果からみた加須市の課題

「アンケート調査結果」等を考察した結果、本市において障がい者施策を進めるうえで主要な課題を、次の8つの項目に整理しました。

##### (1) 理解と交流について

アンケート調査の結果によると、「社会の中で障がいのある人に対する理解は深まってきたと思うか(問47)」という設問で、26.6%の人が「あまり深まっていない」、「まったく深まっていない」と回答しています。

また、障害者差別解消法に規定する「合理的配慮」の認知度に関しては、約7割の人が「知らない」と回答しています。

課題の整理	必要な事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいのある人や特別支援教育への理解を促す必要がある。</li><li>・「障害者差別解消法」及び「合理的配慮」を広く浸透させていくとともに、同法に基づく社会的障壁の除去を推進していくことが重要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいへの理解の促進</li><li>・差別解消と合理的配慮の推進</li></ul>

##### (2) 保健・医療について

アンケート調査の結果によると、「特に充実を望む障がい者施策(問49)」として、「障がいの早期発見・健康診査・訪問看護などの保健・医療の充実」という回答が約1割あります。また、一般アンケートにおいても、「障がいのある人の保健・福祉施策を進めていく上で特に力を入れる必要があること(問24)」として、「保健医療サービスの充実」が16.1%となっています。

課題の整理	必要な事業
<ul style="list-style-type: none"><li>・障がいの原因となるような疾病等を早期発見できる体制は必要不可欠であり、健康づくりへの支援はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していく必要がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保健・医療の充実</li></ul>

### (3) 療育・教育について

アンケート調査の結果によると、「障がいのある人の市民への理解を深めるために必要なこと（問48）」として、「学校での福祉教育を充実する」という回答が37.9%と最も多くなっています。また、一般アンケートにおいて「地域共生社会をつくっていくために必要なこと（問23）」として、「学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」という回答が45.7%と最も多くなっています。

課題の整理	必要な事業
・支援を必要とする児童の早期発見、早期療育の仕組みや、教育分野との連携を図ったうえで、身近な地域で、どの障がいにも対応できるサービスが提供され、特性に応じた支援が継続的に行われるよう体制を整備する必要がある。	・障がい児支援の充実

### (4) 雇用・就労について

アンケート調査の結果によると、「企業などで働いている（常勤、非常勤、パート、アルバイトなど）（問19）」人は18.4%に留まっています。また、「障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが必要だと思うか（問25）」では、「周囲が自分を理解してくれていること」という回答が38.2%と最も多く、「障がいの程度にあった仕事であること」が31.6%、「勤務する時間や日数を調整できること」が29.2%となっています。

課題の整理	必要な事業
・障がいのある人が働きやすい環境整備に向けた啓発や事業所への障がい者雇用の働きかけを行う必要がある。	・就労機会の拡充 ・障がい者の活躍の場の推進

### (5) 余暇活動・社会参加について

障がいのある人の自立や生きがいを高めるためには、趣味やスポーツを楽しむことや、グループでの活動が大切です。

アンケート調査の結果によると、「趣味やスポーツ・レクリエーション」について、「していない（問31）」という人は約7割となっています。

課題の整理	必要な事業
・余暇活動や社会参加についての環境整備、情報や活動機会を積極的に提供していく必要がある。	・文化芸術・スポーツ活動の支援

## (6) 生活環境、災害時の対応について

アンケート調査の結果によると、「外出の際の介助の必要性（問26-1）」では、「いつも必要」、「行く場所によっては必要」という回答を合わせると、4割以上の方が必要としています。また、「外出する上で、整備または援助してほしいと思うもの（問27）」として、「道路の段差解消や歩道の整備」という回答が、燃料費の補助の31.0%に次いで、29.1%と第2位となっています。

災害時の対応について、「災害時の自力避難の可否（問34）」では「できない」と回答した人が4割以上います。また、「避難場所などで困ること（問40）」については、「トイレのこと」が60.9%と最も多く、次いで「薬や医療のこと」が55.9%、「プライバシー保護のこと」が38.4%となっています。

課題の整理	必要な事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化を進め、障がいのある人や高齢者など弱者の立場に立ったまちづくりを進めていく必要がある。</li> <li>・災害時における、障がい者の立場に立った避難対策が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりの推進</li> <li>・水害・震災等への防災体制の充実</li> </ul>

## (7) 地域生活支援について

アンケート調査の結果によると、「困っていることや不安・悩みの相談先（問28）」では、「家族・親族」が52.6%と最も多く、「病院・診療所の医師や看護師など」が24.9%、「友人・知人、近所の人」が15.1%と続いています。一方、「市や県などの職員」、「生活支援センターの職員など」、「障がい者相談員」と回答した人は概ね1割以下となっています。

また、一般アンケートにおいて「障がいのある人の保健・福祉施策を進めていく上で特に力を入れる必要があること（問24）」として、「自宅で受けられる福祉サービスの充実」という回答が34.6%と最も多くなっています。

課題の整理	必要な事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知を徹底し、相談窓口の認知度を向上していく必要がある。</li> <li>・障がい福祉サービスのサービス量の確保・制度の周知を行い、利用促進に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援等の充実</li> <li>・障がい福祉サービス等の充実</li> </ul>

## (8) 情報について

アンケート調査の結果によると、「福祉サービスや福祉制度の情報源（問29）」として、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページなど」という回答が24.6%と最も多く、次いで「家族・親族」が22.4%、「市や県などの窓口」が22.0%となっています。

課題の整理	必要な事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など、情報の入手やコミュニケーションの困難に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上に努めていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報アクセシビリティの推進</li> </ul>

## 第3章 障害者計画



## 1 計画の基本理念

本市では、『加須市障害者計画及び障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）』において、「お互いに尊重し合い 自分らしく輝けるまち」を基本理念として、障がい者福祉施策を推進してきました。

これは、まちづくりの指針である第2次加須市総合振興計画の基本目標「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を踏まえるとともに、「地域ささえあいプラン（加須市地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次））」の基本理念「ともに生き、ともに支え合うまち かぞ」とも整合を図ったものです。

本計画では、前計画の基本理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いを尊重し合う機運を醸成するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちにするため、計画の基本理念を以下のように定めます。

### 【基本理念】

お互いに尊重し合い 自分らしく輝けるまち

## 2 計画の基本方針

計画の「基本理念」を実現するため、次の基本方針に基づき「お互いに尊重し合い 自分らしく輝けるまち」づくりを推進します。

- ◇障がいのある人もない人もともに生きる心を育む
- ◇住み慣れた地域で充実した生活をおくるための支援
- ◇障がい児の特性、能力に応じた発達支援や教育の充実
- ◇働くことの喜びを実感できる就労の場の確保
- ◇積極的に社会活動等に取り組むことができる仕組みづくり
- ◇さまざまな障壁を取り除くための環境整備の推進

### 3 計画の基本政策

本市では、「基本理念」・「基本方針」に沿って、“基本政策”を軸として障がい者福祉施策を体系的に推進していきます。

#### 《基本政策1》相互理解と権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらずお互いを理解し尊重することにより、障がい者がいきいきと自分らしく輝けるようにするため、多様な障がいの特性や困っていることを理解し、必要な手助けや配慮を実践していく機運の醸成を図ります。

また、小・中学校における総合的な学習の時間等に福祉教育を位置づけ、体験的な活動も取り入れながら、児童・生徒の福祉への関心や理解を深めるよう取り組みます。

さらに、障がいへの理解が深まることにより、障がい者への差別や偏見の解消、虐待の防止、権利の擁護に繋がられるよう努め、心のバリアフリー化やノーマライゼーションの理念に基づき施策を推進します。

#### 《基本政策2》日常生活への支援

障がい者が住み慣れた地域や居宅で自立した生活ができるよう、基幹相談支援センターの機能の充実や地域生活支援拠点の整備による地域全体での支援体制づくりを進めるとともに、訪問系・日中活動系・居住系の障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、内容に応じた各種相談支援体制の充実、医療費助成や各種手当の支給による経済的支援の充実、障がいの原因となる疾病の予防や発達障がいの早期対応等のため、適切な健診や医療の受診など保健・医療の充実を図ります。

#### 《基本政策3》障がい児に対する支援

様々なケースが見られる障がい児支援において、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校などライフステージごとの関係機関が連携を図り、早期発見・早期対応により障がい児本人はもとより、その家族への支援も含めた切れ目ない支援体制の充実を図ります。

また、保育や教育の現場において、障がい児が十分な配慮を受けられるよう従事者の配置や施設の整備などに努めます。

#### 《基本政策4》就労への支援

障がい者が地域で自立した生活が送れるようハローワークや北埼玉障がい者就労支援センターと連携し、一般就労の機会の充実に努めるとともに、一般就労が困難な障がい者のために就労継続支援A型やB型などの福祉的な就労の場を確保します。

また、農業分野や産業分野と連携して、障がいの特性への理解や障がい者が能力を十分に発揮できる就労環境の確保に努めます。

さらに、市役所における障がい者雇用を推進するとともに、市内事業所における障がい者雇用を促進するための取組を行います。



## 《基本政策5》社会参加の促進

障がい者の文化芸術活動やスポーツ活動への参加は、生活の中での「ゆとり」や「生きがい」につながるとともに、地域社会との交流や障がいへの理解を深めることが期待できるため、障がいの有無にかかわらず参加できる教室や講座、イベントなどの開催、移動に関わる様々なサービスの提供を行います。

また、聴覚障がい者など情報収集や交流に制約を受ける人の手助けとなるよう、手話の普及などコミュニケーション支援の充実や迅速かつ的確に情報を提供し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりを行うとともに、誰もが利用しやすくなるよう、情報アクセシビリティ（情報のバリアフリー化）を推進します。

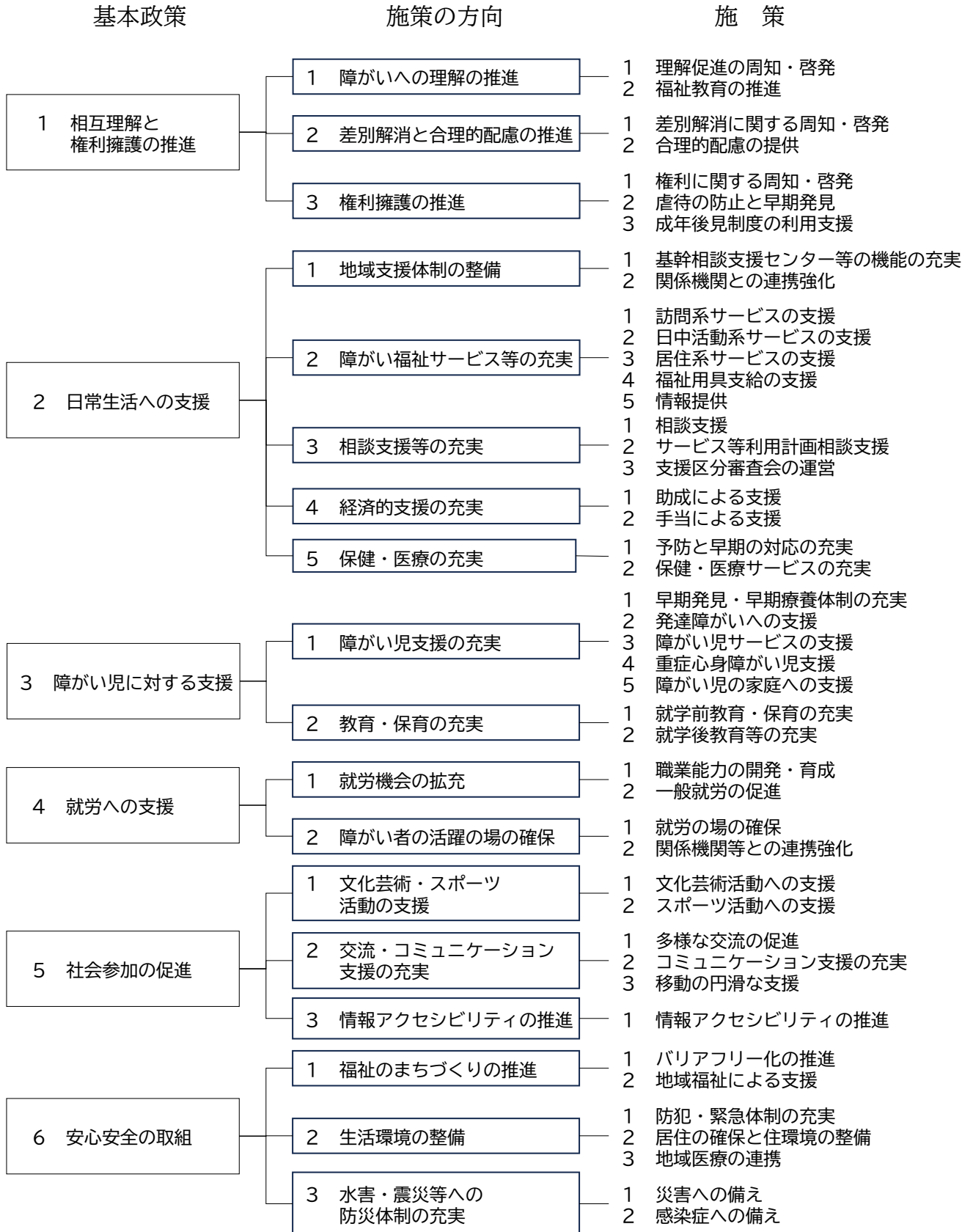
## 《基本政策6》安心安全の取組

建物や道路、公共交通等において段差の解消などバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設整備による福祉のまちづくりの推進に努めるとともに、生活の基盤となる居住環境について、住宅改修工事費の助成やグループホームの整備などを促進します。

また、災害時要援護者名簿への登録推進や水害・震災時の適切な情報提供・避難誘導、福祉避難所や避難場所における福祉避難スペースの整備など、防災対策の充実を図ります。

#### 4 計画の体系

本計画では、6つの基本政策をもとに、18の施策の方向を示し、45の施策を推進していきます。



## 5 本計画におけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。








このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。











国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画におけるSDGsの取組み

項目		1	2	3	4	5	6	7
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
								
1 相互理解と権利擁護の推進	1 障がいへの理解の促進				●			
	2 差別解消と合理的配慮の推進				●			
	3 権利擁護の推進	●		●	●			
2 日常生活への支援	1 地域支援体制の整備		●	●				
	2 障がい福祉サービス等の充実		●	●				
	3 相談支援等の充実			●				
	4 経済的支援の充実			●				
	5 保健・医療の充実			●				
3 障がい児に対する支援	1 障がい児支援の充実			●				
	2 教育・保育の充実			●	●			
4 就労への支援	1 就労機会の拡充							
	2 障がい者の活躍の場の推進							
5 社会参加の促進	1 文化芸術・スポーツ活動の支援				●			
	2 地域コミュニティ活動の推進				●			
	3 情報アクセシビリティの推進				●			
6 安心安全の取組	1 福祉のまちづくりの推進							
	2 生活環境の整備							
	3 水害・震災等への防災体制の充実							

8 成長・雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段
									
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
		●							●
●		●							●
●		●							●
									●
									●
									●
									●
			●						●
			●						●
			●						●

## 基本政策 1 相互理解と権利擁護の推進

相互理解と権利擁護の推進	1 障がいへの理解の促進
	2 差別解消と合理的配慮の推進
	3 権利擁護の推進

### ■数値目標

当項目全体の数値目標を次のとおり設定します。

あいサポーター研修 延べ受講者数	目標値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人数	280	320	360
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人数	31	160	246

### 1 - 1 障がいへの理解の促進

障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と権利を尊重し合う地域づくりを目指し、一人ひとりが障がいへの理解や認識を深めることができるような取組の推進に努めます。

障がいへの理解の促進	(1) 理解促進の周知・啓発
	(2) 福祉教育の推進

#### (1) 理解促進の周知・啓発

事業名等	事業内容	担当課
障がい者理解促進事業	<p>多様な障がいの特性を理解し、手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を創っていくための行動をする「あいサポート運動」の推進を中心に、障がいへの理解を促進します。</p> <p>公共施設駐車場に、障がい者や体の自由が利きづらい人が優先して駐車できるように青色塗装による優先駐車場の整備及び適正利用を促す啓発看板の設置を進めます。</p> <p>また、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」の運用について、県と連携し、普及啓発を図るとともに、対象者には利用証を交付します。</p>	障がい者福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及	<p>義足を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、援助を得やすくなることを目的とするヘルプマークとヘルプカードの普及に努めます。</p>	障がい者福祉課
人権推進事業・人権教育推進事業	<p>市民一人ひとりが障がいのある人を含め、あらゆる人権について正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう、様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進します。</p>	人権・男女共同参画課 生涯学習課

## (2) 福祉教育の推進

事業名等	事業内容	担当課
総合的な学習の時間等における取組	市内各小・中学校において、総合的な学習の時間等に福祉教育を位置づけ、計画に基づいて体験的な活動も取り入れながら実践し、児童生徒の福祉への関心や理解を深めます。	学校教育課
人権推進事業・人権教育推進事業(再掲)	市民一人ひとりが障がいのある人を含め、あらゆる人権について正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう、様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 生涯学習課
福祉教育推進事業	小・中学生の児童・生徒に様々な福祉体験を通して、助け合う心や生きる力を育んでもらうため、各校が実施する事業への助成金交付や講師派遣で支援します。	社会福祉協議会

### 1-1-1 理解促進の周知・啓発

#### 【障がい者理解促進事業】

あいサポーター研修 開催数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		開催数	6	6	6
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		開催数	4	6	5

市内の公共施設における 青色塗装区画等※が整備さ れている数(施設数)	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		施設数	45	50	55
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		施設数	22	32	40

※ 車椅子使用者が優先的に利用できる幅員3.5メートル以上の青色に塗装された「車椅子使用者用駐車区画」及び障がい者、高齢者などを対象とした幅員3.5メートル未満の「優先駐車区画」

#### 【ヘルプマーク・ヘルプカードの普及】

ヘルプマーク配付数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		配付数	300	300	300
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		配付数	151	295	300

#### 【人権推進事業・人権教育推進事業】

人権啓発研修会等の 開催数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		開催数	15	15	15
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		開催数	7	8	12

### 1-1-2 福祉教育の推進

#### 【総合的な学習の時間等における取組】

福祉教育を計画に位置付 けて実践している学校数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		実施校数	30	30	30
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		実施校数	25	30	30

## 1 - 2 差別解消と合理的配慮の推進

障がい者を理由とした差別の禁止や、障がいの特性に応じた配慮について、幅広い広報・啓発を行い、市役所窓口等において適切な対応ができるよう職員の研修を実施します。

また、今後も、障がいのある人にとっての日常生活や社会生活を送るうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮の提供」に関する知識の普及・啓発に取り組めます。

差別解消と合理的配慮の推進	(1) 差別解消に関する周知・啓発
	(2) 合理的配慮の提供

### (1) 差別解消に関する周知・啓発

事業名等	事業内容	担当課
障害者差別解消法の取組	「不当な差別的扱いの禁止」や「合理的配慮」について、広報紙及びホームページにより、広く市民に制度の周知を行います。	障がい者福祉課

### (2) 合理的配慮の提供

事業名等	事業内容	担当課
障害者差別解消法の取組(再掲)	市職員の適切な対応を徹底するために作成した「対応要領」の掲示等により、職員等への周知を図り、来庁者等へ障がいの特性に配慮した適切な対応を行います。	障がい者福祉課

#### 1-2-1 差別解消に関する周知・啓発

##### 【障害者差別解消法の取組】

法制度の周知・広報	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		回数	3	3	3
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		回数	3	3	3

#### 1-2-2 合理的配慮の提供

##### 【障害者差別解消法の取組】

合理的配慮の求めに対応した課の数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		課の数	20	20	20
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		課の数	16	20	19



### 1 - 3 権利擁護の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人の基本的人権が尊重される社会づくりを進めていくとともに、地域の住民一人ひとりが障がいのある人の権利について正しく理解できるような取組の推進に努めます。

権利擁護の推進	(1) 権利に関する周知・啓発
	(2) 虐待の防止と早期発見
	(3) 成年後見制度の利用支援

#### (1) 権利に関する周知・啓発

事業名等	事業内容	担当課
人権推進事業・人権教育推進事業（再掲）	市民一人ひとりが障がいのある人を含め、あらゆる人権について正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう、様々な機会を捉えて人権教育・啓発を推進します。	人権・男女共同参画課 生涯学習課
消費者自立・支援事業	障がいのある人の消費者被害の未然防止、早期発見と拡大防止を図るため、見守りや援助等の取組を適切に実施し、消費生活に関わる情報提供、啓発活動を行います。 また、高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議の活用により関係機関との連携を図ります。	市民相談室
各種選挙執行事業	選挙人が投票しやすいよう、投票環境の充実を図ります。	選挙管理委員会

#### (2) 虐待の防止と早期発見

事業名等	事業内容	担当課
障害者虐待防止事業	障がい者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。また、高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議により関係機関と連携し、適切な支援を行います。	障がい者福祉課
虐待通報ダイヤル	埼玉県が設置した「虐待通報ダイヤル#7171」へ寄せられた通報に対し、迅速・適正に対応することにより、障がい者虐待の未然防止、早期発見等を行います。	障がい者福祉課
家庭児童相談事業	家庭での子どもに関する様々な相談に専門の相談員を配置し、的確な助言・指導を行います。	すくすく子育て相談室
児童虐待防止等ネットワーク事業	児童虐待の通告に対し、家庭訪問等を行い保護者からの虐待で保護が必要な児童に関して、関係機関で協議し、保護者・児童への適切な支援を行います。	すくすく子育て相談室

### (3) 成年後見制度の利用支援

事業名等	事業内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	<p>身寄りがなく申立てをする人のいない、知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）の開始で審判の申立てを行います。</p> <p>また、法人後見について、関係機関（社会福祉法人、社団法人等）と調整等を行います。</p>	<p>障がい者福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>

#### 1-3-1 権利に関する周知・啓発

##### 【各種選挙執行事業】

移動円滑化のための設備を備えた投票所の箇所数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		箇所数	45	46	47
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		箇所数	40	40	42

#### 1-3-2 虐待の防止と早期発見

##### 【障害者虐待防止事業】

虐待防止に関わる周知	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		回数	3	3	3
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		回数	3	3	3

#### 1-3-3 成年後見制度の利用支援

##### 【成年後見制度利用支援事業】

制度の周知・広報	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		回数	2	2	2
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		回数	2	2	2
法人後見の延べ利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人数	12	12	12
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		人数	-	-	1

## 基本政策2 日常生活への支援

相互理解と権利擁護の推進	1 地域支援体制の整備
	2 障がい福祉サービス等の充実
	3 相談支援等の充実
	4 経済的支援の充実
	5 保健・医療の充実

### ■数値目標

当項目全体の数値目標を次のとおり設定します。

障がい福祉サービス利用者数	目標値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	720	745	770
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	618	655	688

### 2-1 地域支援体制の整備

障がいのある人が抱えるさまざまなニーズに対応していくために、相談支援部門を初めとした地域の支援者ネットワークの構築・確立を図るとともに、サービス提供事業所等の整備促進などにより多職種協働による支援に努めていきます。

地域支援体制の整備	(1) 基幹相談支援センター等の機能の充実
	(2) 関係機関等との連携強化

#### (1) 基幹相談支援センター等の機能の充実

事業名等	事業内容	担当課
北埼玉地域障がい者支援協議会	各計画相談支援事業所への総合的かつ専門的な指導、助言等や相談員の資質向上研修実施等を行い、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能の充実のほか、地域生活支援拠点の整備に向けて北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市での協議を進め、地域における相談支援の中核をなす体制づくりを進めていきます。	障がい者福祉課
障害者施設整備促進事業	社会資源である障がい福祉サービス事業所の整備を促進するため、施設を整備する社会福祉法人に、施設整備費及び設備整備費の一部として補助金を交付します。	障がい者福祉課

## (2) 関係機関等との連携強化

事業名等	事業内容	担当課
障害者相談支援事業	「北埼玉障がい者生活支援センター」による相談対応や必要な情報提供、権利擁護のための支援を実施します。指定特定相談支援事業所による計画相談や一般相談を実施します。	障がい者福祉課
北埼玉地域障がい者支援協議会 (再掲)	北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市にある計画相談支援事業所でネットワーク会議を開催し、情報共有・事例検討等を行い、相談支援スキルの向上を図ります。	障がい者福祉課

### 2-1-1 基幹相談支援センター等の整備

#### 【北埼玉地域障がい者支援協議会】

協議会開催数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		開催数	2	2	2
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		開催数	1	1	1

#### 【障害者施設整備促進事業】

障がい福祉サービス等提供事業所数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		事業所数	89	90	91
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		事業所数	74	87	88

### 2-1-2 関係機関との連携強化

#### 【障害者相談支援事業】

相談支援部会開催数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		開催数	6	6	6
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		開催数	2	5	6

## 2 - 2 障がい福祉サービス等の充実

障がいの特性及び生活の実態に応じた適切な支援を提供し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して日常生活を続けるために、地域で生活するための「居宅介護」や「生活介護」、「自立訓練」等の在宅生活を支援する制度・サービスの充実を図るとともに、利用できる相談窓口や各種制度について周知・普及に努めます。

福祉施設の整備については、国の基本指針に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた支援を推進するとともに、重度障がい児・者の住まいの場として入所施設を優先的に整備する旨の埼玉県の考え方に基づき、事業所や法人等に対し、入所施設の整備についての働きかけを行うとともに、市独自の補助制度の周知を含めた積極的な情報発信に努めます。

障がい福祉サービス等の充実	(1) 訪問系サービスの支援
	(2) 日中活動系サービスの支援
	(3) 居住系サービスの支援
	(4) 福祉用具支給の支援
	(5) 情報提供

### (1) 訪問系サービスの支援

事業名等	事業内容	担当課
障がい者訪問サービス事業	在宅の障がいのある人を対象として、「居宅介護」や「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」といった訪問によるサービスを提供します。 また、高齢障がい者については、障がい福祉サービスと介護保険サービスとで同様のサービスがあることから、個々の状況に応じて適正なサービス提供に努め、安心して生活できるよう支援します。	障がい者福祉課
訪問入浴サービス事業	看護師、准看護師または介護職員が、家庭での入浴が困難な人の家に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。	障がい者福祉課

### (2) 日中活動系サービスの支援

事業名等	事業内容	担当課
障がい者日中活動サービス事業	障がいのある人の日中における活動への支援として、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所（福祉型・医療型）」のサービスを提供します。	障がい者福祉課
あけぼの園管理運営事業	生活介護及び就労継続支援B型のサービスを提供することにより、生産活動等の機会の提供、生活指導等を行い、自立および社会参加を支援します。	障がい者福祉課 社会福祉協議会

事業名等	事業内容	担当課
日中一時支援事業	在宅の障がい児（者）を、障がい福祉サービス事業所等を活用して一時預かりし、介護者の病気の場合や家族の一時的な休息を支援します。	障がい者福祉課
地域活動支援センター事業	障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。	障がい者福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人に、外出のための支援を行います。	障がい者福祉課
障害（児）者生活サポート事業	在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、障がいのある人とその家族に一時預かり等身近な場所で迅速・柔軟なサービスを提供します。	障がい者福祉課

### （３）居住系サービスの支援

事業名等	事業内容	担当課
障がい者居住サービス事業	自宅以外に生活拠点がある障がいのある人を対象とし、「施設入所支援」や「共同生活援助（グループホーム）」、「自立生活援助」等のサービスを提供します。	障がい者福祉課
心身障害者生活ホーム事業	市内に住所を有し、自立した生活を望みながらも、家庭環境または住宅事情等の理由により社会的自立が阻害されている身体障がい者、知的障がい者に住宅を提供するとともに、夜間を中心に生活面の指導・援助を行います。	障がい者福祉課

### （４）福祉用具支給の支援

事業名等	事業内容	担当課
補装具費支給事業	補聴器や車椅子などの補装具費支給・貸与を行います。	障がい者福祉課
障害（児）者日常生活用具給付等事業	入浴補助用具や歩行補助杖、ストマ装具などの日常生活を容易にするための用具の給付等を行います。	障がい者福祉課

### （５）情報提供

事業名等	事業内容	担当課
福祉サービスの情報提供	相談窓口や各種制度を掲載した「ガイドブック」を発行するとともに、ホームページに掲載し、情報提供を行います。	障がい者福祉課
各種減免制度の周知と利用促進	住民税の控除や自動車税・軽自動車税などの減免のほか、ＪＲ・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引制度の周知・普及を促進します。	障がい者福祉課

事業名等	事業内容	担当課
心身障害者扶養共済制度の加入促進	障がいのある人を扶養している保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が亡くなったり重度障がいになった場合に、その扶養されている障がいのある人に給付金を支給する制度を周知します。	障がい者福祉課
障害者施設整備促進事業（再掲）	障がい福祉サービス事業所の整備促進のため、施設を整備する社会福祉法人に、施設整備費及び設備整備費の費用の一部として補助金を交付する市の独自制度を周知します。	障がい者福祉課
福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）	判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある人などを対象に、福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金などの受領、生活費のお届け、日常生活の見守りなどの援助を実施します。	社会福祉協議会

## 2-2-1 訪問系サービスの支援

### 【障がい者訪問サービス事業】

利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	93	95	97
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	90	86	90

### 【訪問入浴サービス事業】

利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	8	9	10
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	7	6	7

## 2-2-2 日中活動系サービスの支援

### 【障がい者日中活動サービス事業】

利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	223	231	239
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	183	204	215

### 【移動支援事業】

実施箇所 利用者数 延べ利用時間	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度	
		実施箇所数	43	44	44	
		人/月	86	88	90	
	延べ時間/年	8,400	8,600	8,800		
	実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
			実施箇所	42	43	43
人/月			68	74	75	
延べ時間/年	8,005	8,055	8,100			

【障害（児）者生活サポート事業】

利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	400	405	410
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	372	398	400

2-2-3 居住系サービスの支援

【障がい者居住サービス事業】

共同生活援助 利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	210	220	230
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	163	184	200
施設入所支援 利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	113	113	113
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	114	111	113

【心身障害者生活ホーム事業】

利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	1	1	1
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	1	1	1

2-2-4 福祉用具支給の支援

【補装具費支給事業】

支給件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	170	170	170
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件/年	147	159	160

【障害（児）者日常生活用具給付等事業】

給付件数（全用具）	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	2,100	2,150	2,200
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件/年	1,943	2,073	2,050

2-2-5 情報提供

【心身障害者扶養共済制度の加入促進】

申請数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	1	1	1
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件/年	5	0	1



【障害者施設整備促進事業】

市内への施設整備の周知回数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		回/年	3	3	3
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		回/年	3	3	3

【福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）】

延べ利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	200	200	200
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	162	133	140

## 2 - 3 相談支援等の充実

障がいのある人が安心して地域生活を送るために必要な情報を、速やかにわかりやすく提供するとともに、障がいのある人及び介護をする人のニーズに合わせた福祉サービスのプランニングや事業所間の調整等、適切な相談支援体制の充実を図ります。

高次脳機能障がいのある人に対しては、医療と福祉が一体となり社会復帰までの連続した支援の実施のため、埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設置の高次脳機能障害者支援センターや相談支援事業所、医療機関などと連携して支援に取り組みます。

相談支援等の充実	(1) 相談支援
	(2) サービス等利用計画相談支援
	(3) 「支援区分審査会」の運営

### (1) 相談支援

事業名等	事業内容	担当課
障害者相談支援事業 (再掲)	「北埼玉障がい者生活支援センター」による相談対応や必要な情報提供、権利擁護のための支援を実施します。指定特定相談支援事業所による計画相談や一般相談を実施します。 委嘱した相談員による障がいのある人の福祉向上に関する相談（合同相談会の実施など）や指導、関係機関との連携により支援します。 指定難病や発達障がい、高次脳機能障がいへの相談対応も行います。	障がい者福祉課
あけぼの園管理運営事業（再掲）	計画相談支援のサービスを提供することにより、利用者一人ひとりの状況や意向を反映したサービス等利用計画を作成します。	障がい者福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動推進事業	民生委員・児童委員に様々な種類の研修への参加を促し、委員の資質向上を図り、障がいのある人に関する相談の受入れ体制を整えます。	地域福祉課
こころの健康づくり事業	市民が心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、「こころの健康づくり」を推進し、精神疾患や自殺の予防を図ります。自殺予防に関する啓発を行うとともに、保健師による電話や面接などによる相談のほか、精神科医師、公認心理師による「こころの健康相談」やインターネット等を利用したストレスチェック「こころの体温計」を実施します。	いきいき健康長寿課
健康相談事業	市民の健康保持・増進のため、健康相談など身近に保健サービスが受けられる環境づくりを推進し、健康に関する相談を行います。	いきいき健康長寿課

事業名等	事業内容	担当課
高齢者総合相談支援事業	「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」等において、高齢の障がいのある人や介護サービス等を必要とする市民またはその家族等からの相談に応じ、適切なサービス利用に向けた支援を実施します。	高齢介護課

## (2) サービス等利用計画相談支援

事業名等	事業内容	担当課
障がい者相談管理事業	個々のニーズに応じた適切なケアマネジメントに基づく計画的・効果的な障がい福祉サービス等を支援します。 「サービス等利用計画」を作成できる事業所が市内に整備されるよう、事業者にも周知、促進します。	障がい者福祉課

## (3) 「支援区分審査会」の運営

事業名等	事業内容	担当課
北埼玉地区障害支援区分審査会共同設置事業	障がいのある人の障害支援区分の審査判定業務を中立的かつ公正に行うための審査会を共同設置（行田市・加須市・羽生市）し、運営を円滑に行います。	障がい者福祉課

### 2-3-1 相談支援

#### 【障害者相談支援事業】

北埼玉障害者生活支援センター 相談件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	1,420	1,440	1,460
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		件/年	1,221	1,365	1,400

#### 【民生委員・児童委員活動推進事業】

障がい者に関する相談件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	100	100	100
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		件/年	35	55	70

#### 【高齢者総合相談支援事業】

相談件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	5,200	5,400	5,600
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
		件/年	4,671	4,902	5,000

### 2-3-2 サービス等利用計画支援

#### 【障がい者相談管理事業】

計画作成者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	850	860	870
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	801	835	840

### 2-3-3 「支援区分審査会」の運営

#### 【北埼玉地区障害支援区分審査会共同設置事業】

審査件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	275	250	250
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件/年	264	256	260

## 2 - 4 経済的支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で日常生活を営むためには、障がいの特性に応じた福祉サービスが必要であるため、経済的理由からサービスを受けられない人への適切な経済的支援の提供に努めます。

また、障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが必要となるため、医療費助成、福祉手当などの各種助成や手当を実施するとともに、日常生活における経済的負担を軽減する施策の充実を図ります。

経済的支援の充実	(1) 助成による支援
	(2) 手当による支援

### (1) 助成による支援

事業名等	事業内容	担当課
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加の促進のため、「自動車免許の取得」、「自動車改造費の助成」、「福祉タクシー利用料金助成」、「自動車燃料費助成」、「電話ファクシミリ使用料金助成」を行います。	障がい者福祉課
自立支援医療費支給事業	「更生医療」は、18歳以上の身体障害者手帳所持者の心臓手術、腎臓人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法等の医療費を助成します。 「育成医療」は、18歳未満の身体に障がいのある児童へ医療費を助成します。 「精神通院医療」は、精神疾患で定期的な通院医療を必要とする人の医療費を助成します。	障がい者福祉課
重度心身障害者医療費支給事業	重度心身障がい者（児）の医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額（18歳の年度末まで）の助成を行います。	障がい者福祉課
重度身体障害者居宅改善整備事業	重度身体障がい者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室など居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に補助します。	障がい者福祉課
在宅障害者おむつ支給等事業	在宅の重度心身障がい者に、紙おむつの支給を行います。	障がい者福祉課
障害者施設整備促進事業（再掲）	障がい福祉サービス事業所の整備促進のため、施設を整備する社会福祉法人に対し、施設整備費及び設備整備費の費用の一部として補助金を交付します。	障がい者福祉課

## (2) 手当による支援

事業名等	事業内容	担当課
特別障害者手当等支給事業	身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する在宅障がい者に手当を支給します（20歳以上は「特別障害者手当」、20歳未満は「障害児福祉手当」）。	障がい者福祉課
在宅重度心身障害者手当支給事業	身体障害者手帳の1、2級あるいは療育手帳④、A、精神保健福祉手帳1級の認定を受けている在宅の重度障がい者（児）及び在宅の超重症心身障がい児に手当を支給します。	障がい者福祉課
重度視覚障害者介助手当支給事業	在宅の重度視覚障がい者の日常生活における介助者に対し介助手当を支給します。	障がい者福祉課

### 2-4-1 助成による支援

#### 【社会参加促進事業】

自動車運転免許取得費支給決定者数	計画値	年度 人/年	R6年度 7	R7年度 7	R8年度 7
	実績値	年度 人/年	R3年度 5	R4年度 4	R5年度 4
聴覚障害者等電話ファクシミリ使用料金助成件数	計画値	年度 件/年	R6年度 60	R7年度 60	R8年度 60
	実績値	年度 件/年	R3年度 47	R4年度 60	R5年度 60

#### 【重度心身障害者医療費支給事業】

受給者数	計画値	年度 人/年	R6年度 2,300	R7年度 2,300	R8年度 2,300
	実績値	年度 人/年	R3年度 2,338	R4年度 2,245	R5年度 2,300

### 2-4-2 手当による支援

#### 【特別障害者手当等支給事業】

支給対象者数	計画値	年度 人/年	R6年度 202	R7年度 204	R8年度 206
	実績値	年度 人/年	R3年度 202	R4年度 199	R5年度 200

## 2 - 5 保健・医療の充実

身近な地域で適切な保健サービスを継続的に受けられることが、ライフステージに応じた障がいの発生予防、生活習慣病などの早期発見・早期治療につながることから、自立支援医療や様々な医療費助成制度等を通じて障がいのある人の医療サービス利用を支援し、状態に合った支援を受けられるように保健・医療・福祉等の関係機関・団体の連携を図るとともに、健康の保持・増進のための情報提供や各種保健事業の充実に努めます。

保健・医療の充実	(1) 予防と早期の対応の充実
	(2) 保健・医療サービスの充実

### (1) 予防と早期の対応の充実

事業名等	事業内容	担当課
妊産婦保健事業	妊娠届を受理し、母子（父子）健康手帳を交付します。 妊婦の健康管理や胎児の発育状況を確認するための妊婦健康診査及び関連検査の費用を助成します。 また、「パパママ学級」を開催し、安心して出産できるように支援します。	すくすく子育て 相談室
乳幼児健診事業	疾病や障がいの早期発見に向けて妊婦、乳幼児の健康診査の充実を図るとともに、必要に応じて保健師による訪問指導を行います。 障がいの軽減を図り、能力を発揮して将来の生活で自立するために、早期療育につなげます。	すくすく子育て 相談室
幼児発達支援事業	子ども自身の発達の遅れや養育者の育児不安等により育児支援が必要な親子を対象に、遊びを通じて発達を促し、養育者の育児不安や育児負担の軽減を図ります。 必要に応じて医療機関への受診を勧め、子どもの健全な発達を促します。	すくすく子育て 相談室
国民健康保険・後期高齢者人間ドック・脳ドック利用助成事業	疾病の早期発見につながるよう、国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックや脳ドックの受診を促進するため、それぞれ費用の一部を助成します。	国保年金課

## (2) 保健・医療サービスの充実

事業名等	事業内容	担当課
健康相談事業（再掲）	市民の健康保持・増進のため、健康相談など身近に保健サービスが受けられる環境づくりを推進し、健康に関する相談を行います。	いきいき健康長寿課
高齢者総合相談支援事業（再掲）	「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」等において、高齢の障がいのある人や在宅医療と介護の連携を必要とする市民またはその家族からの相談に応じ、適正なサービス利用に向けた支援を実施します。	高齢介護課
地域医療ネットワーク事業	普段から何でも相談できる身近な「かかりつけ医」の普及・促進を図ります。 医師会や医療機関等の協力のもとで、地域医療連携を推進します。	健康医療推進課
初期・2次・3次救急医療支援事業	夜間、休日の初期（軽症）救急患者及び二次（重症）救急患者が市内や近隣の医療機関で受診できるよう、医療体制の整備を行います。	健康医療推進課
自立支援医療費支給事業（再掲）	「更生医療」は、18歳以上の身体障害者手帳所持者の心臓手術、腎臓人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法等の医療費を助成します。 「育成医療」は、18歳未満の身体に障がいのある児童へ医療費を助成します。 「精神通院医療」は、精神疾患で定期的な通院医療を必要とする人の医療費を助成します。	障がい者福祉課
重度心身障害者医療費支給事業（再掲）	重度心身障がい者（児）の医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額（18歳の年度末まで）の助成を行います。	障がい者福祉課

### 2-5-1 予防と早期の対応の充実

#### 【乳幼児健診事業】

3歳児健診受診率	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		受診率	100	100	100
実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		受診率	95.1	94.3	95.0

※受診者数／対象者数

#### 【幼児発達支援事業】

乳幼児健診等で紹介した 児の教室への参加割合	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		参加率	85.0	85.0	85.0
実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		参加率	69.6	81.0	73.5

※参加者数／紹介者数



2-5-2 保健・医療サービスの充実

【初期・2次・3次救急医療支援事業】

市内医療機関への緊急搬送者数の割合※	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		実施率	56.0	58.0	60.0
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		実施率	19	40	40

※埼玉東部消防組合が救急搬送した方のうち、市内医療機関に搬送された方の割合

### 基本政策3 障がい児に対する支援

障がい児に対する支援	1 障がい児支援の充実
	2 教育・保育の充実

#### ■数値目標

当項目全体の数値目標を次のとおり設定します。

障がい児対象 サービス利用者数	目標値	年度 人/月	R 6年度	R 7年度	R 8年度
				240	252
	実績値	年度 人/月	R 3年度	R 4年度	R 5年度
			186	227	239

#### 3 - 1 障がい児支援の充実

妊娠期からの健康教育や健康相談、母子保健知識の普及、妊婦・乳幼児の健康診査による障がい等の早期発見の取組を通じた、障がいの早期発見・早期対応・早期療育によって、障がいの軽減や生活能力の向上、社会参加の幅の拡大を図り、障がいのある児童の健やかな育成を支援します。

さらに、保健・医療・福祉との密接な連携の下に、相談から通園・通所、教育へと支援が継続的に行われるよう、療育環境の向上を図るとともに、医療的ケアが必要な児童に対する支援を充実します。

障がい児支援の充実	(1) 早期発見・早期療育体制の充実
	(2) 発達障がいへの支援
	(3) 障がい児サービスの支援
	(4) 重症心身障がい児支援
	(5) 障がい児の家庭への支援

##### (1) 早期発見・早期療育体制の充実

事業名等	事業内容	担当課
乳幼児健診事業 (再掲)	疾病や障がいの早期発見に向けて妊婦、乳幼児の健康診査の充実を図るとともに、必要に応じて保健師による訪問指導を行います。 障がいの軽減を図り、能力を発揮して将来の生活で自立するために、早期療育につなげます。	すくすく子育て 相談室
幼児発達支援事業 (再掲)	子ども自身の発達の遅れや養育者の育児不安等により育児支援が必要な親子を対象に、遊びを通じて発達を促し、養育者の育児不安や育児負担の軽減を図ります。 必要に応じて医療機関への受診を勧め、子どもの健全な発達を促します。	すくすく子育て 相談室

事業名等	事業内容	担当課
未熟児養育医療給付事業	医師が入院養育を必要と認めた満1歳未満の未熟児に対して医療券を交付し、指定医療機関で養育医療を給付します。	すくすく子育て相談室
あすなろ園管理運営事業	障がいのある就学前児童の発達支援とともに、保護者への支援を行い、より効果的な療育の支援を実施します。	すくすく子育て相談室

## (2) 発達障がいへの支援

事業名等	事業内容	担当課
特別支援教育推進事業	<p>発達障がいのある児童・生徒について、一人ひとりの障がいや能力への理解を深めるとともに、全国的な研究動向と合わせた教育的支援の方法等により、個別の教育的ニーズに応じた「特別支援教育」を行います。</p> <p>きめ細やかな指導や支援が必要な児童・生徒のために、特別支援学級や通級指導教室を開設し、その充実を図ります。また、障がいのある児童・生徒へのより良い支援を行うために、障がい児介助員を適切に配置します。</p> <p>特別支援学校と積極的な連携・交流を行います。</p>	学校教育課
幼児発達支援事業(再掲)	<p>子ども自身の発達の遅れや養育者の育児不安等により育児支援が必要な親子を対象に、遊びを通じて発達を促し、養育者の育児不安や育児負担の軽減を図ります。</p> <p>必要に応じて医療機関への受診を勧め、子どもの健全な発達を促します。</p>	すくすく子育て相談室

## (3) 障がい児サービスの支援

事業名等	事業内容	担当課
障がい児発達支援事業	障がい児を対象として、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「障害児相談支援」のサービスを提供します。	障がい者福祉課
総合的な学習の時間等における取組(再掲)	市内各小・中学校において、総合的な学習の時間等に福祉教育を位置づけ、計画に基づいて体験的な活動も取り入れながら実践し、児童生徒の福祉への関心や理解を深めます。	学校教育課

#### (4) 重症心身障がい児支援

事業名等	事業内容	担当課
在宅超重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業	重症心身障がい児を在宅で介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、「短期入所」や「日中一時支援」等のレスパイトケア（休息のための支援）を実施します。 受け入れた事業者へ助成金を交付し、利用の促進を図ります。	障がい者福祉課
在宅重度心身障害者手当支給事業（再掲）	身体障害者手帳の1、2級あるいは療育手帳④、A、精神保健福祉手帳1級の認定を受けている在宅の重度障がい者（児）及び在宅の超重症心身障がい児に手当を支給します。	障がい者福祉課
医療的ケア児の支援体制の整備	医療的ケア児等コーディネーターの配置をすすめるとともに、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めます。	障がい者福祉課

#### (5) 障がい児の家庭への支援

事業名等	事業内容	担当課
特別児童扶養手当	一定の障がいのある20歳未満の子どもを養育する家庭に対し、所得状況などを確認のうえ手当を支給します。	子育て支援課
特別障害者手当等支給事業（再掲）	身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する在宅障がい者に手当を支給します（20歳以上は「特別障害者手当」、20歳未満は「障害児福祉手当」）。	障がい者福祉課
重度心身障害者医療費支給事業（再掲）	重度心身障がい者（児）の医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額（18歳の年度末まで）の助成を行います。	障がい者福祉課
自立支援医療費支給事業（再掲）	「更生医療」は、18歳以上の身体障害者手帳所持者の心臓手術、腎臓人工透析療法、腎移植後の抗免疫療法等の医療費を助成します。 「育成医療」は、18歳未満の身体に障がいのある児童へ医療費を助成します。 「精神通院医療」は、精神疾患で定期的な通院医療を必要とする人の医療費を助成します。	障がい者福祉課
補装具費支給事業（再掲）	身体障害者手帳をお持ちの人などに対し、補聴器や車いすなどの補装具費支給を行います。	障がい者福祉課
障害（児）者日常生活用具給付等事業（再掲）	入浴補助用具や歩行補助杖、ストマ装具などの日常生活を容易にするための用具の給付等を行います。	障がい者福祉課

#### 3-1-1 早期発見・早期療育体制の充実

##### 【未熟児養育医療給付事業】

対象者への支給率	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		%/年	100	100	100
実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		%/年	100	100	100

※支給者数／申請者数

【あすなろ園管理運営事業】

通園者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	20	20	20
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	10	16	22

3-1-2 発達障がいへの支援

【特別支援教育推進事業】

障がい児 介助員配置人数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		配置人数	61	62	63
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		配置人数	61	60	60

3-1-3 障がい児サービスの支援

【障がい児発達支援事業】

利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	240	252	264
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	186	227	239
計画作成者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	360	370	380
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	281	320	350

3-1-4 重症心身障がい児支援

【在宅重症心身障がい児の家族に対するレスパイトケア事業】

助成金交付者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		延べ人数/年	120	120	120
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		延べ人数/年	165	124	120

3-1-5 障がい児の家庭への支援

【特別児童扶養手当支給】

対象者への支給率	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		%/年	100	100	100
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		%/年	100	100	100

※支給者数/申請者数

### 3 - 2 教育・保育の充実

保育や教育に従事する教職員等に対し、障がいのある児童への理解と対応についての研修等を進め、その資質向上に努めるとともに、保育所の受け入れ体制についても十分に配慮しながら、障がいのある就学前児童と保護者の希望に沿った保育が受けられるように努めます。

また、保育、医療、教育等関係機関と連携し、特別支援教育や療育に携わる人材の育成を図るとともに、切れ目のない連続性のある療育の実施に努めます。

さらに、公立の保育所や幼稚園の施設、小・中学校の校舎、体育館等のバリアフリー化を実施するなど、計画的な整備を行います。

教育・保育の充実	(1) 就学前教育・保育の充実
	(2) 就学後教育等の充実

#### (1) 就学前教育・保育の充実

事業名等	事業内容	担当課
公立保育所障害児保育事業 民間保育所障害児保育事業	障がいのある就学前児童の発達を促進するとともに、障がいのない就学前児童が障がいのある就学前児童への理解を深め、ともに成長していけるように、保育士の加配等により受入れを行います。 障がいのある就学前児童の状況に応じて適切な保育を進められるよう、特別支援学校等と連携を図りながら児童の発達及び保護者の就労と子育ての支援を行います。	こども保育課
公立幼稚園管理運営事業	幼稚園における特別支援教育を推進するため、幼稚園補助員を適切に配置します。	こども保育課
あすなろ園管理運営事業（再掲）	障がいのある就学前児童の発達支援とともに、保護者への支援を行い、より効果的な療育の支援を実施します。	すくすく子育て相談室

#### (2) 就学後教育等の充実

事業名等	事業内容	担当課
公立放課後児童健全育成事業 民間放課後児童健全育成事業	障がいのある児童の放課後対策にとって、安心・安全で楽しい放課後の居場所となるように、職員の配置状況を考慮して、障がいのある児童の受入れを行います。 障がいのある児童の受入れにあたっては、専門性や指導力の向上に向けて研修を実施します。	こども保育課

事業名等	事業内容	担当課
特別支援教育推進事業 (再掲)	<p>発達障がいのある児童・生徒について、一人ひとりの障がいや能力への理解を深めるとともに、全国的な研究動向と合わせた教育的支援の方法等により、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育を行います。</p> <p>きめ細やかな指導や支援が必要な児童・生徒のために、特別支援学級や通級指導教室を開設し、その充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある児童・生徒へのより良い支援を行うために、障がい児介助員を適切に配置します。</p> <p>特別支援学校と積極的な連携・交流を行います。</p>	学校教育課

### 3-2-1 就学前教育・保育の充実

#### 【公立保育所障害児保育事業／民間保育所障害児保育事業】

障害児保育実施保育所数 (公立・民間)	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		箇所数	22	22	22
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
	箇所数	22	22	22	

#### 【公立幼稚園管理運営事業】

補助員配置幼稚園数 (公立)	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		園数	8	8	8
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
	園数	13	12	11	

※令和6年度からの稚園数「8」（加須市立幼稚園再編計画より）

### 3-2-2 就学後教育等の充実

#### 【公立放課後児童健全育成事業／民間放課後児童健全育成事業】

実施箇所数 (公立・民間)	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		実施箇所数	34	34	34
実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	
	実施箇所数	34	34	34	

## 基本政策4 就労への支援

就労への支援	1 就労機会の拡充
	2 障がい者の活躍の場の推進

### ■数値目標

当項目全体の数値目標を次のとおり設定します。

就労系障がい福祉サービス利用者数	目標値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/月	171	176	181
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/月	152	163	165

### 4 - 1 就労機会の拡充

障がいのある人が社会的に自立し、生きがいを持って人生を送れるよう、働くことを希望する障がいのある人への職業訓練や就労相談、定着に向けた支援等のサポート体制を充実させていきます。

就労機会の拡充	(1)職業能力の開発・育成
	(2)一般就労の促進

#### (1) 職業能力の開発・育成

事業名等	事業内容	担当課
障がい者日中活動サービス事業（再掲）	「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」のサービスを提供します。	障がい者福祉課
障害者就労支援事業	「北埼玉障がい者就労支援センター」に委託し、学校や福祉施設など職業訓練が受けられる場の充実や職業能力の開発・育成を支援します。障がいのある人が就労の機会を広く得るために、新たな就労先の開拓や職場で必要とされる技術や能力の向上を支援します。 就職等により自立しようとする障がいのある人を支援するため、就職支度金を支給します。	障がい者福祉課



## (2) 一般就労の促進

事業名等	事業内容	担当課
就業支援事業	公共職業安定所や埼玉県雇用開発協会等が実施している障がいのある人の雇用対策事業の普及・促進を図るため、関係機関との連携により市内企業の事業主への情報提供などの啓発活動を推進し、障がい者雇用を促進します。	産業振興課
障害者就労支援事業 (再掲)	「北埼玉障がい者就労支援センター」に委託し、学校や福祉施設など職業訓練が受けられる場の充実や職業能力の開発・育成を支援します。障がいのある人が就労の機会を広く得るために、新たな就労先の開拓や職場で必要とされる技術や能力の向上を支援します。 就職等により自立しようとする障がいのある人を支援するため、就職支度金を支給します。	障がい者福祉課

### 4-1-1 職業能力の開発・育成

#### 【障害者就労支援事業】

就労支援センター実習等 企業数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		企業数	10	10	10
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		企業数	6	9	9

### 4-1-2 一般就労の促進

#### 【就業支援事業】

県北障がい者就職面接会 の参加者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	100	100	100
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	88	73	60

## 4 - 2 障がい者の活躍の場の確保

市及び「北埼玉障がい者就労支援センター」が中心となり、関係機関と情報共有等連携を図りつつ、職業相談、就職情報提供など就労支援の強化に努めます。また、企業や農業の経営者や従業員等への障がい者雇用についての啓発活動の充実を図り、障がい者の活躍の場を確保するよう各事業を推進します。

障がい者の活躍の場の確保	(1) 就労の場の確保
	(2) 関係機関等との連携強化

### (1) 就労の場の確保

事業名等	事業内容	担当課
就業支援事業（再掲）	公共職業安定所や埼玉県雇用開発協会等が実施している障がいのある人の雇用対策事業の普及・促進を図るため、関係機関との連携により市内企業の事業主への情報提供などの啓発活動を推進し、障がい者雇用を促進します。	産業振興課
担い手育成事業	農業側は労働力確保のため、福祉側は就労の場の確保のために、障がい福祉の事業所と連携し農福連携を図ります。	農業振興課
人事管理事業	市役所の正職員及び会計年度任用職員における障がい者の採用を促進します。	職員課
障がい者理解促進事業（再掲）	多様な障がいの特性を理解し、手助けや配慮を実践することにより、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を創っていくための行動をする「あいサポート運動」の推進を中心に、障がいへの理解を促進します。	障がい者福祉課
障害者就労支援事業（再掲）	障がいのある人の障がい特性に応じた新たな就労の場として、太陽のもと作物や土などの自然に触れる農作業を行う農業分野との連携（農福連携）に努めます。	障がい者福祉課
身体障がい者等はり・きゅう・マッサージ券給付事業	保険適用外のはり、きゅう、マッサージ、あん摩、指圧の施術費の一部を助成券で支給するとともに、視覚障がい者の就業及び経済的自立を推進します。	障がい者福祉課
障害者施設整備促進事業（再掲）	社会資源である障がい福祉サービス事業所の整備を促進するため、施設を整備する社会福祉法人に、施設整備費及び設備整備費の費用の一部として補助金を交付します。	障がい者福祉課
あけぼの園管理運営事業（再掲）	生活介護及び就労継続支援B型のサービスを提供することにより、生産活動等の機会の提供、生活指導等を行い、自立および社会参加を支援します。	障がい者福祉課 社会福祉協議会
障害者優先調達推進	事務用品や生活用品、食品などの物品購入、清掃や広報紙梱包などの業務委託を障がい者就労施設等に優先的に発注します。	障がい者福祉課

## (2) 関係機関等との連携強化

事業名等	事業内容	担当課
障害者就労支援事業 (再掲)	「北埼玉障がい者就労支援センター」に委託し、学校や福祉施設など職業訓練が受けられる場の充実や職業能力の開発・育成を支援します。障がいのある人が就労の機会を広く得るために、新たな就労先の開拓や職場で必要とされる技術や能力の向上を支援します。 就職等により自立しようとする障がいのある人を支援するため、就職支度金を支給します。	障がい者福祉課

### 4-2-1 就労の場の確保

#### 【人事管理事業】

障がい者雇用率	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		雇用率	2.8	2.8	2.8
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		雇用率	2.69	2.72	2.75

#### 【障害者就労支援事業】

就労支援センター利用者 就職率	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		就職率	30	30	30
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		就職率	22	26	25

※就職者数／利用者数

#### 【身体障がい者等はり・きゅう・マッサージ券給付事業】

給付者に対する利用者の 割合	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		割合	25	25	25
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		割合	22	25	25

#### 【障害者優先調達推進】

発注額	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		発注額 (千円)	2,000	2,000	2,000
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		発注額 (千円)	1,980	1,573	1,650

4-2-2 関係機関等との連携強化

【障害者就労支援事業】

新規就労者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		人/年	25	25	25
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		人/年	18	22	20

## 基本政策5 社会参加の促進

社会参加の促進	1 文化芸術・スポーツ活動の支援
	2 交流・コミュニケーション支援の充実
	3 情報アクセシビリティの推進

### ■数値目標

当項目全体の数値目標を次のとおり設定します。

情報保障支援提供数	目標値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数		540	550
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数	518	537	510

### 5-1 文化芸術・スポーツ活動の支援

障がいのある人が能力を活かし、自分らしく生活していくことができるようにするために、文化芸術活動や各種スポーツ、レクリエーション等を行い、障がいのある人の「生活の質」を向上させていきます。

文化芸術活動やスポーツを引き続き積極的に支援し、社会参加や交流の機会を増やします。

文化芸術・スポーツ活動の支援	(1) 文化芸術活動への支援
	(2) スポーツ活動への支援

#### (1) 文化芸術活動への支援

事業名等	事業内容	担当課
市民学習カレッジ事業	文化芸術活動を始めるきっかけづくりのため、各種講座や教室等、活動機会を拡充するとともに、参加しやすい学習環境づくりを行います。 学習機会・施設・指導者等の情報を収集し、学習の相談・情報提供に応じる体制を整備するとともに、障がいのある人への配慮や理解を深める学習活動を行います。	生涯学習課
図書資料整備充実事業	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に基づき、点字で書かれた図書や雑誌、録音図書その他、ピクトグラムや写真、簡単な文章で表現されたLLブック、布絵本など、障がいのある人に対応した資料の整備を図ります。	図書館課

## (2) スポーツ活動への支援

事業名等	事業内容	担当課
スポーツ教室等開催事業	障がいの有無に関わらず気軽に参加できるポッチャ等のパラスポーツ体験会や教室を開催します。 また、障がい者が安心・安全にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ推進委員と連携したスポーツ活動の指導や手伝いなどの支援により障がい者スポーツを推進します。	スポーツ振興課
障害者スポーツ交流事業	各障がい者団体会員及び介護者を中心として、パラリンピック種目でもあるポッチャなどを取り入れたミニ運動会を開催します。市内の高校や大学の学生ボランティアにも協力いただき、障がいのある人もない人もともにスポーツを通して交流を図ります。 また、埼玉県障害者交流センターが行う競技者・支援者等の育成事業やイベントを活用し、市における障がい者スポーツの振興を図ります。	障がい者福祉課

### 5-1-1 文化芸術活動への支援

#### 【市民学習カレッジ事業】

市民学習カレッジ参加者に対する配慮等※を行った件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件	1	1	1
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件	-	-	-

※障がいの特性に応じた対応（手話通訳者の派遣、会場における車椅子での移動スペースの確保等）

#### 【図書資料整備充実事業】

障がい者向け資料※の整備	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		資料数	270	275	280
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		資料数	225	258	264

※障がい者向け資料：①点字で書かれた図書や雑誌、②録音図書、③ピクトグラムや写真、簡単な文章で表現された LL ブック（スウェーデン語レットラストの略でやさしくてわかりやすいを意味する）、④布絵本 等

5-1-2 スポーツ活動への支援

【スポーツ教室等開催事業】

障がいのある方が参加できる教室の開催回数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		開催数	8	9	10
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		開催数	3	4	6

【障害者スポーツ交流事業】

障がい者スポーツ交流大会参加者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		参加人数	250	250	250
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		参加人数	中止	中止	190

## 5 - 2 交流・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が地域の様々な分野に参加していくためには、移動手手段の確保や交流機会の充実、情報提供等の充実が重要となるため、交流・コミュニケーション支援を充実させることによって、障がいのある人が各種行事へ誰もが参加しやすい環境をつくりま

交流・コミュニケーション支援の充実	(1) 多様な交流の促進
	(2) コミュニケーション支援の充実
	(3) 移動の円滑な支援

### (1) 多様な交流の促進

事業名等	事業内容	担当課
障害者福祉団体支援事業	障がい者団体やその活動を支える市民団体等の育成と活動を支援し、障がいのある人の自主的な交流活動や社会参加活動の支援を行います。	障がい者福祉課
障害者スポーツ交流事業（再掲）	各障がい者団体会員及び介護者を中心として、パラリンピック種目でもあるポッチャなどを取り入れたミニ運動会を開催します。市内の高校や大学の学生ボランティアにも協力いただき、障がいのある人もない人もともにスポーツを通して交流を図ります。 また、埼玉県障害者交流センターが行う競技者・支援者等の育成事業やイベントを活用し、市における障がい者スポーツの振興を図ります。	障がい者福祉課

### (2) コミュニケーション支援の充実

事業名等	事業内容	担当課
障害者コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、電話リレーサービス利用への助成、ボランティア団体等との連携による支援を行います。また、手話通訳者及び手話奉仕員を養成するための講座等を開催するとともに、「加須市ともに生きる手話言語条例」の規定に基づき、手話への理解と手話の普及促進を図ります。	障がい者福祉課



### (3) 移動の円滑な支援

事業名等	事業内容	担当課
社会参加促進事業 (再掲)	障がいのある人の社会参加の促進のため、「自動車免許の取得」、「自動車改造費の助成」、「福祉タクシー利用料金助成」、「自動車燃料費助成」を行います。	障がい者福祉課
移動支援事業 (再掲)	屋外での移動が困難な障がいがある人に、外出のための支援を行います。	障がい者福祉課
障害(児)者生活サポート事業 (再掲)	在宅の心身障がい児(者)の地域生活を支援するため、障がい児(者)の移送及び外出援助サービスを提供することにより、介護者の負担軽減を図ります。	障がい者福祉課
障がい者訪問サービス事業 (再掲)	ガイドヘルパーの養成研修を各事業所に周知してヘルパーを確保し、外出の困難な視覚障がい者等に対する外出援助等の介助を行います。	障がい者福祉課
車椅子対応軽自動車の貸出	一般交通機関を利用することが困難な障がいのある人や高齢者に外出などの便宜を図るため、車椅子のまま乗車できるスロープ式自動車を貸し出します。	社会福祉協議会
車椅子の貸与	外出などの便宜を図るため、無料で車椅子を貸し出します。	社会福祉協議会

#### 5-2-1 多様な交流の促進

##### 【障害者福祉団体支援事業】

団体助成数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		団体数	4	4	4
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		団体数	4	4	4

#### 5-2-2 コミュニケーション支援の充実

##### 【障害者コミュニケーション支援事業】

手話通訳者派遣件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		派遣件数/年	530	540	550
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		派遣件数/年	510	523	500
手話奉仕員等養成講座開催数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		開催数	102	90	102
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		開催数	90	100	90

### 5-2-3 移動の円滑な支援

#### 【障がい者訪問サービス事業】

同行援護利用者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		利用者数	12	12	12
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		利用者数	12	12	12

#### 【車椅子対応軽自動車の貸出】

車椅子対応軽自動車の貸出件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	300	300	300
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件/年	229	283	293

#### 【車椅子の貸与】

車椅子の貸出件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		件/年	110	110	110
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		件/年	92	88	90

### 5 - 3 情報アクセシビリティの推進

障がいのある人の自立と社会参加を促進するために迅速かつ的確に情報を提供し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりを行うとともに、障がいのある人や高齢者を含む誰もが利用しやすくなるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

情報アクセシビリティの推進	(1) 情報アクセシビリティの推進
---------------	-------------------

#### (1) 情報アクセシビリティの推進

事業名等	事業内容	担当課
ホームページ SNS 活用事業	音声読み上げソフトによる対応や色・形・位置だけに依存した表現を避けるなど、視覚に障がいのある人がホームページを利用しやすいように配慮した情報提供の充実を図ります。	シティプロモーション課
かぞホットとメール配信事業	聴覚に障がいのある人や防災行政無線が聞こえづらい人への配慮として、「かぞホットとメール」による情報提供の充実を図ります。	交通防犯課
防災情報機器管理運営事業	市内全世帯を対象に、防災行政無線の放送が聞こえるラジオを無償で貸し出します。 また、スマートフォン用防災アプリなど多様な媒体による情報提供の充実を図ります。	危機管理防災課
議会運営事業	聴覚に障がいのある人や聞こえづらい人への配慮として、議会傍聴者にヘッドホンの貸与を行います。 また、本会議の中継映像及び会議録の文字情報をデータとして記録し、インターネットを利用して配信し、情報提供の充実を図ります。	議事課
朗読サービス提供事業	視覚に障がいのある人に、朗読ボランティアが広報紙等を録音・編集したCD等を配布し、情報の提供を行います。	社会福祉協議会
障害者コミュニケーション支援事業(再掲)	大型の台風が接近しそうな時などに、早めに避難準備や避難行動をとっていただくために製作した動画に手話通訳及び字幕を付け、聴覚に障がいのある人にも正確に内容が伝わるようにします。	障がい者福祉課
障害(児)者日常生活用具給付等事業(再掲)	障がいのある人の社会参加と日常生活の利便のため、視覚障がい者に対する活字読上装置等や聴覚障がい者に対する屋内信号装置等の給付を行います。	障がい者福祉課

5-3-1 情報アクセシビリティの推進

【かぞホッとメール配信事業】

かぞホッとメール配信	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		配信件数	950	950	950
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		配信件数	883	895	890

【障害（児）者日常生活用具給付等事業】

給付等件数(情報・意思疎通支援用具)	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		給付等件数	10	10	10
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		給付等件数	8	14	10

## 基本政策6 安心安全の取組

安全安心の取組	1 福祉のまちづくりの推進
	2 生活環境の整備
	3 水害・震災等への防災体制の充実

### ■数値目標

当項目全体の数値目標を次のとおり設定します。

非常災害対策が実施されている市内の障がい者施設数	目標値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		施設数	29	30	31
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		施設数	20	23	28

※水防法等の関係法令の規定により避難確保計画又は非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている市内の障がい者施設のうち、これらの対策が適切に講じられている施設数

### 6-1 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を継続して営むために、質の高いバリアフリー、ユニバーサルデザイン整備や移動しやすいまちづくりを進めます。

また、介助や支援を必要とする人に手を差し伸べるため、地域住民と連携した支援体制づくりに努め、制度に基づく福祉サービスと地域で展開される支え合いの取組をともに充実させ、福祉のまちづくりを推進します。

福祉のまちづくりの推進	(1) バリアフリー化の推進
	(2) 地域福祉による支援

#### (1) バリアフリー化の推進

事業名等	事業内容	担当課
公共施設バリアフリー化事業	市有建築物について、大規模改修工事等（新築・改築・増築）に併せて、加須市市有施設設計方針に基づき、バリアフリー化を推進します。	建築開発課
民間施設バリアフリー化事業	「加須市高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進するための基準に関する条例（加須市バリアフリー条例）」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、県と連携し、民間施設のバリアフリー化を促進します。	建築開発課
幹線道路新設改良事業、道路維持管理事業	道路の拡幅整備や構造改良等、維持補修の実施により、市民の日常生活の利便性や交通などの安全性を向上し、生活環境を改善します。	道路公園課
放置自転車対策事業	歩行者等の通行障害の要因となる放置自転車対策を推進し、安全で快適な歩行空間の確保を行います。	交通防犯課

事業名等	事業内容	担当課
公共交通バリアフリー化事業	年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが公共交通を利用できるよう、公共交通事業者に対し駅舎等バリアフリー化を要望するとともに、バリアフリー化改修を支援し、公共交通のバリアフリー化を図ります。	政策調整課
公立保育所施設整備事業	障がいのある就学前児童が安心して保育所生活を送ることができるよう、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公立保育所のバリアフリーの施設づくりを行います。	こども保育課
公立幼稚園施設整備事業	障がいのある就学前児童が安心して幼稚園生活を送ることができるよう、国の「学校施設整備指針」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、公立幼稚園のバリアフリーの施設づくりを行います。	こども保育課
小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	障がいのある児童や生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、国の「学校施設整備指針」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、小・中学校のバリアフリーの施設づくりを行います。	教育総務課

## (2) 地域福祉による支援

事業名等	事業内容	担当課
地域市民活動促進事業	障がい者支援のためのボランティア活動を行っている地域市民活動団体に対し、活動の支援を行います。	市民協働推進課
民生委員・児童委員活動推進事業(再掲)	民生委員・児童委員に様々な種類の研修への参加を促し、委員の資質向上を図り、障がいのある人に関する相談の受入れ体制を整えます。	地域福祉課

### 6-1-1 バリアフリー化の推進

#### 【公共施設バリアフリー化事業】

バリアフリー化した改修工事等の箇所数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		累計箇所数	36	37	38
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		累計箇所数	32	34	34

【幹線道路新設改良事業／道路維持管理事業】

舗装整備率	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		舗装整備率	76.4	77.1	77.9
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		舗装整備率	70.0	70.1	70.0

※舗装市道延長／市道延長

6-1-2 地域福祉による支援

【地域市民活動促進事業】

障がい者支援を行っている地域市民活動団体数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		団体数	10	10	10
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		団体数	8	8	8

## 6 - 2 生活環境の整備

生活の基盤となる住宅等住まいの確保について、障がいのある人が地域生活のなかで自立した生活を継続できるよう、居宅の改修支援やグループホームの整備促進などを推進します。

生活環境の整備	(1) 防犯・緊急体制の充実
	(2) 居住の確保と住環境の整備
	(3) 地域医療の連携

### (1) 防犯・緊急体制の充実

事業名等	事業内容	担当課
あんしん見守りサポート事業	ライフライン事業者等がお客様宅を訪問された際に郵便ポストに新聞や郵便物がたまっていたなど、日常業務の範囲内で何らかの異変に気づかれた場合、市の安心見守り事業担当部署へ連絡をいただき、市は関係機関や団体と連携して対象者の安否確認等を行います。	地域福祉課
行方不明者早期発見活動事業	届出のあった行方不明者情報の詳細を確認し、早期発見に向けて関係機関に情報提供します。	地域福祉課
かぞホッとメール配信事業（再掲）	聴覚に障がいのある人や防災行政無線が聞こえづらい人への配慮として、かぞホッとメールによる情報提供の充実を図ります。	交通防犯課
ファックス・メール等による119番通報	埼玉東部消防組合による、聴覚障がい者または言葉が話せない人からのファックスやメール等による火災や緊急通報を受ける制度を周知します。 携帯電話やスマートフォンによる緊急通報システムへの登録促進を周知します。	埼玉東部消防組合

### (2) 居住の確保と住環境の整備

事業名等	事業内容	担当課
住宅改修等需要促進事業	住宅改修にかかる費用負担の軽減を図るため、居宅改修費の助成を行います。	産業振興課
市営住宅管理運営事業	身体障がい者、精神障がい者及び知的障がい者が単身で生活できるよう、関係機関や団体と連携してサポートを行います。	建築開発課
障がい者居住サービス事業（再掲）	自宅以外に生活拠点がある障がいのある人を対象とし、「施設入所支援」や「共同生活援助（グループホーム）」、「自立生活援助」のサービスを提供します。	障がい者福祉課



事業名等	事業内容	担当課
障害(児)者日常生活用具給付等事業(再掲)	重度障がい者(児)及び難病患者に、日常生活の環境改善、介護者の負担軽減及び自立更生を促進するため、手すり取付や段差解消などの改修費の一部を給付します。	障がい者福祉課
重度身体障害者居宅改善整備事業(再掲)	重度身体障がい者の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室など居宅の一部を障害に応じて使いやすく改造する場合に補助します。	障がい者福祉課
障害者施設整備促進事業(再掲)	障がい福祉サービス事業所の整備促進のため、施設を整備する社会福祉法人に対し、施設整備費及び設備整備費の費用の一部として補助金を交付します。	障がい者福祉課

### (3) 地域医療の連携

事業名等	事業内容	担当課
初期・2次・3次救急医療支援事業(再掲)	夜間、休日の初期(軽症)救急患者及び二次(重症)救急患者が市内や近隣の医療機関で受診できるよう、医療体制の整備を行います。	健康医療推進課

#### 6-2-1 防犯・緊急体制の充実

##### 【あんしん見守りサポート事業】

協力事業者数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		事業者数	57	59	61
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		事業者数	54	56	55

#### 6-2-2 居住の確保と住環境の整備

##### 【住宅改修等需要促進事業】

申請受付件数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		受付件数	470	470	470
実績値	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		受付件数	392	445	470

### 6-3 水害・震災等への防災体制の充実

障がいのある人は、災害時にはその行動などに多くの困難が伴い、自力で避難することや生活することが困難な場合もあるため、通常時から防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導など、地域住民と連携した体制づくりに努めます。

水害・震災等への防災体制の充実	(1) 災害への備え
	(2) 感染症への備え

#### (1) 災害への備え

事業名等	事業内容	担当課
災害時要援護者支援事業	<p>災害時に自ら避難することが困難な人を対象に、避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うため、要援護者名簿の登録を行い、地域の自治協力団体や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に提供します。支援いただける近所の人なども「避難援助者」として登録できます。</p> <p>また、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。</p> <p>避難所には、聴覚障がい者との意思疎通を円滑に行うため、コミュニケーション支援ボードや災害用バンドナを設置します。</p>	地域福祉課
震災対策訓練事業、防災啓発事業	<p>総合防災訓練や地区防災訓練の実施により、災害時の対応方法を身につけるとともに市民の防災意識の高揚を図ります。</p> <p>また、防災に関する講演会、出前講座等を行い、防災に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、障がいの状態に合わせた、音声版ハザードマップの作成等を行います。</p>	危機管理防災課
防災情報機器管理運営事業（再掲）	<p>市内全世帯を対象に、防災行政無線の放送が聞こえるラジオを無償で貸し出します。</p> <p>また、スマートフォン用防災アプリなど多様な媒体による情報提供の充実を図ります。</p>	危機管理防災課
かぞホットメール配信事業（再掲）	<p>聴覚に障がいのある人や防災行政無線が聞こえづらい人への配慮として、かぞホットメールによる情報提供の充実を図ります。</p>	交通防犯課
障害者コミュニケーション支援事業（再掲）	<p>大型の台風が接近しそうな時などに、早めに避難準備や避難行動をとっていただくために制作した動画に手話通訳及び字幕を付け、聴覚に障がいのある人にも正確に内容が伝わるようにします。</p>	障がい者福祉課

(2) 感染症への備え

事業名等	事業内容	担当課
障害者福祉管理事業	新型コロナウイルス感染症などが流行した場合、確保が困難となる可能性の高い消毒液を市が購入・備蓄しておき、市内障害者福祉サービス事業所に速やかに配付します。	障がい者福祉課 健康医療推進課
障害者コミュニケーション支援事業 (再掲)	新型コロナウイルス感染症などが流行した場合、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座において、透明マスクやフェイスシールドを着用し、手話で大切な口元が見えるようにすることで受講成果の向上を図ります。	障がい者福祉課

6-3-1 災害への備え

【災害時要援護者支援事業】

要援護者名簿登録者数 (障がい者のみ)	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		登録者数	430	435	440
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		登録者数	310	430	420
福祉避難所協定締結施設数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		施設数	30	30	30
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		施設数	29	29	29

6-3-2 感染症への備え

【障がい者福祉管理事業】

消毒液備蓄数	計画値	年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
		個	30	30	30
	実績値	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
		個	17	30	30



## 第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画



## 1 障害福祉計画の性格と概要

本章「障害福祉計画」は、市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者総合支援法第88条第1項に定められた計画であり、児童福祉法第33条の20に定められた「障害児福祉計画」を含め、法に定められた国の「基本指針」に即した内容を踏まえて策定したものです。

計画の見込量等に対する実績や障がいのある人等の意向を踏まえたうえで、令和6年度から令和8年度末に向けて、障がい者施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「加須市障害福祉計画（第7期）」及び「加須市障害児福祉計画（第3期）」として策定しました。

障害者総合支援法（抜粋）

第五章 障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（以下略）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（以下略）

第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

## 2 令和8年度の数値目標の設定

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、地域共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備について、国の基本指針と県の考え方にに基づき、令和8年度末における数値目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、全ての施設入所者に対して、今後、地域生活への意向について適切に意思決定支援を行い確認するとともに、今後、自立訓練等を利用し、施設の支援者等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者の数を数値目標（成果目標）として設定することとしています。

#### ①施設入所者の地域生活への移行

##### ◆国の数値目標（成果目標）

令和4年度末時点の施設入所者のうち6%以上が地域生活へ移行すること。令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減すること。

##### ◆本市の考え方と数値目標の設定

令和8年度末の地域生活移行者数は、令和4年度末の施設入所者のうちの6%以上で見込みます。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	111	令和5年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者数（B）	7	令和8年度末までにける施設入所から地域生活への移行者数
移行率（B/A）×100	6.3%	（参考：国指標）6%以上



## ②福祉施設入所者の数

### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

### ◆本市の考え方と数値目標の設定

県は施設入所者数の削減について、入所待機者が年々増加していることや、特に強度行動障がいや重度重複障がい等により、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であることから、地域移行の促進と並行して必要な施設整備を行おうとしており、目標設定はしないものとしています。本市においても目標設定の考え方は県と同様とします。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数（A）	111	令和5年3月31日時点
【目標値】令和8年度末の施設入所者数（B）	—	（参考：国指標） $(B) = (A) \times 5\%$ 以上 （参考：県の考え方） 目標設定しない

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、自治体を中心に地域精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

### ◆数値目標（成果目標）（県で設定）

精神障がい者が精神病床から退院した後の1年以内における地域での生活日数の平均値と、65歳以上で1年以上長期入院している患者数及び65歳未満で1年以上長期入院している患者数・退院率の数値目標を設定すること。

※上記については、県で設定するため、本項目では、国の基本方針に基づき、協議の場の開催回数や精神障がい者の各サービスの利用人数等を目標値として設定します。

### ◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
協議の場の開催回数	5回		各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	5人		保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】	有	各年度における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数
	【評価の実施回数】	1回	
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の地域定着支援の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域定着支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の共同生活援助の利用人数	2人		各年度における地域移行のための精神障がい者の共同生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立生活援助の利用人数	1人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立生活援助利用者数
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	1人		各年度における精神障がい者の自立生活援助利用者数

### (3) 地域生活支援の充実

#### ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と障がい者基幹相談支援センター等のそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要があります。

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、自立等に係る相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、サービス拠点の整備や地域の連携・体制づくり等の機能を、障がい者基幹相談支援センターが中核としての役割を担い、各関係機関と連携を図りながら進めていきます。

#### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証・検討を行うこと。

強度行動障がい者の支援体制の充実を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市又は各福祉圏域（以下「各圏域」という）において、状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

#### ◆本市の考え方と数値目標の設定

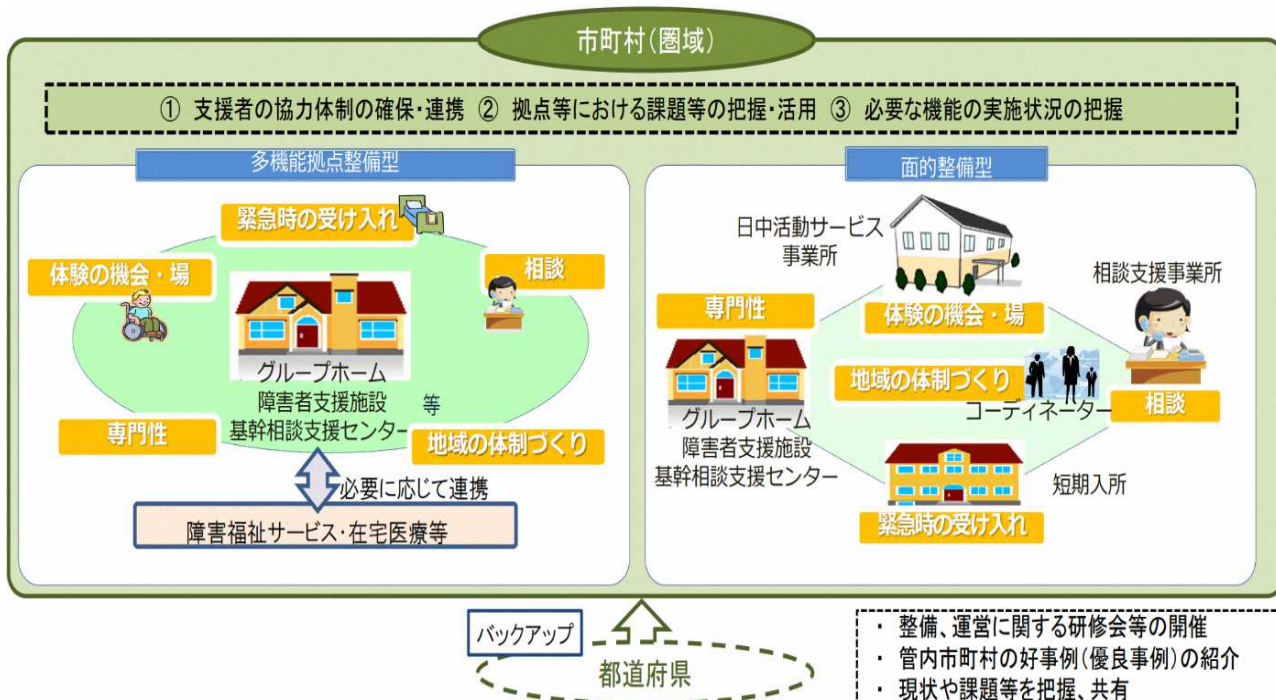
地域生活支援拠点等の整備については、「面的整備型」により進め、本市においては障がい者基幹相談支援センターが中心となり、関係機関等と連携した相談支援体制の強化や体験の機会や場の提供、担い手の育成等、機能の充実を図るとともに、緊急対応とならない体制づくりや、緊急でのサービス等の利用となる場合の受け入れ先の調整を行います。

また、北埼玉地域障がい者自立支援協議会等の協議の場を活用して、運用状況の検証や運用方法の検討を行っていきます。

強度行動障がいを有する方の支援ニーズの把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を図ります。

項目	目標
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置	令和8年度末までに構築
地域自立支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証・検討実施回数	令和8年度末までに実施 (参考：国指標) 年1回以上
地域生活支援拠点の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置	令和8年度末までに配置
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	令和8年度末までに構築
強度行動障がい者に対する支援体制の整備	令和8年度末までに整備

【地域生活支援拠点等の整備について】



出典：厚生労働省

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定することとしています。

##### ①福祉施設から一般就労への移行

###### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において一般就労へ移行した者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

###### ◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	【基準値】(A)	12人	令和3年度一般就労移行者数
	【目標値】(B)	16人	令和8年度一般就労移行者数
移行実績 (B/A)	1.33倍		(参考：国指標) 1.28倍以上

##### ②就労移行支援事業の一般就労への移行

###### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.31倍以上にすること。

###### ◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】(A)	8人	令和3年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】(B)	11人	令和8年度の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
移行実績 (B/A)	1.38倍		就労移行支援事業利用者の一般就労移行割合 (参考：国指標) 1.31倍以上

③就労移行支援事業所全体の一般就労移行率

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所が全体の5割以上とすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の増加	【見込値】 (A)	1事業所	令和8年度末時点の就労移行支援事業所数
	【目標値】 (B)	1事業所	令和8年度末の一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数
利用率 (B/A) × 100	100.0%		(参考：国目標値) (B/A) × 100 = 5割以上

④就労継続支援A型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労継続支援A型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.29倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 (A)	3人	令和3年度の就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 (B)	4人	令和8年度の就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行者数
移行率 (B/A)	1.33倍		就労継続支援（A型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.29倍以上

⑤就労継続支援B型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	【基準値】 （A）	2人	令和3年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】 （B）	3人	令和8年度の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
移行率（B/A）	1.5倍		就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.28倍以上

⑥就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標（成果目標）

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度末において就労定着支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の利用実績の1.41倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労定着支援事業利用者数の増加	【基準値】 （A）	3人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
	【目標値】 （B）	5人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
移行率（B/A）	1.67倍		（参考：国目標値） （B/A）×100=1.41以上

⑦就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	目標		目標の考え方
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の増加	【基準値】 (A)	2事業所	令和3年度末時点の就労定着支援事業所数
	【目標値】 (B)	1事業所	令和8年度末の就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数
利用率 (B/A) × 100	5割		(参考：国目標値) (B/A) × 100 = 2割5分以上



#### (5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援は、発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけ、適切な対応ができるようにするため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の機会を確保することが重要となります。

#### ◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

#### ◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人	各年度における実績値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人	各年度における実績値
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	各年度における実績値
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人	各年度における実績値

## (6) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って、地域の障がい福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで医療的ケアや障がいの状況に応じた、切れ目のない効果的で一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが求められています。

### ◆国の数値目標（成果目標）

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること。
- ・令和8年度末までに、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市又は各福祉圏域に少なくとも1か所以上確保すること。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

児童発達支援センター、保育所等訪問支援や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等は、市内に提供事業者がありますが、今後も、サービス提供体制の充実に努めます。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーターの更なる配置を進めます。

項目	目標	目標の考え方
児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和8年度末までの設置数 (令和5年度時点1箇所達成済)
保育所等訪問支援の設置数	1箇所	令和8年度末までの設置数 (令和5年度時点2箇所達成済)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所	令和8年度末までの設置数 (令和5年度時点1箇所達成済)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所	令和8年度末までの設置数 (福祉圏域内令和5年度時点3箇所達成済)
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	令和8年度末までの設置
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末までの設置 (令和5年度時点2人達成済)

## (7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて相談支援体制について検証・評価を行うとともに、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、重層的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが求められています。

### ◆国の数値目標（成果目標）

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を実施する体制を確保する。
- ・地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

◆本市の考え方と数値目標の設定

基幹相談支援センターを中心に、専門的な相談支援の実施、事業者の資質・能力の向上のための研修を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	令和6年度 目標	令和7年度 目標	令和8年度 目標	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所	令和8年度末までの確保(令和5年度時点 達成済)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導助言件数	48件	48件	48件	各年度における実績値
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	6件	6件	6件	各年度における実績値
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	各年度における実績値
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討の実施回数	2回	2回	2回	各年度における実績値 (相談支援部会)
基幹相談支援センターにおける主任相談支援員の配置数	1人	1人	1人	各年度における実績値
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	—	—	確保	令和8年度末までの確保
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者(機関)数	10事業所	10事業所	10事業所	各年度における実績値
協議会の専門部会の設置数	5	5	5	各年度における実績値
協議会の専門部会の実施回数	25回	25回	25回	各年度における実績値

(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が自らの意思で、必要とするサービス等を選択できるよう支援を行うとともに、利用者に、真に必要な障がい福祉サービスを提供できているのか検証を行い、提供していくための体制を構築することが重要となります。

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標の考え方
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	実施	実施	令和8年度末までに実施 (事業所、自治体間の共有)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回	各年度における実績値
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	10人	10人	10人	各年度における実績値

項目	目標	目標の考え方
障がい福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	実施	各年度における実績値
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	構築	令和8年度末までに構築

### 3 障がい福祉サービスの見込量と今後の方策

障がいのある人への福祉サービスは、「指定障害福祉サービス」である「訪問系サービス」・「日中活動系サービス」・「居住系サービス」の3類型と「相談支援」、「児童発達支援（障がい児通所・障がい児相談支援）」の全国同一内容のサービスのほか、利用料等具体的な内容を地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できる「地域生活支援事業」があります。

#### (1) 訪問系サービス

地域で安心して生活を送ることができるよう、現に利用している人数と今後の増加を見込み、平均的な利用量等を勘案してサービス見込量を設定します。訪問系サービスは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」を見込みます。

#### ■サービスの種類と実施内容

サービスの種類	実施内容
①居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談助言、生活全般にわたる援助、外出時の介護を総合的に行います。平成30年度から、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がいのある人で、医療機関に入院した人も対象となっています。
③同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等につき、外出時において、当該障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がいのある人等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
④行動援護	障がいのある人等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
⑤重度障がい者等包括支援	重度の障がいのある人等に、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所を包括的に提供します。

【見込量算出の考え方・今後の方策】

障がいのある人が、地域で安心して生活を送ることができるように、現在の実績と今後の利用見込みを踏まえ、サービス利用量を設定します。

また、質の高いサービスを継続して提供できるよう、人材の育成及び事業者支援、参入の促進に努めます。

■サービス見込量

居宅介護	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	46人	47人	48人
		時間/月	2,468時間	2,521時間	2,575時間
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	45人	41人	44人
		時間/月	2,285時間	2,377時間	2,296時間
重度訪問介護	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	2人	2人	2人
		時間/月	908時間	908時間	908時間
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	1人	2人	2人
		時間/月	495時間	733時間	1,050時間
同行援護	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	1人	1人	1人
		時間/月	24時間	24時間	24時間
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	1人	1人	1人
		時間/月	25時間	29時間	24時間
行動援護	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	43人	44人	45人
		時間/月	1,358時間	1,574時間	1,610時間
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	43人	42人	40人
		時間/月	1,650時間	1,379時間	1,445時間
重度障害者等包括支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	1人	1人	1人
		時間/月	24時間	24時間	24時間
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	0人	0人	0人
		時間/月	0時間	0時間	0時間

※令和5年度は見込値



## (2) 日中活動系サービス

### ■サービスの種類と実施内容

サービスの種類	実施内容
①生活介護	常時介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間において障がい者支援施設などで入浴、排せつ、食事などの買い護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のためのサービスを提供します。
②自立訓練（機能訓練）	身体障がい者または難病等対象者につき、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障がいのある人の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
③自立訓練（生活訓練）	知的障がい者または精神障がい者につき、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、または当該障がいのある人の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
④就労選択支援（新規）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
⑤就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
⑥就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人については、一般就労への移行をめざします。

サービスの種類	実施内容
⑦就労継続支援B型	通常の仕事所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の仕事所に雇用されていた障がいのある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該仕事所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の仕事所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の仕事所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑧就労定着支援	一般企業に就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、施設の職員が事業所を訪問し、本人や企業を支援します。
⑨療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関するものを療養介護医療として提供します。
⑩短期入所（福祉型）	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事のほか、必要な介護を行います。
⑪短期入所（医療型）	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事のほか、必要な介護を行います。

【見込量算出の考え方・今後の方策】

各サービスの利用実績は増加傾向を示しており、今後も需要の増加が見込まれることから、安定したサービスを継続して提供できるよう、近隣自治体と連携を取りながら情報収集と提供を行い、多様な事業者の参入を促します。

また、サービスについて周知するとともに、利用を希望する人に、必要に応じて指定事業者の情報を提供します。

■サービス見込量

①生活介護	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	10人	11人	12人
		延人数/月	220人日	242人日	264人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	10人	10人	10人
		延人数/月	312人日	321人日	334人日
②自立訓練 (機能訓練)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	1人	1人	1人
		人日/月	22人日	22人日	22人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	0人	1人	0人
		人日/月	0人日	3人日	0人日
③自立訓練 (生活訓練)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	5人	6人	7人
		人日/月	110人日	132人日	154人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	1人	5人	5人
		人日/月	20人日	100人日	100人日
④就労選択支援 (新規)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月		1人	1人
⑤就労移行支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	35人	36人	37人
		人日/月	770人日	792人日	814人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	29人	32人	35人
		人日/月	494人日	580人日	563人日
⑥就労継続支援A型 (雇用型)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	18人	19人	20人
		人日/月	396人日	418人日	440人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	17人	14人	17人
		人日/月	448人日	461人日	479人日

※令和5年度は見込値

⑦就労継続支援B型 (非雇用型)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	121人	123人	125人
		人日/月	2,662人日	2,706人日	2,750人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	104人	116人	120人
		人日/月	2,080人日	2,320人日	2,400人日
⑧就労定着支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	3人	4人	5人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	3人	1人	2人
⑨療養介護	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	4人	4人	4人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	4人	3人	3人
⑩短期入所 (福祉型)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	23人	24人	25人
		人日/月	301人日	314人日	328人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	14人	23人	23人
		人日/月	208人日	281人日	281人日
⑪短期入所 (医療型)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	3人	3人	3人
		人日/月	43人日	43人日	43人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	2人	2人	2人
		人日/月	37人日	37人日	37人日

※令和5年度は見込値

### (3) 居住系サービス等

#### ■サービスの種類と実施内容

サービスの種類	実施内容
①自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
②共同生活援助	障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
③施設入所支援	施設に入所する障がいのある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### 【見込量算出の考え方・今後の方策】

地域移行へのステップや、セーフティネットとしての役割などにも対応できるように、事業者へ情報提供を行い、多様な事象者の参入を促進します。

また、近隣自治体と連携を取りながら情報収集を行い、利用数の確保に努めます。

#### ■サービス見込量

	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	2人	2人	2人
①自立生活援助	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	1人	1人	0人
②共同生活援助	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	210人	220人	230人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	163人	184人	200人
③施設入所支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	113人	113人	113人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	114人	111人	113人

※令和5年度は見込値

#### (4) 相談支援

サービス利用の調整を必要とする人や、地域生活への移行や定着のための支援を必要とする人に適切なサービスを提供するために、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を定めます。

##### ■サービスの種類と実施内容

サービスの種類	実施内容
①計画相談支援	「サービス等利用計画」についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、その環境やサービス利用に関する意向を反映したサービス等利用計画を作成します。
②地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に長期入院している人に、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
③地域定着支援	障がい者支援施設から退所した場合や精神科病院に長期入院していた人が退院した場合などで、居宅において単身等で生活する人に関して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や支援を行います。

##### 【見込量算出の考え方・今後の方策】

施設入所の人に対し、入所施設所在地の特定相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の作成を図ります。また、在宅の障がいのある人については、市内の相談支援専門員の増加を図るとともに、相談支援専門員のいる障害福祉サービス事業所に対し特定相談支援事業所の指定申請を促すなど、相談支援事業所の確保に努めます。

なお、「地域移行支援」、「地域定着支援」については、一般相談支援事業の整備に向け、関係機関と協議して事業所の確保に努めます。

##### ■サービス見込量

	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	75人	80人	85人
①計画相談支援	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	67人	70人	73人
②地域移行支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	2人	2人	2人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	0人	0人	0人
③地域定着支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	2人	2人	2人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	0人	0人	0人

※令和5年度は見込値

#### (5) 児童発達支援（障害児通所・障害児相談支援）

障がい児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法に基づき設定される障がい児支援サービスについて、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を定めます。

#### ■サービスの種類と実施内容

サービスの種類	実施内容
①児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
②放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
③保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、保育所や幼稚園、小学校、乳児院、児童養護施設などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
④居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある児童に、自宅で発達支援を受けられるように支援します。
⑤障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

#### 【見込量算出の考え方・今後の方策】

放課後等デイサービスや障がい児相談支援等は、利用者が増加傾向を示しており、今後の利用動向に注視し、サービスの利用に十分に対応できる支援体制を整備し、人材の育成・確保に努めます。

また、事業者幅広く情報提供を行い、多様な事業者の参加を促します。

■サービス見込量

①児童発達支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	65人	67人	69人
		人日/月	345人日	355人日	366人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	59人	62人	65人
		人日/月	295人日	341人日	357人日
②放課後等デイサービス	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	140人	145人	150人
		人日/月	1,400人日	1,450人日	1500人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	102人	134人	140人
		人日/月	1,010人日	1,407人日	1,438人日
③保育所等訪問支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	4人	4人	4人
		人日/月	40人日	40人日	40人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	2人	4人	4人
		人日/月	20人日	40人日	40人日
④居宅訪問型児童発達支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	1人	1人	1人
		人日/月	10人日	10人日	10人日
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	0人	0人	0人
		人日/月	0人日	0人日	0人日
⑤障害児相談支援	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人/月	30人	35人	40人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人/月	23人	27人	30人

※令和5年度は見込値



## (6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人の能力や適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、「必須事業」の他、市の実情に応じて柔軟に実施することができる「任意事業」が提供されます。

### 【必須事業】

#### ■サービスの種類と実施内容

サービスの種類	実施内容
①理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に、障がいのある人等への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
②自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
③相談支援事業	
i) 障害者相談支援事業	北埼玉障がい者生活支援センターに委託し、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な支援を行います。
ii) 基幹相談支援センター等機能強化事業	北埼玉障がい者基幹相談支援センターに委託し、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など）を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
iii) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人等に、入居に必要な調整などに関する支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
④成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない人を法律的に保護するために、福祉サービスの利用契約、預金や不動産の資産管理などを家庭裁判所が選任した援助者が、本人のために行います。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた「法人後見」の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。

サービスの種類	実施内容
⑥意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行います。
⑦日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して、ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、入浴補助用具、電気式たん吸引器等の日常生活用具の給付等を行います。
⑧手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。
⑨移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
⑩地域活動支援センター	障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営めるよう、創作的活動や生産活動の機会（作業訓練、生活指導）を提供します。日常生活費などの自己負担があります。

### ■今後の見込み■

①理解促進研修・啓発事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		区分	実施	実施	実施
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		区分	実施	実施	実施
②自発的活動支援事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		区分	検討	検討	実施
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		区分	未実施	未実施	未実施

### ③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業 (相談支援事業所)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		設置数	2か所	2か所	2か所
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		設置数	2か所	2か所	2か所
ii) 基幹相談支援センター 等機能強化事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		設置数	1か所	1か所	1か所
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		設置数	0か所	0か所	1か所
iii) 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		区分	検討	検討	検討

④成年後見制度利用支援事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		利用者数/年	2人	2人	2人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		利用者数/年	0人	0人	0人
⑤成年後見制度法人後見支援事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		区分	検討	検討	検討

■サービス見込量■

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		派遣人数/年	530人	540人	550人
		利用者数/年	450人	460人	470人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		派遣人数/年	510人	523人	500人
		利用者数/年	444人	457人	440人
要約筆記者派遣事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		派遣人数/年	12人	12人	12人
		利用者数/年	6人	6人	6人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		派遣人数/年	1人	6人	10人
		利用者数/年	1人	2人	2人
手話通訳者設置事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		人	1人	2人	2人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		人	1人	1人	1人

⑦日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数/月	6件	7件	8件
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数/月	10件	4件	5件
自立生活支援用具	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数/月	10件	11件	12件
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数/月	13件	7件	10件
在宅療養等支援用具	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数/月	8件	8件	8件
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数/月	3件	9件	8件
情報・意思疎通支援用具	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数/月	10件	10件	10件
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数/月	8件	14件	10件
排泄管理支援用具	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数/月	2,150件	2,200件	2,250件
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数/月	1,876件	2,034件	2,100件
住宅改修費	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		件数/月	3件	3件	3件
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		件数/月	5件	5件	2件
⑧手話奉仕員養成研修事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		実人数	20人	20人	20人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実人数	10人	9人	15人
⑨移動支援事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		利用者/人	80人	82人	84人
		時間/年	8,400時間	8,600時間	8,800時間
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		利用者/人	68人	74人	80人
		時間/年	8,005時間	8,055時間	8,100時間

⑩地域活動支援センター

市内の施設	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		利用者数/月	35 人	35 人	35 人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実施箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		利用者数/月	25 人	29 人	24 人
他市の施設	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		利用者数/月	5 人	5 人	5 人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		利用者数/月	3 人	2 人	1 人

※令和5年度は見込値

【任意事業】

■サービスの種類と実施内容

【日常生活支援】

サービスの種類	実施内容
①訪問入浴サービス事業	看護師、准看護師、または介護職員が、家庭での入浴が困難な人の家に簡易浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供します。
②日中一時支援事業	在宅の障がい児（者）を、障がい福祉サービス事業所等を活用して一時預かりし、家族の一時的な休息を支援します。

【社会参加支援】

サービスの種類	実施内容
③スポーツ・レクリエーション教室開催等 【障害者スポーツ交流事業】	障がい（児）者や介護者等が、障がいの種別に関わりなく、スポーツを通して交流を深めるとともに、健康の増進や体力の維持向上を図るため、障がい者スポーツ交流大会を開催します。

■サービス見込量

【日常生活支援】

①訪問入浴サービス事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		利用者数/月	8人	9人	10人
②日中一時支援事業	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		利用者数/月	7人	6人	7人
②日中一時支援事業	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		実施箇所	30か所	30か所	30か所
		利用者数/月	1人	2人	3人
	実績値	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		実施箇所	29か所	30か所	30か所
		利用者数/月	1人	1人	1人

【社会参加支援】

③スポーツ・レクリエーション教室開催等【障害者スポーツ交流事業】	計画値	年度	R6年度	R7年度	R8年度
		参加者数	250人	250人	250人
実績値	参加者数	年度	R3年度	R4年度	R5年度
		中止	中止	190人	

## 第5章 計画の推進





## 1 協働のまちづくりの推進

社会福祉協議会等と連携し、福祉ボランティア団体の活動をはじめ、地域における多様な主体（自治会、市民団体等）の活動を促進するとともに、地域で中心となる人材の育成や活動の場の確保、交流の促進等により、地域で支え合う風土、安心して生活できる地域を醸成します。

### （1）市民参加による福祉活動の展開

#### ①社会福祉協議会への支援

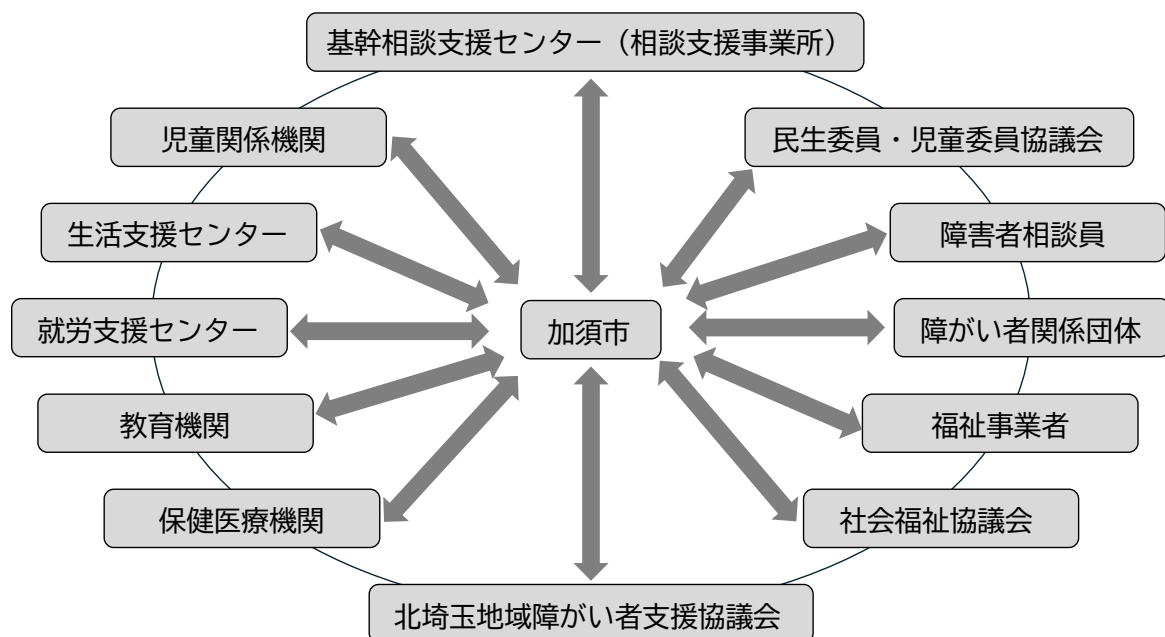
社会福祉協議会への支援の充実を図り、市民による多様な地域福祉活動を促進します。

#### ②障がい当事者の参画

障がい者団体による福祉向上のための活動を支援するとともに、市民、地域社会、企業が役割を分担し、ともに力を合わせて取り組んでいく社会づくりを行います。

### （2）関係機関との連携・ネットワーク化

生活支援センター、就労支援センター、教育機関、福祉事業所、障がい者関係団体等と適切な役割分担のもとに連携し、サービスが総合的かつ効果的に推進されるよう、各分野間の連携の強化を行います。



### （3）地域社会の理解促進

社会福祉協議会と連携し、地域の住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動の促進を図ります。

## 2 計画の推進

本計画を推進し、適切に施策を実施していくためには、障がいのある人のニーズを把握し、関係機関との連携を進め、総合的な体制により施策を進めていくことが必要になることから地域ネットワーク組織である北埼玉地域障がい者支援協議会等の活動を強化し、総合的な支援体制のネットワークづくりを行います。

### (1) 障がいのある人のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法等について障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握を行い、各事業や取組への反映を図ります。

### (2) 計画の推進体制の整備

#### ①「加須市障がい者施策推進懇話会」の運営

知識経験を有する方、市内の公共的団体等の代表者、民間団体等の代表者によって構成される「加須市障がい者施策推進懇話会」において、本計画の進捗状況や関連の情報を把握し、評価しながら計画を推進します。

#### ②庁内体制の整備

庁内においては、障がい者施策推進委員会を設置し、関係各課と連携し、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

### (3) 関係機関との連携強化

#### ①北埼玉地域障がい者支援協議会

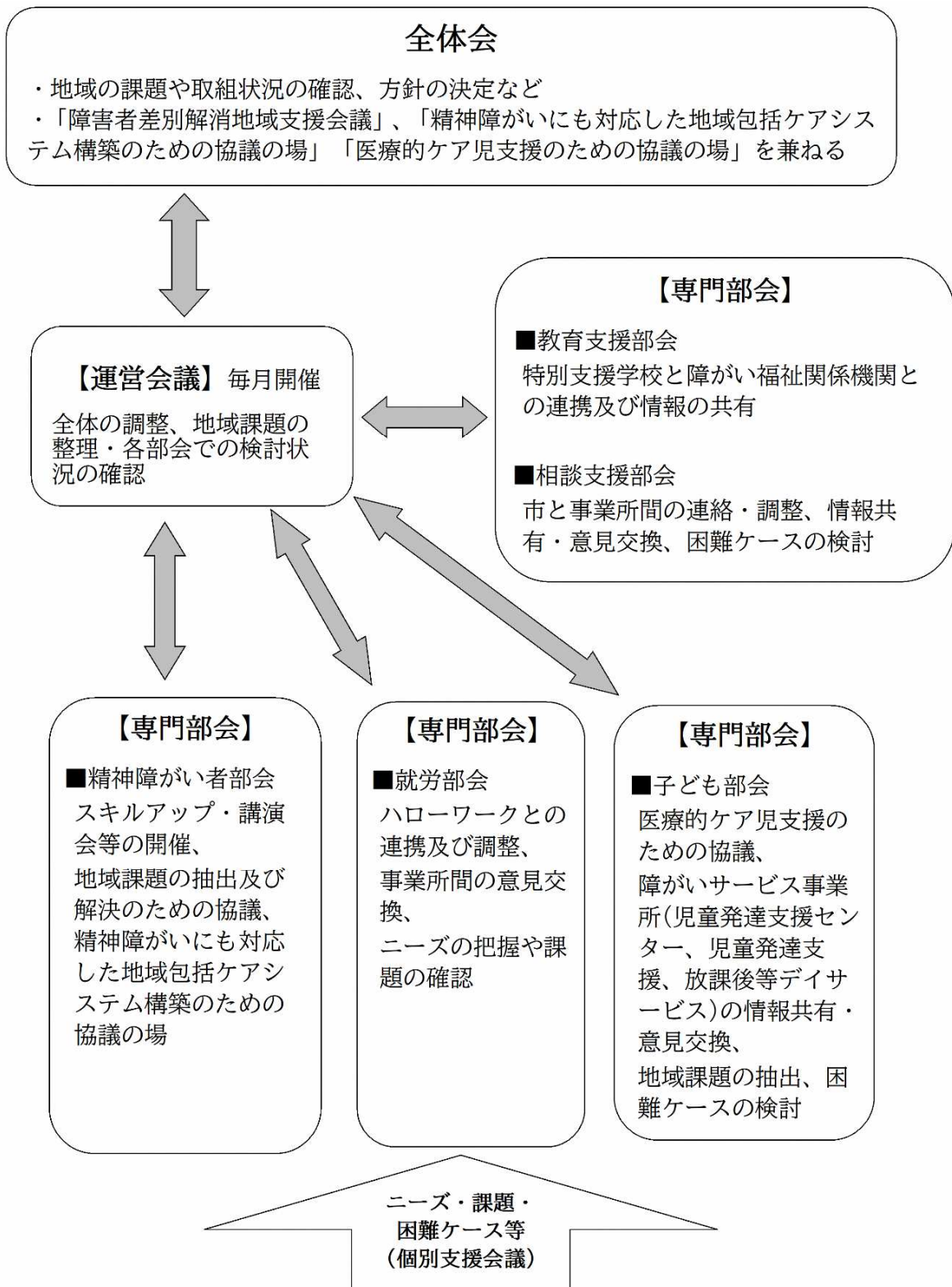
「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として「協議会」が位置づけられており、本市では、北埼玉地域3市（加須市・行田市・羽生市）での共同の会議の設置を継続します。

#### ②国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図り、施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握し、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

■北埼玉地域障がい者支援協議会の構成図



### 3 計画の点検と評価

#### (1) 計画の点検・評価【PDCAサイクルの導入】

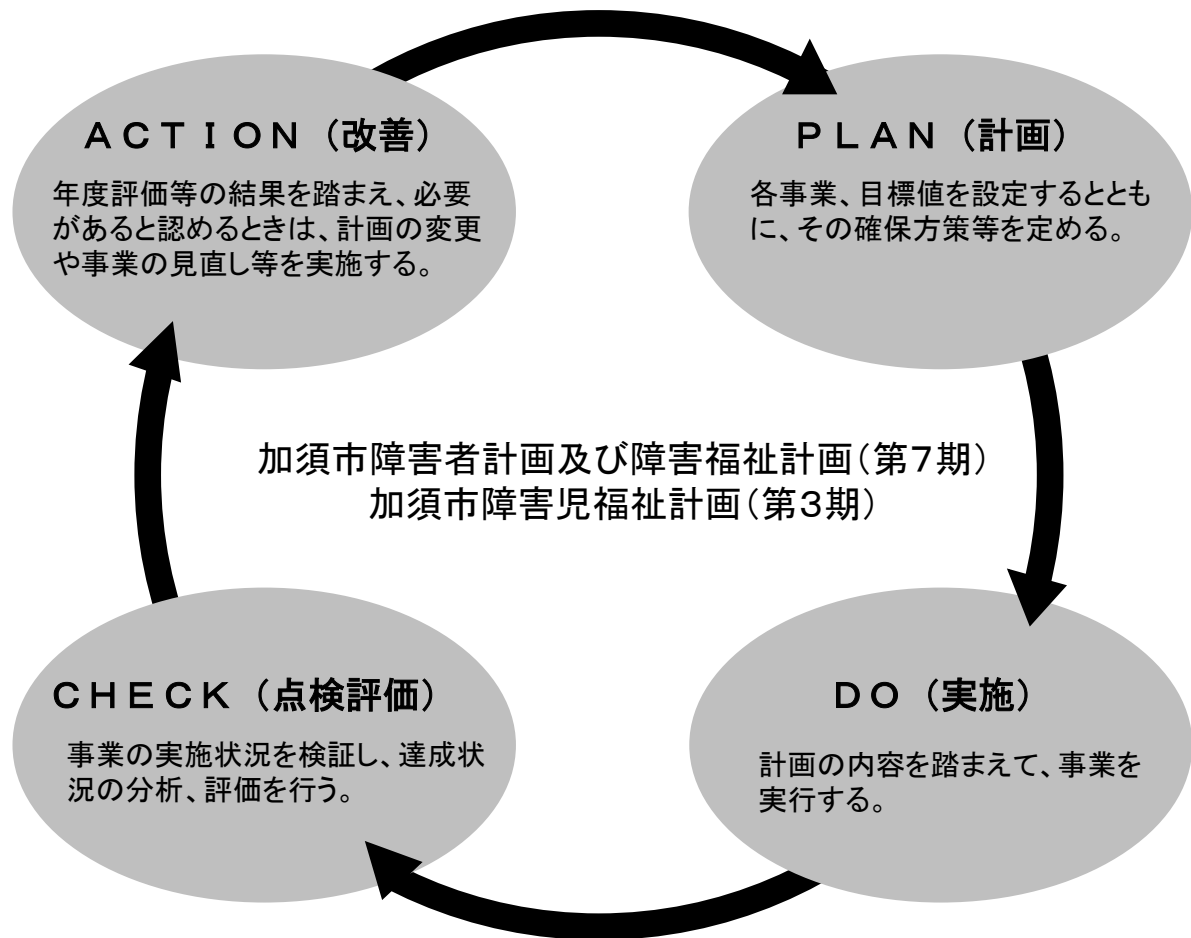
計画策定後は各年度において、各種施策の進捗状況、サービスの利用状況等を点検・評価し、その結果に基づいて次期計画を策定していくという、「PDCAマネジメントサイクル」による進行管理が必要です。

本市では、「加須やぐるまマネジメントシステム」や以下のステップで、計画の達成状況の点検と評価を行います。

また、達成状況の評価に際しては、本計画の施策ごとの指標を把握し、市民を交えながら評価していきます。

#### (2) 毎年度の点検評価のステップ

- ①進捗状況の把握、報告
- ②達成状況の確認と評価、報告
- ③施策運営に関する提言
- ④施策の実施方法、内容等の見直し



## 付属資料



## 1 用語説明

※本計画書では、児童福祉法に基づき、「児童」は、18歳未満の者とする。

### 【あ】

#### ◆あいサポーター

障がいの特性や必要な配慮を知り、自分にできる範囲で支援を実践する方のこと。あいサポーター研修を受講すれば誰でもなることができる（研修修了者にはバッジとハンドブックが交付される）。

#### ◆医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

#### ◆ADHD（注意欠陥・多動性障がい）

Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略。単調な作業が長時間できない、忘れっぽい、些細なミスをする、考えずに行動する、落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状がみられる。

#### ◆LD（学習障がい）

Learning Disabilitiesの略。全般的な知能水準や身体機能に障がいはみられないが、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な障がいの総称。

#### ◆LLブック

知的障がいや学習障がい、発達障がいのある人など、通常の活字図書の利用が困難な人にも理解できるように、写真やイラスト、絵文字、記号、短い言葉などで構成された本。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。

### 【か】

#### ◆基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障がいのある人の相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする機関。

#### ◆強度行動障がい

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

#### ◆グループホーム（共同生活援助）

地域社会の中にある住宅において数人の障がいのある人が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

#### ◆権利擁護

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい障がいのある人や認知症高齢者に代わって、援助者が代理としてその権利の擁護を行うこと。

#### ◆高次脳機能障がい

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいなどを指すものとされ、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状がある。

#### ◆公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定法に基づき労働市場の実情に応じて、労働力の需給の適正な調整を行うために、全国的体系で組織・設置され、求職者にはその有する能力に適合した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用所条件に合った求職者の斡旋を行う無料で公共に奉仕する総合的雇用サービス機関。

#### ◆広汎性発達障がい

基本的に、社会性（対人関係）の困難、コミュニケーションの困難、想像の困難、こだわり等の障がい特性を持ち、生活上の広汎な領域に障がいが見られること。特性の強弱・程度は、一人一人異なる。

#### ◆合理的配慮

社会的障壁（障がいのある人が社会で暮らしにくく、生きにくくする原因となる事柄）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ】

#### ◆埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して、平成7年3月20日に制定された条例。

#### ◆指定難病

①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病。令和元年7月1日から医療給付の対象疾病が333疾病に拡大。

#### ◆児童相談所

児童福祉法に基づき、児童の福祉に関する事項について、相談や調査・判定、問題児童の指導・一時保護などの教務を行う都道府県の機関。

#### ◆児童発達相談センター

地域の中核的な療育支援施設として、障がい児とその家族のための相談や療育など、総合的な支援をする施設。

#### ◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。一定の地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他の生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的組織。

#### ◆自主防災組織

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。

#### ◆#7171（埼玉県虐待通報ダイヤル）

埼玉県虐待禁止条例により、県民が虐待の通告・通報・届出・相談を行いやすい環境

の整備として設置された通報ダイヤル。

#### ◆手話

音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置づけられ、コミュニケーションを図り、気持ちを理解しあい、知識を蓄え、文化を創造するために必要なもの。

#### ◆手話言語条例

手話が一つの言語であることを再認識し、市民や市内事業者などに対し、広く手話への理解と普及の促進を図り、手話を必要とするすべての人が、いつでもどこでも自由に手話を使える地域社会を目指すもので、平成31年1月1日、「加須市ともに生きる手話言語条例」施行。

#### ◆手話通訳者

自治体や手話サークルの主催する手話講習会で手話を学び、地域の聴覚障がい者と交流を持つなどして手話通訳の経験を積んだ後に、派遣機関に登録するなどして活動している者。手話通訳の知識・技能を証明する資格として、厚生労働大臣が認定する「手話通訳士」がある。

#### ◆障がい者雇用率

障害者雇用促進法に基づき、労働者（失業者を含む）に対する対象障がい者である労働者（失業者を含む）の割合の基準。令和6年4月からは2.5%、令和8年4月からは2.7%となっている、なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）としている。

#### ◆障害者週間

障害者基本法において、国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを促進するために設けられ、期間は毎年12月3日から12月9日までの1週間。

#### ◆障がい者就労支援センター

就労全般にわたって障がいのある人本人、家族、事業主等からの相談に応じ、能力開発



から職場定着まで一貫して総合的に支援する施設。

#### ◆情報アクセシビリティ

高齢者や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が容易に情報通信へアクセスできること。

#### ◆ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人の働いている職場へ付き添い、職場の中で人間関係や労働習慣の習得、コミュニケーションの仲立ちなどをお手伝いし、一人で仕事ができるまで手助けする指導員。

#### ◆身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

#### ◆生活ホーム

家庭環境や住宅事情等によって、自立した生活ができない身体障がい者または知的障がい者が、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な指導・援助を受けられる施設（埼玉県単独事業）。

#### ◆精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患（統合失調症やてんかん、発達障がいなど）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、都道府県知事が交付するもの。

#### ◆成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

【た】

#### ◆短期入所（ショートステイ）

在宅障がい者の介護を行う者が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由や私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障がいのある人を一時的に施設に受入れ、必要な介護などを行うサービス。

#### ◆地域障がい者支援協議会

障害者総合支援法の規定により、障がい

者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関や関係団体等により構成される組織。地域における障がい者等への支援体制の課題や地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

#### ◆地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域での居住支援のため、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

#### ◆地域包括支援センター

介護保険法の規定により、地域の高齢者の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に市町村が設置することができる施設。

#### ◆地域防災計画

市の地域における大規模災害に対処するため、災害予防、応急対策及び復旧計画について定めた計画。市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、市民が安全で安心して住み続けることができる災害に強いまちづくりの推進に資することを目的として策定。

#### ◆通所系障がい福祉サービス（デイサービス）

在宅障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・給食サービスなどを提供することにより、障がいのある人の自立と社会参加を促進するサービス。

#### ◆特別支援学級

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいのある児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。

#### ◆特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

#### ◆特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がい（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱等）だけでなくLD、ADHD、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うもの。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられた。

【な】

#### ◆内部障がい

身体障害者福祉法では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、肝臓機能障がい、呼吸機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つと規定している。

#### ◆日常生活用具

便器、ファックスなど、在宅障がい者の日常生活がより円滑に行われるために給付または貸与する用具。

#### ◆NET119

携帯電話やスマートフォンのGPS（全地球測位システム）やチャット（文字のやりとりによる会話）機能を活用し、聴覚障がいや言語・発声障がいのある人でも素早く、火災や救急の119番通報ができるシステムで、通報者の位置や状況の確認をしながら迅速な対応が可能。

#### ◆ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルであるという考え。

【は】

#### ◆発達障がい

発達障害者支援法により「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

#### ◆バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

#### ◆PDCAサイクル

計画（PLAN）→実施（DO）→評価（CHECK）→改善（ACTION）という手順を繰り返すことにより、効率的・効果的に計画を推進していくこと。

#### ◆福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、就労継続支援施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

#### ◆ハザードマップ

災害時の指定避難場所や主な防災関係機関等の連絡先や場所が記載されている地図。市では、大地震の際の震度分布、液状化現象の可能性、地域の危険度等を記した地震ハザードマップと利根川、荒川及び渡良瀬川が大雨により氾濫した場合を想定した洪水ハザードマップを作成している。

#### ◆ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。

#### ◆ペアレントトレーニング

保護者が、子どもへのより良い関わり方や、気になる行動への効果的な対処方法について学ぶためのプログラムのこと。

#### ◆ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の

支援者（保育士、保健師、福祉事業所等）が効果的に支援できるよう開発されたグループプログラムのこと。

#### ◆ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

#### ◆ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人から援助を得やすくなることを目的として身に着けるもの。ストラップ型が多く、バッグやベルトにぶら下げて使用。

#### ◆訪問系障がい福祉サービス（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、日常生活に支障のある障がいのある人等の家庭を訪問し、入浴等の介護、家事等の必要な便宜を提供することにより、自立と社会参加を促進するサービス。

#### ◆補装具

身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具。

#### ◆ボランティア

社会福祉において、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者。

【や】

#### ◆ユニバーサルデザイン

年齢や性別、能力、経験、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人にとって、使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。

#### ◆要約筆記

音声で話されている内容を正確に聞きとり、要点をつかんで短い文にまとめ、その内容についてノートやパソコン、OHP等を使って文字で伝えるもの。

#### ◆要援護者名簿

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の氏名や住所などを記載した名簿。市町村が整備し、災害時に自治会・町内会・民生委員などが避難支援や安否確認を行う際に利用する。

【ら】

#### ◆療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。

## 2 加須市障がい者施策推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 加須市障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関する事項を総合的に検討し、もって、本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、加須市障がい者施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) その他計画の策定、推進等に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 民間団体等の代表者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会の委員以外の者を会議に出席させ説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月4日から施行し、改正後の加須市障がい者施策推進懇話会設

置要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の加須市障がい者施策推進懇話会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された懇話会の委員(市議会議員の身分を有していた者を除く。)は、この要綱による改正後の加須市障がい者施策推進懇話会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱された懇話会の委員とみなす。

### 3 加須市障がい者施策推進懇話会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所属及び職名	備 考
福田 英幸	加須市社会福祉協議会事務局長	
敷野 清和	民生委員・児童委員協議会障害者福祉部会長	副会長
遠井 正	加須市自治協力団体連合会副会長	
小沼 久義	久喜人権擁護委員協議会加須部会長	
福島 祐一	加須医師会代表	
田村 のぞみ	埼玉県加須保健所保健予防推進担当部長	
押田 和彦	埼玉県立騎西特別支援学校教頭	
鈴木 市郎	加須地域身体障害者福祉会会長 身体障害者相談員	会 長
今西 高夫	元 騎西手をつなぐ親の会会長 元 知的障害者相談員	
鈴木 君代	地域活動支援センターこすもす所長	
西 さち子	加須市聴覚障害者協会会長	
綱川 新一郎	加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園所長	
瓜巢 由紀子	社会福祉法人相思会理事長（埼玉中央学園）	
近藤 健史	多機能型施設ビビッドラボ施設長	
斉藤 真	障がい者サポートセンター「にじの家」施設長	
村山 祐一	社会福祉法人加須福祉会理事長	

任期：令和4年8月9日～令和7年8月8日

加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）  
加須市障害児福祉計画（第3期）

---

発行年日 令和6年3月  
発行 加須市福祉部障がい者福祉課  
加須市三俣二丁目1番地1  
電話 0480-62-1111（代）  
ホームページ <https://www.city.kazo.lg.jp/>

